

官報

号外 昭和六十年十二月二十日

○第百三回 衆議院會議録 第十四号

昭和六十年十二月二十日(金曜日)

議事日程 第十二号

昭和六十年十二月二十日

午後一時開議

〔請願日程は本号末尾に掲載〕

○本日の會議に付した案件

裁判官彈劾裁判所裁判員の選舉

國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

私立學校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

農林漁業團體職員共済組合法の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

議員定数の是正に関する決議案(小沢一郎君外十六名提出)

請願日程 非核三原則堅持等に関する請願外二十八請願

中小企業専任大臣設置に関する請願外六十五請願

大蔵委員會、予算委員會及び懲罰委員會を除く

内閣委員會外十四常任委員會並びに災害対策特別委員會外六特別委員會において、各委員會から中出のあつた案件について閉會中審査

するの件(議長發議)

厚生年金保險法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び職業安定法等の一部を改正する法律案(内閣提出)は、社會労働委員會において閉會中審査するの件(議長發議)

午後三時八分開議
○議長(坂田道太君) これより會議を開きます。

裁判官彈劾裁判所裁判員の選舉

○議長(坂田道太君) 裁判官彈劾裁判所裁判員の選舉を行います。

○長野祐也君 裁判官彈劾裁判所裁判員の選舉は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(坂田道太君) 長野祐也君の動議に御異議ありませんか。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よつて、動議のごとく決しました。

議長は、裁判官彈劾裁判所裁判員に伊藤宗一郎君を指名いたします。

○議長(坂田道太君) お諮りいたします。

參議院から、第百二回國會、内閣提出、國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案、私立學校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案、農林漁業團體職員共済組合法の一部を改正する法律案及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案が回付されました。この際、議事日程に追加して、右四回付案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

私立學校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

農林漁業團體職員共済組合法の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

議員定数の是正に関する決議案(小沢一郎君外十六名提出)

請願日程 非核三原則堅持等に関する請願外二十八請願

中小企業専任大臣設置に関する請願外六十五請願

大蔵委員會、予算委員會及び懲罰委員會を除く

内閣委員會外十四常任委員會並びに災害対策特別委員會外六特別委員會において、各委員會から中出のあつた案件について閉會中審査

農林漁業團體職員共済組合法の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

私立學校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

議員定数の是正に関する決議案(小沢一郎君外十六名提出)

請願日程 非核三原則堅持等に関する請願外二十八請願

中小企業専任大臣設置に関する請願外六十五請願

大蔵委員會、予算委員會及び懲罰委員會を除く

内閣委員會外十四常任委員會並びに災害対策特別委員會外六特別委員會において、各委員會から中出のあつた案件について閉會中審査

農林漁業團體職員共済組合法の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

○議長(坂田道太君) 國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の參議院回付案、私立學校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案の參議院回付案、農林漁業團體職員共済組合法の一部を改正する法律案の參議院回付案、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の參議院回付案、右四案を一括して議題といたします。

國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の參議院回付案

私立學校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案の參議院回付案

農林漁業團體職員共済組合法の一部を改正する法律案の參議院回付案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の參議院回付案

議員定数の是正に関する決議案(小沢一郎君外十六名提出)

請願日程 非核三原則堅持等に関する請願外二十八請願

中小企業専任大臣設置に関する請願外六十五請願

大蔵委員會、予算委員會及び懲罰委員會を除く

内閣委員會外十四常任委員會並びに災害対策特別委員會外六特別委員會において、各委員會から中出のあつた案件について閉會中審査

農林漁業團體職員共済組合法の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

私立學校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

議員定数の是正に関する決議案(小沢一郎君外十六名提出)

請願日程 非核三原則堅持等に関する請願外二十八請願

中小企業専任大臣設置に関する請願外六十五請願

大蔵委員會、予算委員會及び懲罰委員會を除く

内閣委員會外十四常任委員會並びに災害対策特別委員會外六特別委員會において、各委員會から中出のあつた案件について閉會中審査

農林漁業團體職員共済組合法の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

私立學校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

議員定数の是正に関する決議案(小沢一郎君外十六名提出)

請願日程 非核三原則堅持等に関する請願外二十八請願

中小企業専任大臣設置に関する請願外六十五請願

大蔵委員會、予算委員會及び懲罰委員會を除く

内閣委員會外十四常任委員會並びに災害対策特別委員會外六特別委員會において、各委員會から中出のあつた案件について閉會中審査

農林漁業團體職員共済組合法の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

私立學校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回國會、内閣提出)(參議院回付)

議員定数の是正に関する決議案(小沢一郎君外十六名提出)

請願日程 非核三原則堅持等に関する請願外二十八請願

中小企業専任大臣設置に関する請願外六十五請願

大蔵委員會、予算委員會及び懲罰委員會を除く

内閣委員會外十四常任委員會並びに災害対策特別委員會外六特別委員會において、各委員會から中出のあつた案件について閉會中審査

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

裁判官彈劾裁判所裁判員の選舉

國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(參議院回付)外三案

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

議員定数の是正に関する決議案 非核三原則堅持等に関する請願外九十四請願 委員会の閉会中審査に関する件 議事 五六一

し、その審議を進められんことを望みます。
○議長(坂田道太君) 長野祐也君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、日程は追加せられました。

議員定数の是正に関する決議案(小沢一郎君外十六名提出)
○議長(坂田道太君) 議員定数の是正に関する決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。小沢一郎君。

議員定数の是正に関する決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔小沢一郎君登壇〕

○小沢一郎君 たいま議題となりました議員定数の是正に関する決議案につきまして、自由民主党・新自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党・革新共同及び社会民主連合を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。
案文を朗読いたします。

議員定数の是正に関する決議案

衆議院議員の現行選挙区別定数配分規定については、最高裁判所において違憲と判断され、その早急な是正が強く求められている。

本件は、民主政治の基本にかかる問題であり、立法院としてその責任の重大性を深く認識しているところである。

本院は、前国会以来、定数は正法案について精力的に審査を進めてきたが、諸般の事情により、いまだその議了を見るに至っていない。

本問題の重要性の緊急性にかんがみ、次期国会において速やかに選挙区別定数は正の実現を期するものとする。
右決議する。

以上であります。

本決議案の提出に当たりましては、昨十九日の議長見解を体し、定数は正に関する本院の決意をあらわすため、議院運営委員会の理事各位の間で協議を行い、自由民主党・新自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党・革新共同及び社会民主連合の六党共同提案として提出いたすことになったものであります。
何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は可決いたしました。

○長野祐也君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、請願日程二十九件とともに、本日委員会の審査を終了した中小企業専任大臣設置に関する請願外六十五請願を追加して一括議題となし、その審議を進められんことを望みます。

〔追加請願の件名は本号末尾に掲載〕

○議長(坂田道太君) 長野祐也君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、日程は追加せられました。

請願日程 非核三原則堅持等に関する請願外二十八請願

中小企業専任大臣設置に関する請願外六十五請願

○議長(坂田道太君) 非核三原則堅持等に関する請願外九十四請願を一括して議題といたします。

〔報告書は会議録追録(二)に掲載〕

○議長(坂田道太君) 各請願は委員長長の報告を省略して採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

委員会の閉会中審査に関する件

○議長(坂田道太君) お諮りいたします。

大蔵委員会、予算委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに災害対策特別委員会外六特別委員会から、閉会中審査いたしましたの申し出があります。

〔閉会中審査案件は本号末尾に掲載〕

○議長(坂田道太君) 各委員会から申し出のあった案件中、まず、農林水産委員会の申し出に係る流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案は、同委員会において閉会中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、さよう決定いたしました。

次に、ただいま閉会中審査するに決定いたしました案件を除く他の案件について、各委員会において申し出のとおり閉会中審査するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。
内閣提出 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び職業安定法等の一部を改正する法律案は、社会労働委員会において閉会中審査することとしたいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、さよう決定いたしました。

○議長(坂田道太君) この際、今国会の議事を終了するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

諸君は、当面する内外の諸問題について、終始熱心に審議を重ねられました。ここに、諸君の御精勵に対し、深く敬意を表する次第であります。なお、通常国会は来る二十四日に召集されております。諸君におかれましては、御自愛の上、一層御活躍あらんことを切望してやみません。(拍手)

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。
午後三時十七分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 竹下 登君
文部大臣 松永 光君
農林水産大臣 佐藤 守良君
自治大臣 古屋 亨君

請願日程

(外務委員会)
一 非核三原則堅持等に関する請願(佐藤

敬治君紹介(第四八九号)

二 捕虜の待遇に關する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約に關する請願

(渡部行雄君紹介)(第一五八八号)

(社会労働委員会)

一 国民健康保険財政の健全化に關する請願

(天野光晴君紹介)(第一四八号)

(農林水産委員会)

一 合板・製材等木材産業改善に關する請願

(野口幸一君紹介)(第五〇九号)

二 同(八木昇君紹介)(第五一〇号)

三 同(上原康助君紹介)(第五八二号)

四 同(津川武一君紹介)(第五八三号)

五 同(辻一彦君紹介)(第五八四号)

六 同(中林佳子君紹介)(第五八五号)

七 同(不破哲三君紹介)(第五八六号)

八 同(村山喜一君紹介)(第五八七号)

九 同(渡部行雄君紹介)(第五八八号)

一〇 同(武部文君紹介)(第六一八号)

一一 同(藤田高敏君紹介)(第六一九号)

一二 同(佐藤敬治君紹介)(第六五七号)

一三 同(山中末治君紹介)(第六五七号)

一四 同(松前仰君紹介)(第七二四号)

一五 同(山下八洲夫君紹介)(第七九〇号)

一六 同(森井忠良君紹介)(第八一九号)

一七 同(吉原米治君紹介)(第八二〇号)

一八 同(和田貞夫君紹介)(第八五七号)

一九 同(松浦利尚君紹介)(第九六六号)

二〇 同(森中守義君紹介)(第一〇七一号)

二一 同(上田哲君紹介)(第一一七九号)

二二 同(木島喜兵衛君紹介)(第一二二五号)

二三 同(永井孝信君紹介)(第一二二六号)

二四 同(渡辺嘉蔵君紹介)(第一二二七号)

二五 同(不破哲三君紹介)(第一二八七号)

二六 同(竹村泰子君紹介)(第一四九六号)

追加分の請願

(内閣委員会)

一 中小企業専任大臣設置に關する請願(井上一成君紹介)(第一六三三号)

二 同(井上一成君紹介)(第一五四四号)

三 同(井上一成君紹介)(第三四八号)

四 ソ連留後遺症のシベリア肺患者及び遺族の補償改善に關する請願(角屋堅次郎君紹介)(第四八二二号)

五 同(元信亮君紹介)(第四八三三号)

六 同(上原康助君紹介)(第五二二二号)

七 同(浦野休興君紹介)(第五二二三号)

八 同(小川仁一君紹介)(第五二三三三三)

九 同(山本政弘君紹介)(第五二四四号)

一〇 中小企業専任大臣設置に關する請願(井上一成君紹介)(第四八五五号)

一一 同(井上一成君紹介)(第五一九九号)

一二 同(松前仰君紹介)(第五二〇二二)

一三 同(井上一成君紹介)(第五九三三三)

一四 ソ連留後遺症のシベリア肺患者及び遺族の補償改善に關する請願(堀川正十郎君紹介)(第六六三三三)

一五 同(山中末治君紹介)(第七二八八号)

一六 同(戸塚進也君紹介)(第一〇四七号)

一七 同(市川雄一君紹介)(第一五一九号)

一八 同(古川雅司君紹介)(第一五二〇二)

(地方行政委員会)

一 国庫補助負担率の引き下げによる地方への負担軽減に關する請願(佐藤隆君紹介)(第一〇五五号)

二 町村の下水道事業に對する地方財源の充実に關する請願(平泉涉君紹介)(第二五五五号)

(文教委員会)

一 学校事務職員等に係る義務教育費国庫負担制度の堅持に關する請願(齋藤邦吉君紹介)(第一〇六六号)

二 義務教育諸学校の学校事務職員に對する義務教育費国庫負担制度の維持に關する請願(有島重武君紹介)(第八三三三三)

三 同(駒谷明君紹介)(第八三三三三)

四 同(武田一夫君紹介)(第八三四四)

五 同(飯村義彦君紹介)(第八三五五)

六 同(浅井美幸君紹介)(第八九三三)

七 同(小谷輝二君紹介)(第八九四四)

八 同(山田英介君紹介)(第八九五五)

九 義務教育費国庫負担制度改革に關する請願(神田厚君紹介)(第八八七七)

一〇 義務教育諸学校の学校事務職員に對する義務教育費国庫負担制度の維持に關する請願(市川雄一君紹介)(第一一三三三)

一一 同(木内良明君紹介)(第一一四四)

一二 同(權藤恒夫君紹介)(第一一五五)

一三 同(宮地正介君紹介)(第一一六六)

一四 同(大野深君紹介)(第二二〇〇二)

一五 同(西中清君紹介)(第二二〇一)

一六 同(横手文雄君紹介)(第二二〇二)

一七 同(外九件(青木正久君紹介)(第二二五六号)

一八 同(江田五月君紹介)(第二二五七号)

一九 同(新井彬之君紹介)(第一三三八号)

二〇 同(石田幸四郎君紹介)(第一三九四九)

二一 同(外二件(田中慶秋君紹介)(第一三五〇号)

二二 同(塚田延充君紹介)(第一三五一一)

二三 同(橋本文彦君紹介)(第一三五二二)

二四 同(古川雅司君紹介)(第一三五三三)

二五 同(矢追秀彦君紹介)(第一三五四四)

二六 同(和田一仁君紹介)(第一三五五五)

二七 同(外二件(安倍基雄君紹介)(第一五三七号)

二八 同(大塚雄司君紹介)(第一五三八号)

二九 同(北川正恭君紹介)(第一五三九号)

三〇 同(佐々木良作君紹介)(第一五四〇号)

三一 同(中井治君紹介)(第一五四一)

三二 同(外二件(中野寛成君紹介)(第一五四二号)

三三 同(二見伸明君紹介)(第一五四三三)

三四 同(伏屋修治君紹介)(第一五四四四)

三五 同(外二件(吉田之久君紹介)(第一五四五号)

三六 同(伊藤英成君紹介)(第一五九一一)

三七 同(小沢貞孝君紹介)(第一五九二二)

三八 同(春日一幸君紹介)(第一五九三三)

三九 同(小平忠君紹介)(第一五九四四)

四〇 同(田川誠一君紹介)(第一五九五五)

四一 同(永末英一君紹介)(第一五九六六)

(運輸委員会)

一 運輸代行業のタクシー類似行為撲滅に關する請願(橋本龍太郎君紹介)(第一二二二二)

二 同(外十三件(安田修三君紹介)(第一二二三三)

三 同(外二件(江藤隆美君紹介)(第一四九九)

四 同(瓦力君紹介)(第一一八〇二)

(建設委員会)

一 町村の公共下水道整備推進に關する請願(平泉涉君紹介)(第一五〇二)

各委員会閉会中審査申出案件

内閣委員会

一、行政機構並びにその運営に關する件

二、恩給及び法制一般に關する件

三、公務員の制度及び給与に關する件

四、榮典に關する件

地方行政委員会

一、地方自治に關する件

二、地方財政に關する件

三、警察に關する件

四、消防に關する件

五
六
四

百一回国会衆法第三三三號)

八、大規模小売店舗等調整法案（上坂昇君外
八名提出、第百二回国会衆法第三二二号）
九、通商産業の基本施策に関する件

一〇、中小企業に関する件

二一、資源エネルギーに関する件

一三、經濟の計画及び総合調整に関する件

件

一五、鋳業と一般公益との調整等に関する件

出、第百一回国会衆法第二四号)

二、交通事業における公共割引の国庫負担に
関する法律案(吉原米治君外六名提出、第

三、都市における公共交通の環境整備に関する特別措置法案（左近正男君外九名提出、百一回国会衆法第二五号）

第二百二回国会衆法第一九号)

四、陸運に関する件

五、海運に関する件

- 六、航空に関する件
- 七、日本国有鉄道の経営に関する件
- 八、港湾に関する件

九、海上保安に関する件
一〇、観光に関する件
一一、気象に関する件

一、通信行政に関する件
二、郵政事業に関する件
三、郵政監察に関する件

三、電氣設備の設置に關する件
四、電氣通信に關する件
五、電波監理及び放送に關する件

- 一、住宅基本法案（新井彬之君外二名提出、第百二回国会衆法第二四号）
- 二、建設行政の基本施策に関する件

三、都市計画に関する件

五六五

各委員会閉会中審査申出案件 朗読を省略した議長の報告

昭和五十九年度（出納整理期間を含む。）における予算使用の状況

島県第二区選出議員澁谷直藏君は、去る十六日死去された。

五六五

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号 朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
議院運営委員

辞任 伊藤 忠治君 補欠 中村 正男君

中村 正男君 伊藤 忠治君

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
科学技術委員

辞任 保利 耕輔君 補欠 藤谷 直藏君

藤谷 直藏君 綿貫 民輔君

決算委員

辞任 藤谷 直藏君 補欠 綿貫 民輔君

一、昨十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
通信委員

辞任 佐藤 祐弘君 補欠 藤田 スミ君

藤田 スミ君 佐藤 祐弘君

科学技術委員

辞任 山原健二郎君 補欠 藤木 洋子君

藤木 洋子君 山原健二郎君

環境委員

辞任 藤田 スミ君 補欠 佐藤 祐弘君

佐藤 祐弘君 藤田 スミ君

一、今二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任 新村 勝雄君 補欠 金子 みつ君

金子 みつ君 新村 勝雄君

田中 慶秋君 幸助君

滝沢 幸助君 田中 慶秋君

外務委員

辞任 木下敬之助君 補欠 田中 慶秋君

田中 慶秋君 木下敬之助君

文教委員

辞任 田川 誠一君 補欠 小杉 隆君

小杉 隆君 田川 誠一君

社会労働委員

辞任 小杉 隆君 補欠 田川 誠一君

田川 誠一君 小杉 隆君

議院運営委員

辞任 長野 祐也君 補欠 二階 俊博君

二階 俊博君 長野 祐也君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十六日、科学技術委員藤谷直藏君は死去された。

一、昨十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
交通安全対策特別委員

辞任 伊藤 英成君 補欠 塚田 延充君

塚田 延充君 伊藤 英成君

(議案提出)

一、今二十日、議員から提出した議案は次のとおりである。

議員定数の是正に関する決議案(小沢一郎君外十六名提出)

(委員会審査省略要求書受領)

一、今二十日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

議員定数の是正に関する決議案

小沢一郎君外十六名

(回付議案受領)

一、今二十日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回国会本議院議決案)

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回国会本議院議決案)

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(第百二回国会本議院議決案)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回国会本議院議決案)

(議案通知書受領)

一、去る十三日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案

特定石油製品輸入暫定措置法案

(質問書提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米軍に提供している土地の上に戦前存在した借地権等の存続等に関する質問主意書(玉城栄一君提出)

防衛費のGNP一％枠に関する質問主意書(春日一幸君提出)

東大農学部コンピューターの民間企業による不正使用問題と虚偽報告等に関する質問主意書(矢山有作君提出)

一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄県における「米軍用地収用特措法」に基づく強制使用の二十年間の延長に関する質問主意書(瀬長亀次郎君提出)

(答弁書受領)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平石磨作太郎君提出保育所国庫負担に関する質問に対する答弁書

円高下の中小企業対策に関する質問主意書

右の質問主意書提出する。

昭和六十年十二月二十九日

提出者 城地 豊司

衆議院議長 坂田 道太殿

円高下の中小企業対策に関する質問主意書

政府・日銀は先進主要五カ国蔵相会議(G5)以降、円高誘導政策を積極的に推進してきたが、一時、二百円台を突破するなど、上げ足があまりにも急激であつたため、国内産業は広範囲に重大な影響を受けている。

とりわけ、輸出依存度の高い中小企業において深刻な事態に直面しており、加えて、円高の落ちつき先が見えないため、中小企業経営者及び従業員の不安は計り知れないものがある。輸出比率の高い産業を中心とした中小企業対策は、緊急を要すると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 政府は、円レートの適正水準について、一ドル何円程度が妥当と判断しているのか。

二 短期間の急激な円高が、中小企業経営にどのような影響を与えているか。その業種別、地域別の実態を速やかに把握すべきと考えるが、政府の対応はどうか。

三 主として輸出依存度の高い中小企業向けの緊急対策が必要である。政府の方針はどのようなものか。

四 前記三の事項との関連において、中小企業対策等を柱とする昭和六十年補正予算(案)の編成を検討すべきと思うが、政府はどのように考えるか。

右質問する。

内閣衆議一〇三第一三三三

昭和六十年十二月十三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員城地豊司君提出円高下の中小企業対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員城地豊司君提出円高下の中小企業対策に関する質問に対する答弁書

一について

一般的に適正な為替相場を示すことは困難であり、その具体的水準は市場の合理的判断にゆだねざるを得ないが、為替相場が各国の経済のファンダメンタルズをよりよく反映し、秩序あるドル高是正が行われることが望ましいと考える。

二について

1 円高の急激な進展による中小企業経営への影響については、まず、昭和六十年十月初旬に、輸出関連中小企業に対して調査を実施し、その結果によれば、円高が続いた場合の中小企業の厳しい採算見通しが出されている。

2 また、昭和六十年十月下旬から十一月上旬にかけて輸出依存度の高い産地(四十産地)に対して調査を実施したが、その主な結果は次のとおりである。

(一) 円高様相がめ等から新規成約がほとんど全面的にストップした産地も出ている。

(二) 受注残が適正水準を下回っている産地が多数ある。

(三) 採算レイトが二百二十円から二百三十円までとする産地が大半を占めている。

四 既に一部に資金繰りに影響の出ている産地があり、年末までに資金繰りが苦しくなるとする産地も多数ある。

3 さらに、昭和六十年十一月下旬にも、各地

方通商産業局管内の産地中小企業等に対して円高の影響調査を行ったが、その主な結果は次のとおりである。

(一) いずれの管内でも輸出依存度の高い産地では輸出向け新規成約及び受注残が大幅に減少している。

(二) 一部の産地では休業する企業も出ている。

(三) 先行きの見通しはいずれの地域でも厳しいものとなっている。

4 このように、円高の急激な進展は、中小企業経営に相当程度の影響を与えており、今後ともその動向を注視していく必要があると考えている。

三及び四について

現在の円高の進展は、大きな流れとしては望ましいものと考えているが、中小企業を中心とする一部の業界等への影響が懸念されているところである。このため、円高によつて影響を受けている輸出関連中小企業等について、経営危機を回避しつつ、事業転換、内需転換等の企業経営の調整を図ること等を目的として、昭和六十年十二月二日から政府系中小企業金融三機関等による特別融資制度の創設をはじめとする諸措置を講じたところである。

これら中小企業対策を実施するための予算補正を行う考えはない。

右答弁する。

保育所国庫負担に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十年十二月六日

提出者 平石磨作太郎

衆議院議長 坂田 道太殿

保育所国庫負担に関する質問主意書

必要な保育が行われる所である。

保育に要する費用は、法第五十一条により、市町村長が入所措置をとった場合、入所に要する費用、入所後の保護につき最低基準(法第四十五条)を維持するために要する費用、即ち、(一)措置児童の一般生活費、(二)人件費、(三)管理費を保育単価(措置児童一人当たり月額単価)として定め、これに各月初日の在籍児童の数を乗じて得た額を支弁することとしている。

国庫負担は、法第五十三条に、地方公共団体の支弁する費用に対し政令の定めるところにより、その「十分の八」を負担するとしている。

然るに、「国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律」による児童福祉法の一部改正により、昭和六十年適用に限り、法第五十三条中の「十分の八」とあるのは「十分の七」と、法第五十五条中の「十分の一」とあるのは「十分の一・五」と改正された。また、昭和五十九年十二月二十二日付をもつて大蔵・自治・厚生三大臣の覚書により、「この措置は、昭和六十年度における暫定措置とする旨確認された。

昭和六十一年度予算編成期を控え、新聞報道によると、政府の補助金問題検討会において、保育所については補助率「十分の八」を「十分の五」程度まで引き下げることを検討されているとありますが、保育所に対する補助金は、市町村の支弁額に對する国庫負担を他の一般高率補助と同列に取り扱うことは不公平であります。

その理由は、国の責任分担として国庫負担制度を採用していること、また、法第五十六条第一項により市町村長が支弁した措置に伴う費用は、それそれ本人又はその扶養義務者から徴収しなければならぬ(施行規則第四十八条)。もし納付しないときは、国税滞納処分の例により処分する(法第五十六条第七項、国税徴収法第四十七条)となつてい

「国の定める保育単価による支弁額に對し、同じく徴収金基準額表による徴収金(保育料)

の徴収率は、昭和五十九年度四九・五二%、六十年四月、五月は五〇・五七%、五〇・八七%を示している。従つて、保護者負担は支弁額の約半分を占めている。

国は、その年度において、地方公共団体における支弁総額から徴収金総額を控除した額を基本額(精算額)として、その基本額(精算額)の「十分の八」に相当する額を負担するものである(施行令第十四条、第十七条第三項)。

従つて、国庫負担は現行「十分の八」が「十分の四」の交付となつており、昭和六十年度は「十分の三・五」の交付額となるのである。五割以上の一般高率補助に該当しないことは明白である。もし言われるように「十分の八」を「十分の五」とするならば、国庫負担は「十分の二・五」となる。故に、このような引下げ措置は保育事業を根柢から崩壊させるものであり、乳幼児の健全育成が大幅に後退を余儀なくされ、到底容認することはできません。

従つて、次の事項について質問する。

一 保育所に対する国庫負担は、他の一般高率補助金とは別扱いとし、本法による「十分の八」を確保するか。

右質問する。

内閣衆議一〇三第一四三三
昭和六十年十二月十三日
内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員平石磨作太郎君提出保育所国庫負担に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員平石磨作太郎君提出保育所国庫負担に関する質問に対する答弁書

一について

昭和六十一年度以降の補助率の在り方については、現在、補助金問題関係閣僚会議及び補助金問題検討会において検討を行っているところ

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号 朗読を省略した議長の報告

であり、保育所への入所の措置に要する費用に對する国庫負担の在り方についても、その検討結果を待つて対処したい。
右答弁する。

一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員松浦利尚君提出いわゆる悪徳商法から消費者等を守るための方策に関する質問に對する答弁書

衆議院議員安倍基雄君提出公職選挙法の一部を改正する法律案(金丸信君外六名提出)及び公職選挙法の一部を改正する法律案(田邊誠君外六名提出)に關連する法律上の諸問題に關する質問に對する答弁書

いわゆる悪徳商法から消費者等を守るための方策に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。
昭和六十年十一月二十九日

提出者 松浦 利尚
衆議院議長 坂田 道太殿
いわゆる悪徳商法から消費者等を守るための方策に関する質問主意書

資産形成への消費者等の関心が高まるなかで、いわゆる金(きん)の現物まがい商法とか、マルチまがい商法などといわれる商法による消費者等の被害が続出している。これらの問題は、もともと経済活動の複雑化や、社会的には高齢化が進むなかで起きている問題である。

従つて、これらの問題に十分対処していくためには、もとより消費者等の啓発も重要ではある

が、何よりも行政庁による素早い対応が重要である。

豊田商事の場合を例にとつてみて、通商産業省が文書をもつて同商事に對する本格的な指導に乗り出したのが、破産宣告を受ける直前であつて、結果として大量の被害者を生ぜしめたことは遺憾にたえない。

スモン訴訟における判例にもみられるように、最近の学説、判例は、法律的根拠がないことを理由に行政指導を行わなかつた場合の国の不作為について、国の責任を認める方向にある。

行政庁による素早い行政指導とともに重要なことは、いろいろと変化するいわゆる悪徳商法に即応した個々の立法措置である。既存の法律を改正してこれらに對応することはもちろんであるが、それにもまして重要なことは、詐欺的な行為を一般的に禁止して、被害を未然に防止することである。

以上述べたところにより、次の諸点について質問する。

一 行政庁は、行政指導を行う場合、その法律的根拠を問題視するが、法律的根拠がなくても行政指導を行い、被害の防止に努める義務があると思ふがどうか。

二 アメリカにおいては、詐欺的取引を一般的に禁止する法律が施行されているやに聞いており、また、石川県においては、いわゆる迷惑防止条例のなかで、訪問販売員等が身分や物品の価格、物品の内容その他の事実を著しく誤解させるような表示又は言動をすることを禁止していると聞くが、このような一般的な被害防止法を立法する意思はないか。

三 いわゆる悪徳商法から消費者等を守るための法律案は、いつまでに国会に提出できるか。右質問する。

内閣衆質一〇三第一二二号
昭和六十年十二月十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員松浦利尚君提出いわゆる悪徳商法から消費者等を守るための方策に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松浦利尚君提出いわゆる悪徳商法から消費者等を守るための方策に関する質問に對する答弁書

一について

いわゆる行政指導は、相手方の任意の協力を得て行ふものであつて、国民の権利を制限し、又は国民に對して義務を課するような法律上の強制力を有するものではないから、個別に法律の根拠を必要とするものではなく、行政機関がそれぞれの設置の根拠である法律によつて与えられた所掌事務の範囲内において行うことができるが、その実施に当たつては、いやくも行政権の濫用にわたらないよう十分配慮すべきものである。

二及び三について

昭和六十年十一月一日の消費者保護會議においては、悪質な商取引の防止等について重点的に取り上げられ、金等の現物まがい取引に對しては、当面、各省庁連携の下、不法事犯の取締りの強化等各種法令の厳格な運用及び迅速な情報提供に努めるとともに、消費者被害の防止のための方策について、法制度の整備も含め関係省庁連携の下に検討を進めること、また、特に消費者取引に係る経済犯罪が多発傾向にあることから、これに的確に對処するため、悪質な事犯の取締り体制を更に強化することなどが決定された。

今後とも、本決定に沿ひ、こうした悪質な商法による消費者被害の防止のための方策を関係省庁連携の下に推進してまいりたい。
右答弁する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(金丸信君外六名提出)及び公職選挙法の一部を改正する法律案(田邊誠君外六名提出)に關連する法律上の諸問題に關する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和六十年十二月七日

提出者 安倍 基雄
衆議院議長 坂田 道太殿

公職選挙法の一部を改正する法律案(金丸信君外六名提出)及び公職選挙法の一部を改正する法律案(田邊誠君外六名提出)に關連する法律上の諸問題に關する質問主意書

公職選挙法の一部を改正する法律案(金丸信君外六名提出。以下「六・六案」という。)及び公職選挙法の一部を改正する法律案(田邊誠君外六名提出。以下「野党統一案」という。)が、第一〇三回國會において審議中であるが、これら二法案は、いずれも議員提出であり、また、その重要性において、通常の法案とその質を異にするものである。従つて、これらの法案に、後日問題とされるよう

な法律上の瑕疵がいささかでも存在するとすれば、議員立法の權威をそこない、また国会に対する国民の信頼を失わしめることとなる。本員は、これら法案が、後日、違憲立法であつたという非難をこうむる可能性があると危惧するものであり、次の諸点について、内閣の見解をうけたまわり、本法案審議の参考といたしたので、速やかに御回答あられることを要請するものであります。

衆議院議員の選挙区域別定数は、公職選挙法別表第一及び附則に示されているところ、昭和六十年七月十七日最高裁判所(以下「最高裁」という)大法廷は、次の趣旨の判決を行つた。

「現行の定数に関する規定は、選挙区の間における一票の持つ重要性についての格差が、国会の裁量権として許容できる範囲を超えており、憲法第十四条に規定している「法の下の平等」の原則に反し、違憲と言ふべきである。また、当該規定が法制定当時合憲であつたとしても、人口の移動等その後の変化により違憲となつた場合、合理的期間内に修正すべきところ、この修正が行われておらず、従つて、違憲な定数規定のもとに行われた昭和五十八年十二月の選挙は、本来無効と言わなければならぬ。しかしながら、現在の選挙は無効とすることは、諸般の事情からして適当でないで、いわゆる事情判決制度の基礎にある法理によつて無効とはしないが、国会は速やかに、当該規定の是正を行ふべきである。」

前記二法案は、この最高裁判決を受けて、違憲状態の是正を目的として提出されたものであるが、次の諸点において、その法律上の性格を明らかにすべきであると思料される。

一 公職選挙法別表第一には、選挙区ごとの議員定数は「五年ごとに、直近に行われた国勢調査の結果によつて、更正するのを例とする」と付記されている。これは、定数は正が直近の国勢調査の結果に基づく人口統計によることが、最も適切であるとの趣旨によるものと考えられる。

本国会直近の国勢調査は、本年十月一日現在で行われた。その速報値は、本年十二月下旬官報により公表されることとなつてゐるが、速報値と確定値との誤差は殆どなく、速報値を国会が定数は正の基礎として使用することについては何等問題のないことが、政府当局によつて確認されている。

従つて、速報値公表後は、前記選挙法の規定及び最高裁判決の趣旨から、定数は正は、新しい数値によるべきであると思われるがどうか。二 十二月下旬の速報値の公表は、十月一日現在における人口を確認する行為であると解すべきであると思われるがどうか。

もし、この公表された人口と、前記定数配分規定とから、最高裁判決の指摘する違憲状態が明らかになるとすれば、この違憲状態は、十二月下旬の公表のときに始めて生じているのではなく、十月一日の時点で既に生じていることが確認されるのであると考えられるべきと思われるがどうか。

前記公表が確認行為であるとするならば、昭和六十年十月一日以降に行われる改正は、昭和五十五年の国勢調査の結果によつてではなく、公表がごく近く行われることを勘案すれば、本来この公表を待つて行われるべきであると思われ

れるがどうか。

三 昭和五十三年九月十三日の東京高等裁判所判決、及び昭和五十八年十一月七日の最高裁大法廷における判決中の横井大三裁判官ほか二名の裁判官の少数意見において、昭和五十年の定数は正のための改正法(法律第六十三号)が、制定当時既に違憲であつたという判断が下されている。これは、昭和五十年の改正が、昭和四十五年の国勢調査の結果を使用して、他の統計その他を勘案すれば、法制定当時、既に一票の格差が国会の裁量権の範囲を超える事例の生じることが十分予測されているにもかかわらず、法制定が行われたことを理由としている。

昭和五十年の改正法は、国勢調査の行われる三カ月前の同年七月に成立している。昭和五十八年及び昭和六十年の最高裁の大法廷の多数意見は、あえて同改正を違憲な立法と判定していないが、国勢調査実施前に行われた法改正についてさえも「立法そのものが違憲であつた」との見解が一部において表明されていることは注目に値する。

今回の改正法案の審議は、昭和五十年の場合と異なり、既に本年十月一日に国勢調査が完了した後の審議であり、また本年九月二日現在の有権者数の調査の結果及び各県単位で公表されている国勢調査の速報値から、十月一日の時点において、六・六案あるいは野党統一案では解消できない多くの違憲状態の存在することが、相当程度以上の確度で予見される状況のもとで行われている。これら二法案の何れかが成立した後、将来選挙が行われた際、当該法律が制定当時から違憲であつたとの理由で、数多くの選挙

無効の訴えが提起されること(あるいは選挙前に選挙差止め訴訟が提起されること)が予想される。従来の最高裁判決は、法制定当時合憲であつた定数に関する規定が、その後の事情の変化により違憲となつた場合における選挙の無効を問題としているが、前記訴訟が提起された場合、具体的な選挙の有効無効の判定の前提として、最高裁判決が、当該法律の制定時における違憲性を取り上げる可能性があると考えるがどうか。また、この立法そのものを、違憲の立法として判定する可能性があると考えるかどうか。

この場合、本年十二月下旬以降のこれら法案の成立を、「故意に国勢調査の結果を無視したもの」として判定するならば、十月一日以降十二月下旬までの同法案の成立を、刑法上の概念を援用して、「未必の故意」に基づくものと判定する可能性があると考えるがどうか。

四 もし、最高裁が「法制定当時既に違憲であり、国会がこの事実を知りながら法制定を敢て行つた」と判示した場合、国民の議員立法に対する信頼を傷つけ、国権の最高機関としての国会の權威を失墜することになると考えるがどうか。

また、最高裁が国会に対して「違憲状態を放置した」と判示するよりも、「違憲状態を認識し、または認識し得る状況にありながら、法制定の際、故意にその事実を無視した」と判示することの方が、より重大な意味を持ち、立法院と司法院との対立を決定的ならしめるおそれがあると思われるがどうか。

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

朗読を省略した議長長の報告

内閣衆質一〇三第一五号

昭和六十年十二月十七日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員安倍基雄君提出公職選挙法の一部を改正する法律案(金丸信君外六名提出)及び公職選挙法の一部を改正する法律案(田邊誠君外六名提出)に關連する法律上の諸問題に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員安倍基雄君提出公職選挙法の一部を改正する法律案(金丸信君外六名提出)及び公職選挙法の一部を改正する法律案(田邊誠君外六名提出)に關連する法律上の諸問題に關する質問に對する答弁書

一について

現在、国会において衆議院議員に係る定数は正法案が審議されているところであり、昭和六十年国勢調査の速報値が公表された後における定数は正の在り方については、その審議の結果を踏まえ、その時点において検討されるべきものと考える。

二について

昭和六十年国勢調査は、昭和六十年十月一日を調査期日として実施したものであるが、人口に係る調査結果については、速報値は同年十二月下旬に、確定値は昭和六十一年十一月末までに公表を予定しているところであり、それぞれその時点において調査結果が得られることとなるものである。

事柄の緊急性にかんがみ、現時点における衆議院議員の定数は正については、直近の昭和五

十五年国勢調査の結果によらざるを得ないものと考える。

三について

お尋ねは、仮定の、しかも裁判所の判決の予測にわたる問題であるので、政府として意見を述べることは差し控えたい。

四について

お尋ねは、仮定の裁判所の判決を前提としての立法院と司法院との關係に關する問題であるので、政府として意見を述べることは差し控えたい。

右答弁する。

一、今二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小川新一郎君提出ゴミ処理技術の開発、評価等に関する質問に對する答弁書
衆議院議員小沢貞孝君提出松くい虫対策に關する質問に對する答弁書

ゴミ処理技術の開発、評価等に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和六十年十二月十一日

提出者 小川新一郎

衆議院議長 坂田 道太殿

ゴミ処理技術の開発、評価等に関する質問主意書
衆議院議長 坂田 道太殿

近年、産業の進歩、素材革命その他のイノベーションに伴い、特に人口稠密度の高い都市並びに近代工場群の増集する都市におきましては、その排出するゴミ、産業廃棄物は質、量共に急激なる変化を遂げ、その処理は大いなる社会問題にまで

発展してまいりました。

しかるに、我が国におけるゴミの処理方法は、主としていわゆる焼却炉方式なる方法が採用されてきました。

しかし、近年ゴミの質と種類が多様化し、必ずしも焼却可能なものばかりでなくなつてまいりました。

特に、有害物質や重金属等を含む石油化学製品、あるいは電気製品廃棄物が大量に排出され、それらは焼却炉の損傷を来しているのみならず、シアン化合物、塩化水素などの有害物質を発生し、空気の汚染、水の汚濁、悪臭の拡散等の公害を多発せしめる結果となつております。また、生ゴミやその他のゴミをそのまま海浜、海洋、山間に投棄する結果、東京都の「夢の島」におけるようなゴミの腐敗発酵、埋立地の地盤沈下、水質汚染を来し、住宅地には不適当な土地や、潜在的な土壌汚染地を造成してしまうという結果をもたらしております。

現状のような処分の在り方は、将来に大きな禍根を残すものであると言わねばなりません。その意味で、いわゆる焼却一辺倒の処理方法や、無差別的埋立方法の改善や転換が強く求められているのであります。

廃棄物処理の将来を考えた場合、ゴミ、廃棄物の資源化、減量化を徹底して埋立処分量の抑制や環境負荷の軽減を図るとともに、埋立処分地の環境汚染の防止及び処分地の将来において禍根を残さないような安全な土地造成、土地利用を図れるようにしなければなりません。

こうした方向を可能とさせるためには、低コストのゴミ処理技術の革新が重要であり不可欠であ

ります。その意味で、政府は右の課題に対応させるためにどのような施策を講じ、また、講じる考案があるのか、その他ゴミ処理方法技術等に關していくつかの質問を申し上げるものであります。

一 ゴミ埋立地の環境汚染、水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下等を防止するために、どのような対策を政府として講じているか。

二 ゴミ焼却、埋立処分に要する経費は年々上昇しているが、経年度のどのような変化をしているか。

処理コストのアップは、どのような理由によるものか。

処理コストの抑制又は低減を図るために、どのような措置を講じているか、また講じていく考えか。

三 現在、国としてどのようなゴミ焼却技術やプラントに對して地方自治体へ補助を行っているのか。また、その補助の内容はどうか。

四 現在、地方自治体が採用しているゴミ処理施設技術の性能、コスト等の評価を行っているか。行つていないとすればどのような結果を得ているか。

行つていないとすれば行うべきではないか。

五 現在、いくつかの地方自治体で採用している「鉄化石ゴミ処理プラント」は、安全かつ効率的な土地の造成、埋立地の環境汚染の防止の上で優れた能力を発揮しているが、政府はそれについてどのような評価をもっているか(大和郡山市、船橋市等で採用)。また、このような優れた技術の普及を考へるべきではないか。

六 政府は焼却炉、その他ゴミ処理プラントの導入に当たり、地方自治体の利便、あるいは処理

コストの低減の見地から、民間の各種メーカープラント技術について性能、コスト等の評価をし、その情報を地方自治体に対し提供すべきではないか。

七 有害な廃棄物も含め、あらゆるゴミを焼却するという焼却偏重の処理方法を改めるとともに、公害の発生しないような理立方式に転換すべきであるが、政府は今後、どのような方策で臨むのか。

右質問する。

内閣衆質一〇三第一八号

昭和六十年十二月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿
衆議院議員小川新一郎君提出ゴミ処理技術の開発、評価等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小川新一郎君提出ゴミ処理技術の開発、評価等に関する質問に対する答弁書

一について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）に基づき、廃棄物の最終処分を適正に行い、生活環境の保全を図るため、廃棄物の最終処分に関する基準及び最終処分場に係る技術上の基準を定めているところである。

二について

市町村におけるごみ処理経費の推移は、ごみ一トン当たり昭和五十六年度二万五千三百三十九

円、昭和五十七年度二万六千八百八十二円、昭和五十八年度二万三千三百九十三円となつてい

る。処理経費の上昇は、建設資材費、人件費等の上昇に起因しているものと考えられる。

なお、政府としては、余熱利用技術等効率的な処理技術に関する調査研究等を行つてい

三について

市町村における廃棄物処理事業を推進するため、焼却処理施設等のごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分地施設等の設置費用について四分の一の国庫補助を行つてい

る。なお、国庫補助率については、公害防止の促進その他の観点から補助率のかさ上げを行つて

四について

市町村のごみ処理施設は、厚生省令で定める施設の技術上の基準及び維持管理基準に基づき適正な設置及び維持管理が行われているところである。

政府としても、ごみ処理施設の性能維持のため、必要に応じ精密機能検査を実施するよう市町村を指導するとともに、ごみ処理経費についてその実態の把握に努めているところである。

五について

「鉄化石ごみ処理プラント」によるごみ処理方法については、埋立用地の節約が図られる等の利点があるが、ごみの性状によつては、問題点も指摘されているところである。

当該方法の採用については、処理対象となるごみの性状、埋立用地の状況等を総合的に勘案

して市町村が判断すべきものと考えている。

六について
ごみ処理施設については、施設の処理性能、経済性、公害防止等の観点から適正な施設が整備されるよう構造指針を定め、当該指針に沿つた整備を指導している。

七について
ごみの焼却処理は、廃棄物の安定化及び減容化の観点から有効な方法であり、従来から市町村において広く採用されてきたところである。

政府としても、廃棄物の適正処理を推進するため、市町村における焼却処理施設の計画的な整備を図つてきたところであり、埋立用地確保が困難な我が国においては、今後とも焼却処理は不可欠なものと考えている。

なお、焼却処理施設からの排ガス、排水等については、電気集じん機、排水処理設備等の公害防止設備を設置すること等により、環境保全に万全を期しているところである。

右答弁する。

松くい虫対策に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十年十二月十二日

提出者 小沢 貞孝

衆議院議長 坂田 道太殿

松くい虫対策に関する質問主意書

日本の美術の代表であり、用途も多岐にわたる松が松くい虫に害され、被害が年々広がつてい

昭和五十九年度は、百三十三万立方メートルに被害が広がり、北海道、青森県を除く四十五都府県に発生している。

今年度も、例えば長野県では、昨年の約十倍の被害が発生している。

従つて、次に質問する。

一 昭和六十一年度で切れる特別措置法を、一層充実させ再延長すべきだと考えるがどうか。

二 防除こそ最大の対策であるが、これへの予算の増額を図るべきだと思ふがどうか。

右質問する。

内閣衆質一〇三第一九号

昭和六十年十二月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿
衆議院議員小沢貞孝君提出松くい虫対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小沢貞孝君提出松くい虫対策に関する質問に対する答弁書

一について

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）は、昭和六十二年三月三十一日限り、その効力を失ふこととされているが、期限の延長等その取扱いについては、松くい虫対策についての各方面の意見を聞き、また、松くい虫による被害の状況等も見ながら、今後検討してまいりたい。

二について

松くい虫の防除については、松くい虫被害対策特別措置法等に基づき、特別防除、特別伐倒

五七二

第三十八條第一項中「前日の属する月」を「属する月の前月」に改め、同条第四項を削り、同条第三項ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「もとの」を「元の」に改め、同

項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として組合員期間を計算する。ただし、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は他の法律に基づき共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、この限りでない。

第四十一條第一項中「その権利を有する者」の下に「（以下「受給権者」という。）」を加え、「第百條第二項」を削り、同条第二項中「（以下同じ。）」を削る。

により「（以下同じ。）」又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一號）第一條の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）により、「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一號）他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。」を「同法」に改め、「の災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

（標準報酬）

第四十二條 標準報酬の等級及び月額額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の二十五分の一に相当する金額とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報 酬 月 額
第一級	六八、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円未満
第二級	七二、〇〇〇円	七四、〇〇〇円未満
第三級	七六、〇〇〇円	七八、〇〇〇円未満
第四級	八〇、〇〇〇円	八三、〇〇〇円未満
第五級	八六、〇〇〇円	八九、〇〇〇円未満
第六級	九二、〇〇〇円	九五、〇〇〇円未満
第七級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第八級	一〇四、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円未満
第九級	一一〇、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円未満
第一〇級	一一八、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円未満
第一一級	一二六、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円以上
第一二級	一三四、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上
第一三級	一四二、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上
第一四級	一五〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上

第一五級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上
第一六級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上
第一七級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上
第一八級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上
第一九級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上
第二〇級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上
第二一級	二四〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上
第二二級	二六〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上
第二三級	二八〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上
第二四級	三〇〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円以上
第二五級	三三〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上
第二六級	三四〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上
第二七級	三六〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上
第二八級	三八〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上
第二九級	四一〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上
第三〇級	四四〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上
第三一級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上

2 組合は、毎年八月一日において、現に組合員である者の同日前三月間（同日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

3 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の十月一日から翌年の九月三十日まで標準報酬とする。

4 第二項の規定は、七月一日から八月一日までの間に組合員の資格を取得した者及び第七

項の規定により八月から十月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。

5 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を定める。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。

6 前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

五七四

九月三十日(七月一日から十二月三十一日まで)の間に組合員の資格を取得した者については、翌年の九月三十日までの標準報酬とする。

7 組合は、組合員が継続した三月間(各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、二十日以上でなければならぬ)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、大蔵省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。

8 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の九月三十日(八月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の九月三十日)までの標準報酬とする。

9 組合員の報酬月額が第二項若しくは第五項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二項、第五項若しくは第七項の規定によつて算定すると著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

第四十三条第一項を次のように改める。
給付を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とする。

一 配偶者及び子
二 父母
三 孫
四 祖父母

第四十五条中「この法律に基く給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に、「遺族年金又は通算遺族年金」を「又は遺族共済年金」に改める。

第四十七條第一項中「第五十五條第二項」を「第五十五條第二項又は第三項」に改める。

第四十八條第一項中「給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に改め、「以下次項において同じ。」を削り、同条第二項中「給付を受ける権利を有する者」を「受給権者(同項の給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。)」に改める。

第四十九條中「基く」を「基づく」に、「差し押さえる」を「差し押さえる」に、「退職給付」を「退職共済年金」に改める。

第五十条中「退職給付」を「退職共済年金」に改める。

第五十二条の次に次の一条を加える。
(短期給付の給付額の算定の基礎となる標準報酬)
第五十二条の二 短期給付(前二条に規定する短期給付をいう。以下同じ。)の給付額の算定の基準となるべき第四十二條第一項に規定する標準報酬の月額(以下「標準報酬の月額」という。又は同項に規定する標準報酬の月額(以下「標準報酬の月額」という。は、給付事由が生じた日(給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日)の標準報酬の月額又は標準報酬の月額とする。

第五十四條第一項中「昭和五十七年法律第八十号」を削る。
第五十五條第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「その費用」を「その費用から組合員が支払うべき第三項に規定する一部負担金に相当する金額を控除した金額」に、「同項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合は、運営規則で定めるところにより、第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から

療養の給付を受ける者については、健康保険法第四十三條ノ八の規定の例により算定した金額の範囲内で運営規則で定める金額を一部負担金として支払わせることができる。

第五十五條の二第二項中「組合員が」の下に「公務によらない病気又は負傷により、」を加え、同条第八項中「前条第七項」を「前条第八項」に改める。

第五十六條第三項中「算定した費用の額」の下に「(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)を加え、同項ただし書を削り、同条第四項中「第五十五條第五項」を「第五十五條第六項」に改める。

第五十七條第三項中「第五十五條第五項」を「第五十五條第六項」に改め、同条第七項後段を次のように改める。

この場合において、同条第三項中「当該療養について算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)からその額に健康保険法第四十三條ノ八の規定による一部負担金の割合を乗じて得た額を控除した金額」とあるのは、「第五十七條第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額(その金額が現に療養に要した費用の額の百分の七十(同項第二号、第四号及び第六号に掲げる場合においては、百分の八十)に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額)」と読み替へるものとする。

第五十七條第八項中「第五十五條第七項」を「第五十五條第八項」に改める。

第六十條の二第二項中「若しくは第六項」を「第三項若しくは第七項」に改める。

第六十一條第一項及び第六十三條第一項中「俸給の一分分」を「標準報酬の月額」に改める。第六十六條第一項中「俸給日額の百分の八十」を「標準報酬の日額の百分の六十五」に改め、同

条第二項中「俸給日額の百分の六十」を「標準報酬の日額の百分の五十」に改め、同条第五項中「障害年金」を「障害共済年金」に、「受けることとなつたとき以後は」を「受けることができる」ときは、「額を基準として」を「額(当該障害共済年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができる」とときは、当該障害共済年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額)を基準として」に、「受けることとなつたとき以後においても傷病手当金の支給を受ける」を「受けることができる」に改める。

第六十七條第一項中「俸給日額の百分の八十」を「標準報酬の日額の百分の六十五」に改める。第六十八條中「俸給日額の百分の六十」を「標準報酬の日額の百分の五十」に改める。第六十九條(見出しを含む)中「俸給」を「報酬」に改める。

第七十條中「俸給の一分分」を「標準報酬の月額」に改める。

第七十一條中「別表第一」を「別表」に、「俸給」を「標準報酬の月額」に改める。

第七十二條第一項各号を次のように改める。

一 退職共済年金
二 障害共済年金
三 障害一時金
四 遺族共済年金
第七十二條の次に次の一条を加える。
(年金額の自動改定)

第七十二條の二 この法律による年金である給付については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下この項において「物価指数」という。)が昭和六十年(この項の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年)の物価指数の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

五七六

2 前項に定めるもののほか、組合員期間等が二十五年以上である組合員(一年以上の組合員期間を有する者に限る。)が六十五歳に達した日以後において、その者の第四十二条第一項に規定する標準報酬の等級(以下「標準報酬の等級」という。)が政令で定める等級以下の等級に該当するとき、又は六十五歳以上の組合員(一年以上の組合員期間を有する者に限る。)であつて、その者の標準報酬の等級が当該政令で定める等級以下の等級であるものの組合員期間等が二十五年以上となつたときは、その者に退職共済年金を支給する。

(退職共済年金の額)

第七十七条 退職共済年金の額は、平均標準報酬月額(組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。以下同じ。)の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額とする。

2 一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 1 組合員期間が二十五年以上である者
平均標準報酬月額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- 2 組合員期間が二十五年未満である者
平均標準報酬月額の千分の〇・七五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- 3 退職共済年金の額については、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における組合員期間は、その算定の基礎としない。
- 4 組合員である退職共済年金の受給権者が退職したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び組合員の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

第七十八条 退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の額は、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)の者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者、十八歳未満の子又は二十歳未満で第八十一条第二項に規定する障害等級(以下この条において「障害等級」という。)の一般若しくは二級に該当する障害の状態にある子があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については十八万円とし、同項に規定する子については一人につき六万円(そのうち二人までについては、それぞれ十八万円)とする。

3 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなして、退職共済年金の額を改定する。

4 第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項に規定する配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、同項に規定する配偶者又は子に該当しないものとして、当該退職共済年金の額を改定する。

- 一 死亡したとき。
- 二 退職共済年金の受給権者によつて生計を維持されている状態がなくなつたとき。
- 三 配偶者が、離婚をしたとき。
- 四 配偶者が、六十五歳に達したとき。
- 五 子が、養子縁組によつて退職共済年金の受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。
- 六 養子縁組による子が、離縁をしたとき。
- 七 子が、婚姻をしたとき。
- 八 子(障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子を除く。)が、十八歳に達したとき。
- 九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子(十八歳未満の子を除く。)について、その事情がなくなつたとき。
- 十 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子が、二十歳に達したとき。

5 第一項、第三項又は前項の規定の適用上、退職共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(組合員である間の退職共済年金の支給の停止等)

第七十九条 退職共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、退職共済年金の支給を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である間において、その者の標準報酬の等級が第七十六条第二項に規定する政令で定める等級以下の等級である期間があるときは、その期間については、当該標準報酬の等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、退職共済年金の額のうち、その額(退職共済年金の職域加算額及

び前条第一項に規定する加給年金額を除く。)の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

3 前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るもの)とし、その全額につき支給を停止されているものを除く。若しくは障害共済年金(その全額につき支給を停止されているものを除く。)の支給を受けることができるとき、又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による障害基礎年金その他の年金である給付のうち、退職、老齢若しくは障害を給付事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

4 前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、前条第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

(他の共済組合の組合員等である間の退職共済年金の支給の停止)

第八十条 退職共済年金の受給権者が他の法律に基づく共済組合の組合員で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの(地方の組合の組合員を除く。)又は国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)若し

くは地方公務員等共済組合法第十一章の規定の適用を受ける者(以下この項において「他の共済組合の組合員等」という。)となつた場合において、当該受給権者の各年(当該受給権者が退職した日の属する年を除く。)における所得金額が政令で定める金額を超えるときは、当該他の共済組合の組合員等である間、その超える年の翌年八月から翌々年七月までの分としてその者に支給されるべき退職共済年金については、その額のうち、その額(退職共済年金の職域加算額及び第七十八条第一項に規定する加給年金額を除く。)に政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

2 前項に規定する政令で定める金額は、国家公務員の標準的な給与の年額から国家公務員であつた者が受ける標準的な年金の額を控除した金額を勘案して定めるものとし、同項に規定する政令で定める率は、同項に規定する所得金額の増加に応じて、当該所得金額が、同項に規定する政令で定める金額を超え当該標準的な給与の年額に対応する額以下である場合には百分の一から百分の五十までの間を増加するよう、当該標準的な給与の年額に対応する額を超える場合には百分の五十から百分の九十までの間を増加するよう、これを基として定めるものとする。

3 第一項に規定する所得金額とは、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第二項に規定する給与所得の金額(退職共済年金及び国民年金法による老齢基礎年金その他の政令で定める年金である給付に係る所得の金額を除く。)から所得税法第二編第二章第四節の規定による所得控除の金額を控除した金額をいう。

4 前項に定めるもののほか、第一項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職共済年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

項は、政令で定める。

(退職共済年金の失権)

第八十条の二 退職共済年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

第三款 障害共済年金及び障害一時金(障害共済年金の受給権者)

第八十一条 病氣にかかり、又は負傷した者で、その病氣又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において組合員であつたものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という。)において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じて、その者に障害共済年金を支給する。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

3 病氣にかかり、又は負傷した者で、その病氣又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたもののうち、障害認定日において前項に規定する障害等級(以下「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態になつた者が、障害認定日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になつたときは、その者は、その期間内に第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

4 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

5 病氣にかかり、又は負傷した者で、その病氣又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたもののうち、その傷病(以下この

項において「基準傷病」という。)以外の傷病により障害の状態にある者が、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害(以下この項において「基準障害」という。)と他の障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態になつたとき(基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病(基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病)に係る初診日以後であるときに限る。)は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害共済年金を支給する。

6 前項の障害共済年金の支給は、第七十三条第一項の規定にかかわらず、当該障害共済年金の請求のあつた月の翌月から始めるものとする。

(障害共済年金の額)

第八十二条 障害共済年金の額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算した金額とする。この場合において、障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金については、第一号に掲げる金額が四十五万円より少ないときは、四十五万円を同号に掲げる金額とする。

一 平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額)

二 平均標準報酬月額額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額)

2 前条第一項若しくは第三項の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤による傷病(以下「公務等傷病」という。)によるものであるとき、又は同条第五項の場合において同項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金(以下「公務等による障害共済年金」という。)の額の算定については、前項第二号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、平均標準報酬月額に十二を乗じて得た金額の百分の二十(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の三十)に相当する金額(組合員期間の月数が三百月を超えるときは、当該金額にその超える月数一月につき平均標準報酬月額額の千分の一・五(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、千分の一・八七五)に相当する金額を加えた金額)とする。

3 公務等による障害共済年金(第八十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。)の額が、その受給権者の公務等傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

一 障害等級一級 三百四十万円

二 障害等級二級 二百十万円

三 障害等級三級 百九十九万円

4 障害共済年金の額については、当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日(前条第五項の規定による障害共済年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第八十五条の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金についてはそれぞれの障害に係る障害認定日

(同項に規定する障害については、同項に規定する基準障害に係る障害認定日)のうちいずれか遅い日とする。)の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

第八十三条 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。

2 前項の規定の適用上、障害共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に必要事項は、政令で定める。

3 第一項に規定する加給年金額は、十八万円とする。

4 第七十八条第四項(第五号から第十号までを除く。)の規定は、第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。

(障害の程度が変わつた場合の障害共済年金の額の改定)

第八十四条 障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後における障害の程度に応じて、その障害共済年金の額を改定する。

2 前項の規定は、障害共済年金(障害等級の三級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。)の受給権者であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。

(二以上の障害がある場合の取扱い)

第八十五条 障害共済年金(障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ。)の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき

事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第八十一条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

2 公務等による障害共済年金の受給権者に対して更に公務等によらない障害共済年金(障害共済年金のうち、公務等による障害共済年金以外の障害共済年金をいう。以下同じ。)を支給すべき事由が生じた場合又は公務等によらない障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における前項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額の算定については、第八十二条第一項第二号に掲げる金額は、同号及び同条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 その者の公務等傷病による障害について算定されるべき第八十二条第二項の金額

二 その者の公務等傷病による障害を公務等傷病によらないものとみなし、他の公務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ算定した第八十二条第一項第二号に掲げる金額から当該公務等傷病による障害が公務等傷病によらないものであるとしたならば当該障害について算定されるべき同号に掲げる金額を控除した金額

3 前項の規定は、同項の規定の適用によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金又は公務等によらない障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

4 障害共済年金の受給権者が第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害共済年金を受ける権利は、消滅する。

5 第一項の規定による障害共済年金の額が前項の規定により消滅した障害共済年金の額に

満たないときは、第二項(第三項において準用する場合を含む。)並びに第八十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、従前の障害共済年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による障害共済年金の額とする。

6 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金の受給権者が、当該併合したいずれかの障害を給付事由とした国民年金法による障害基礎年金を受けることができることにより当該障害共済年金の支給が停止される場合においては、同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とは併合しないことができる。この場合において、当該障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金の額の特例その他当該障害共済年金に關し必要な事項は、政令で定める。

第八十六条 障害共済年金(障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。)の受給権者(当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。)が、同法による障害基礎年金(当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものを除く。)を受ける権利を有するに至つたとき(当該障害基礎年金の給付事由となつた障害が前条第一項に規定する更に障害共済年金を支給すべき事由であるときを除く。)は、当該障害共済年金の給付事由となつた障害と当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とを併合した障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

(組合員である間の障害共済年金の支給の停止等)

第八十七条 障害共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、障害共済年金の支給を停止する。

受給権者が組合員である間において、その者の標準報酬の等級が第七十六条第二項に規定する政令で定める等級以下の等級である期間があるときは、その期間については、当該標準報酬の等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、障害共済年金の額のうち、その額(障害共済年金の職域加算額及び第八十三条第一項に規定する加給年金額を除く。)の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分及び第八十三条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

3 第七十九条第三項の規定は、第八十三条第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。この場合において、第七十九条第三項中「前条第一項」とあるのは、「第八十三条第一項」と読み替へるものとする。

4 障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、その該当しない間、障害共済年金の支給を停止する。

(厚生年金保険の被保険者等である間の障害共済年金の支給の停止)

第八十七条の二 障害共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第〇三十四号)附則第五号第十三号に規定する第四種被保険者を除く。)又は第八十条第一項に規定する他の共済組合の組合員等(以下この項において「厚生年金保険の被保険者等」という。)となつた場合において、当該受給権者の各年(当該受給権者が退職した日の属する年を除く。)における同条第一項に規定する所得金額が同項に規定する政令で定める金額を超えるときは、当該厚生年金保険の被保険者等である間、その超える年の翌年八月から翌年七月までの分としてその者に支給されるべき障害共済年金については、その額のうち、その額

(障害共済年金の職域加算額及び第八十三条第一項に規定する加給年金額を除く。)に第八十条第一項に規定する政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による障害共済年金の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(障害共済年金の失権)

第八十七条の三 障害共済年金を受ける権利は、第八十五条第四項の規定によつて消滅するほか、障害共済年金の受給権者が死亡したとき、又は障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなつた場合において、その該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過したときは、消滅する。

(障害共済年金と傷病補償年金等との調整)

第八十七条の四 公務等による障害共済年金(第八十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。)については、国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準報酬月額に十二を乗じて得た金額の百分の二十(その受給権者の公務等傷病による障害の程度が障害等級の一級に該当する場合にあつては、百分の三十)に相当する金額(第八十五条第二項の規定によりその額が算定される障害共済年金のうち政令で定める場合に該当するものにあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額に相当する金額)(当該障害共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところに

より当該金額を改定した金額)の支給を停止する。

(障害一時金の受給権者)

第八十七条の五 公務によらないで病氣にかかり、又は負傷した者で、その病氣又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合には、その退職の日(療養の給付、特定療養費若しくは療養費の支給又は老人保健法の規定による医療若しくは医療費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後第五十九条第一項又は同法の規定により継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。)、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

2 同時に二以上の障害があるときは、前項の傷病によらないものを除き、これらの障害を併合した障害の状態を同項に規定する障害の状態として、同項の規定を適用する。

第八十七条の六 前条の場合において、退職の日に次の各号のいずれかに該当する者には、同条の規定にかかわらず、障害一時金を支給しない。

- 一 この法律による年金である給付の受給権者
- 二 国民年金法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付その他の年金である給付で政令で定めるものの受給権者
- 三 当該傷病について国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害補償又はこれに相当する補償を受ける権利を有する者

(障害一時金の額)

第八十七条の七 障害一時金の額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算して得た金額の百分の二百に相当する金額とする。この場合において、第一号に掲げる金額が四十五万円より少ないときは、四十五万円を同号に掲げる金額とする。

一 平均標準報酬月額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額

二 平均標準報酬月額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額

第四款 遺族共済年金

(遺族共済年金の受給権者)

第八十八条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給する。

一 組合員(失踪の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不明となつた当時組合員であつた者を含む。)が、死亡したとき。

二 組合員であつた者が、退職後に、組合員であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。

三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年金の受給権者が、死亡したとき。

四 退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が二十五年以上である者が、死亡したとき。

2 前項の場合において、死亡した組合員又は組合員であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族共済年金

を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当するものとし、同項第四号には該当しないものとする。

(遺族共済年金の額)

第八十九条 遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものの次のイに掲げる金額にロに掲げる金額を加算して得た金額

イ 平均標準報酬月額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

ロ 平均標準報酬月額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

二 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次のイに掲げる金額にロに掲げる金額を加算して得た金額

イ 平均標準報酬月額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める金額の四分の三に相当する金額

(1) 組合員期間が二十五年以上である者
平均標準報酬月額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

(2) 組合員期間が二十五年未満である者
平均標準報酬月額の千分の〇・七五

に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

2 組合員が、公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における遺族共済年金(以下「公務等による遺族共済年金」という。)の額の算定については、前項第一号又は第二号に掲げる金額は、これらの規定にかかわらず、平均標準報酬月額額の千分の三・三七五に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額とする。

3 公務等による遺族共済年金の額が八十五万円より少ないときは、八十五万円を当該遺族共済年金の額とする。

第九十条 遺族共済年金(第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。)の額は、当該遺族共済年金の受給権者が六十五歳未満の妻であるときは、六十五歳に達するまでの間、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に四十五万円を加算した金額とする。

(遺族共済年金の支給の停止)
第九十一条 夫、父母又は祖父母に対する遺族共済年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が障害等級の一般又は二級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

2 子に対する遺族共済年金は、妻が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族共済年金が次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 妻に対する遺族共済年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を

有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族共済年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 夫に対する遺族共済年金は、子が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、妻に支給する。

6 第三項本文又は第四項前段の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金(前条の規定により加算する金額を除く。)は、子に支給する。

第九十二条 遺族共済年金の受給権者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請により、その所在不明である間、当該受給権者の受けるべき遺族共済年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

第九十三条 第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が、四十歳未満であるとき、又は当該組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、同条の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

2 第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により

その額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、第九十条の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

(遺族共済年金の失権)

第九十三条の二 遺族共済年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 死亡したとき。

二 婚姻をしたとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。)

三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

2 遺族共済年金の受給権者である子又は孫は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 子又は孫(障害等級の一般又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫を除く。)

二 障害等級の一般又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫(十八歳未満の子又は孫を除く。)

三 遺族共済年金と遺族補償年金との調整

第九十三条の三 公務等による遺族共済年金については、国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらの支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準報酬月額額の千分の三・三七五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額(当該遺族共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、

当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額)の支給を停止する。

第九十四条第一項中「行わず、また、当該障害については、第七十七条第三項の規定は、適用しない」を「行わない」に改め、同条第二項中「第三節第四款の規定による遺族給付(第四十五条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付を含む。以下この項及び第百二十二条第三項において同じ。)」を「遺族共済年金である給付又は第四十五条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付(以下この項及び第百二十二条第三項において「遺族給付」という。))に改め、同条第三項中「第八十三条第一項」を「第八十四条第一項」に、「級」を「障害等級」に、「障害年金」を「障害共済年金」に改める。

第九十七条第一項中「場合又は」を「とき又は」に、「場合には」を「ときは」に、「長期給付」を「退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額に」、「一部は、行わない」を「一部を支給しない」に改め、同条第二項中「遺族給付を受ける権利を有する者」を「遺族共済年金の受給権者」に改め、「ときは」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「遺族給付」を「遺族共済年金の額のうち遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の」に、「行わない」を「支給しない」に改め、同条第三項中「年金である給付(通算退職年金を除く。)」を「退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額」に改める。

第九十九条第一項各号列記以外の部分中「要する費用の下に(老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。)」を加え、同項第一号中「要する費用の下に(老人保健拠出金及び退職者給付拠出金の納付に要する費用を含む。次項第一号に

において同じ。)を加え、「短期給付に係る次項」を「同号」に改め、同項第二号中「第三項の規定による国又は日本国有鉄道の負担に係るものを除く」を「基礎年金拠出金の納付に要する費用(第三項の規定による国又は日本国有鉄道の負担に係るものを除く)を含み、次項第三号に掲げるものを除く。同項第二号において同じ。」に、「長期給付に係る次項」を「同号」に改め、同条第二項第一号中「(老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。)」を削り、同項第一号中「(次号に掲げるもの及び次項の規定による国又は日本国有鉄道の負担に係るものを除く。)」を削り、同項第三号中「(公務による障害年金又は第八十八条第一号若しくは第四号の規定による遺族年金)」を「公務等による障害共済年金(第八十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。又は公務等による遺族共済年金」に改め、同条第三項中「長期給付に要する費用(前項第三号に掲げるものを除く。のうちの「基礎年金拠出金の納付に要する費用のうち、」に、「支払われる長期給付(同号に規定する年金を除く。の金額の百分の十五)」を「納付される基礎年金拠出金の額の三分の一」に、「の長期給付」を「基礎年金拠出金の納付に要する費用」に改め、同条第五項中「職員である組合員」を「職員」に改める。

第百条第一項前段中「掛金は」の下に「組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き」を加え、「前日の属する月」を「属する月の前月」に改め、同項後段を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「大蔵省令で定めるところにより」を削り、「俸給」を「標準報酬月額」に、「組合」を「組合(前条第二項第二号に規定する掛金に係るものにあつては、連合会)」に改め、同項を同条第三項と

し、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月の掛金を徴収する。ただし、長期給付に係る掛金にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者(国民年金法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。の資格を得たときは、その喪失した資格に係るその月の掛金は、徴収しない。

第百一条第一項中「俸給」を「報酬」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同条第二項中「者を含む。以下この項及び次項を」を「者を含む。以下この条に、」俸給」を「報酬」に、「基く」を「基づく」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同条第三項中「俸給」を「報酬」に、「払込」を「払込み」に改め、同条第四項中「長期給付に充てるべき」を「第九十九条第二項第二号に規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項から第三項までの規定により組合に払い込まれた掛金のうち、徴収を要しないこととなつたものがあるときは、組合(前項の規定により当該掛金が連合会に払い込まれてある場合には、連合会)は、大蔵省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなつた掛金を組合員に還付するものとする。

第百二条第四項中「第九十九条に規定する長期給付及びその事務に要する費用並びに福祉事業に要する費用」を「第九十九条第二項第二号から第五号までに掲げる費用(同号に掲げる費用にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。)」に改める。

第百三条第一項中「又は旧通則法第七條第一項の規定による確認その他の組合員期間の確認」を「組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査」に改

め、「国家公務員等共済組合審査会」の下に「(以下「審査会」という。)」を加え、同条第二項中「又は確認」を「確認又は診査」に改める。

第百四条第一項中「国家公務員等共済組合審査会(以下「審査会」という。)」を「審査会」に改める。

第百十三条の次に次の一項を加える。

(組合員期間以外の期間の確認)

第百十三条の二 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該組合員期間以外の期間が他の法律に基づく共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けるところによる。

2 前項の規定による確認に関する処分不服がある者は、国民年金法又は当該共済組合に係る法律の定めるところにより、国民年金法又は当該共済組合に係る法律に定める審査機関に対して審査請求をすることができ、

3 第一項の場合において、組合員期間以外の期間に係る同項の規定による確認の処分について不服を、当該期間に基づく退職共済年金又は遺族共済年金に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第百十四条中「この法律に基づく給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(資料の提供)

第百十四条の二 連合会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による年金である給付若しくは他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付又はその配偶者に対する第七十九条第三項(第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。に規定する政令で定める給付

の支給状況につき、社会保険庁長官若しくは当該他の法律に基づく共済組合又は第七十九条第三項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第百十五条第一項中「決定に係る長期給付の額又は改定後の長期給付の額」を「長期給付の額(第七十八条第一項、第八十三条第一項又は第九十条の規定により加算する金額を除く。又は当該加算する金額に改め、又はその全額が五十円未満であるとき及び「又はその全額が五十円以上百円未満であるとき」を削る。

第百二十条第一項中「若しくは国家公務員災害補償法に規定する通勤若しくはこれに相当する通勤」を「又は通勤」に改め、同条第二項を削る。

第百二十一条から第百二十三条までを次のように改める。

(船員組合員の療養以外の短期給付の特例)

第百二十一条 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十一条第三号から第十三号までに掲げる短期給付(その給付事由が通勤によるものを除く。は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれかの給付とする。

一 組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付(失業に関する給付を除く。)

(船員組合員についての負担金の特例)

第百二十二条 国又は公共企業体等(指定法人を含む。は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

五八一

定する給付に要する費用に係る部分については、第九十九条第二項の規定にかかわらず、同法第六十条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

第二百二十三条 削除

第二百二十四条の二第二項中「同章及び第六章中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」とを削る。

第二百二十五条中「使用され、かつ、組合から給付を受ける者(常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。」「使用される者」に改め、「同章及び第六章中「俸給」とあるのは「運営規則で定める仮定俸給」とを削る。

第二百二十六条第一項中「使用され、かつ、連合会から給付を受ける者(常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。」「使用される者」に改める。

第二百二十六条の二第二項中「地方公務員等共済組合法第三項第一項に規定する地方公務員共済組合(以下「地方の組合」という。))を「地方の組合」に、「(同法)」を「(地方公務員等共済組合法)」に改め、同条第三項中「退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者に限る。」「を削り、「その者に係る責任準備金に相当する金額」を「第三十五条の二第一項の規定により積み立てるべき積立金の額のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額」に改める。

第二百二十六条の五第二項中「公共企業体等の負担金(老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金及び国又は公共企業体等の負担金を含む。))を「公共企業体等(指定法人を含む。))の負担金」に改め、同条第五項第一号の二「中」五十五歳の下に「(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十五条第一項に規定する定年に達したことにより退職した自衛官のうち当該定年が五十五歳未満である者にあつては、当該定年)」を加える。

第二百二十六条の六の次に次の一条を加える。
(経過措置)

第二百二十六条の七 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と認められる範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第二百三十条中「役員」の下に「又は日本たばこ産業共済組合若しくは日本電信電話共済組合の代表者」を、「第二十五条の下に」又は「第百十一条の二」を加える。

附則第三条の二第二項中「以下第九十二条の二」を「以下第七十五条」に、「第三十二条第一項及び第三十五条第二項を」及び「第三十二条第一項に、同条第三項中「組合の代表者」とあるのは「連合会を組織する組合の代表者」を「第三十五条第二項中「二十二人」とあるのは「十六人」と、同条第三項及び第四項後段中「組合員」とあるのは「連合会を組織する組合の組合員」に改め、「及び第七十九条第一項」を削り、「第七十九条の二第五項及び第八十条第四項中「額」とあるのは「額は、連合会又は各公共企業体等の組合」とし、「第八十一条第三項及び第九十二条の二第二項中「連合会」とあるのは「連合会又は公共企業体等の組合」を「第百条第三項中「前条第二項第二号」とあるのは「連合会を組織する組合の前条第二項第二号」に、「第百二十六条の二第三項」を「第百二十四条の二及び第百二十六条の二第三項」に改め、同条第三項中「責任準備金」を「長期給付(基礎年金拠出金を含む。))に充てるべき積立金」に改め、同条第四項中「責任準備金」を「前項の規定により積み立てた積立金」に改め、「積立金」の下に「(基礎年金拠出金に係る積立金を含む。))」を加え、同条第六項中「(退職年金、減額退職年金又は障害年金を受け

る権利を有する者に限る。以下この項において同じ。))」を削り、「その者に係る責任準備金に相当する金額」を「第三項の規定により積み立てるべき積立金の額のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額」に改める。

附則第三条の三(見出しを含む。))中「運営審議会の委員の任命」を「組合の運営審議会の委員の任命」に改める。

附則第四条の次に次の一条を加える。

(連合会の運営審議会の委員の任命の特例)

第四条の二 連合会の運営審議会の委員の任命については、附則第三条の三に規定する政令で定める日までの間、附則第三条の二第二項において読み替えて適用される第三十五条第三項及び第四項後段中「組合員」とあるのは、「組合員又は当該組合員であつた者(連合会を組織する組合の運営審議会の委員であつた者に限る。))として、これらの規定を適用する。

附則第六条の二を削る。

附則第八条中「第五十五条第二項」を「第五十五条第二項又は第三項」に、「同項に規定する」を「当該」に改める。

附則第十二条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項前段中「公共企業体の負担金(老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金及び国又は公共企業体の負担金を含む。))を「公共企業体等の負担金」に改め、同項後段を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 特例退職組合員の標準報酬の月額、毎年一月一日(一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日)における当該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員

(特例退職組合員を除く。))の標準報酬の月額の合計額を当該組合員の総数で除して得た額の二分の一に相当する金額の範囲内で定款で定める金額とする。

附則第十二条の二中「公務傷病」を「公務による傷病」に改める。

附則第十二条の三から附則第十二条の七までを次のように改める。

(退職共済年金の特例)

第十二条の三 当分の間、一年以上の組合員期間を有する六十五歳未満の者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 組合員期間等が二十五年以上である者が、六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることな

くして六十歳に達したとき。

二 六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上である者となつたとき。

2 当分の間、前項に定めるもののほか、組合員期間等が二十五年以上である組合員(一年以上の組合員期間を有する者に限る。))が、六十歳以上六十五歳未満である間に、その者の標準報酬の等級が第七十六条第二項に規定する政令で定める等級以下の等級に該当するとき、又は六十歳以上六十五歳未満である組合員(一年以上の組合員期間を有する者に限る。))であつて、その者の標準報酬の等級が当該政令で定める等級以下の等級であるものの組合員期間等が二十五年以上となつたときは、その者に退職共済年金を支給する。

第十二条の四 前条の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 千二百五十円に組合員期間の月数(当該

月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月を乗じて得た金額

二 平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

2 一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する前条の規定による退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に第七十七条第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

3 前条の規定による退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第八十条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の四第二項」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の四第一項及び第二項並びに前条第三項及び第四項の」と、同条の規定とあるのは「これらの規定」と、第八十条第一項中「退職共済年金の受給権者が」とあるのは「退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第〇三十四号)附則第五号第三号に規定する第四種被保険者を除く。）」と、「他の共済組合の組合員等」とあるのは「厚生年金保険の被保険者等」とする。

4 前条の規定による退職共済年金は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金(同法附則第九条の二第四項の規定によりその支給が停止されているものを除く。)の支給を受けることとなるときは、その間、その支給を停止する。

第十二条の五 附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利は、第八十条の二の規定により消滅するほか、当該退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したときに消滅する。

第十二条の六 附則第十二条の三の規定による

退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項及び第三項中「その権利」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」とする。

(特例による退職共済年金の支給開始年齢の特例)

第十二条の七 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第一の上欄に掲げる者に対する附則第十二条の三第一項の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第二の上欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する附則第十二条の三第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

3 前二項の規定の適用を受ける者に対する第七十九条第二項の規定の適用については、同項中「受給権者」とあるのは、「受給権者(六十歳以上である者に限る。)」とする。

附則第十二条の七の次に次の六条を加える。

(特例による退職共済年金の支給の繰上げ)

第十二条の八 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年

以上である者が、附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を連合会又は公共企業体等の組合に申し出たときは、次項の規定の適用がある場合を除き、附則第十二条の三の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、同条の規定による退職共済年金は、支給しない。

2 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を連合会又は公共企業体等の組合に申し出たときは、附則第十二条の三の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、同条の規定による退職共済年金は、支給しない。

3 第一項又は前項の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、附則第十二条の四第一項又は第二項の規定により算定した金額から、その額の百分の四に相当する金額に附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢(以下「特例支給開始年齢」という。)と当該退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た金額を減じた金額とする。

4 第一項又は第二項の規定による退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条から第八十条までの規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項の規定により加算する金額」とあるのは「附則第十二条の四第二項の規定により加算する金額に係る附則第十二条の八第三項の規定による減額後の額」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の八第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第七十九条第二項中「受給権者」とあるのは「受給権者(六十歳以上である者に限る。)」と、第八十条第一項中「退職共済年金の受給権者が」とあるのは「退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第〇三十四号)附則第五号第三号に規定する第四種被保険者を除く。)」と、「他の共済組合の組合員等」とあるのは「厚生年金保険の被保険者等」とする。

5 第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算された第一項又は第二項の規定による退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が、その者に係る特例支給開始年齢に達するまでの間は、同条第一項の規定により加算する部分の支給を停止する。

6 附則第十二条の四第四項、附則第十二条の五及び附則第十二条の六の規定は、第一項又は第二項の規定による退職共済年金について準用する。この場合において、附則第十二条の六中「附則第十二条の三」とあるのは、「附則第十二条の八第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

7 第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金の額の算定については、第七十七条第一項又は第二項の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

五八四

定により算定した金額から、その金額に、第三項の規定により減じるべきこととされた金額をその算定の基礎となつた附則第十二条の四第一項第二号に掲げる金額又は当該金額と同条第二項の規定により加算する金額との合算額で除して得た割合を乗じて得た金額を減じた金額とする。

8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者で六十五歳に達する前に再び組合員となつた者に対してこの法律を適用する場合における必要な技術的調整及びこれらの規定による退職共済年金の支給等に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項及び第三項から前項までの規定は、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者のうち昭和十五年七月一日以前に生まれたもの(第一項又は第二項の規定の適用を受ける者を除く)について準用する。この場合において、第一項中「附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と、「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳に達した後六十歳」と、第三項中「附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と読み替へるものとする。

(自衛官の退職共済年金の支給開始年齢等の特例)

第十二条の九 退職の時まで引き続き二十年以上自衛官として在職していた者その他これに準ずる者として政令で定めるものが次の各号のいずれかに該当するときは、当分の間、附則第十二条の三第一項中「六十歳」とあるのは、「五十五歳」として、同項の規定を適用

し、附則第十二条の七の規定は、適用しない。

一 定年(自衛隊法第四十五条第一項に規定する定年をいう。次号において同じ。)に達したことにより退職した者

二 その者の事情によらないで定年に達するまで引き続き勤務することを困難とする理由により定年に達する日前一年内に退職した者で政令で定めるもの

2 前項に規定する者で同項各号のいずれかに該当するものに対する前条第一項から第八項までの規定の適用については、同条第一項中「附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳」と、「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳に達した後五十五歳」と、同条第三項中「附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳」とし、その者が次の各号のいずれにも該当しない者であるときは、更に、同項中「その額の百分の四に相当する金額」とあるのは「その額の額」と、「を乗じて」とあるのは「に」に「保の額に」と、「を乗じて」とあるのは「に」に「保の額に」と、を乗じて」とあるのは「に」に「保の額に」と、を乗じて」とあるのは「に」に「保の理由を勘案して政令で定める率を乗じて」とする。

一 昭和十五年七月一日以前に生まれた者
二 昭和七十年六月三十日以前に退職した者
(障害共済年金の特例)

第十二条の十 第八十一条第三項から第六項までの規定は、当分の間、国民年金法附則第九条の二第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者については、適用しない。

2 第八十四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「六十五歳以上の者」とあるのは、「六十五歳以上の者又は国民年金

法による老齢基礎年金の受給権者とする。

(遺族共済年金の支給開始年齢の特例)

第十二条の十一 遺族共済年金の受給権者となつた者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十六歳
昭和六十一年七月一日から昭和六十四年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十七歳
昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十八歳
昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十九歳

(退職一時金の返還)

第十二条の十二 次の各号に掲げる一時金である給付を受けた者が、退職共済年金又は障害共済年金(以下この条及び次条において「退職共済年金等」という。)の支給を受ける権利を有することとなつたときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額(以下この条において「支給額等」という。)に相当する金額を当該退職共済年金等を受け取る権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金を支給した組合又は連合会に返還しなければならない。この場合において、当該一時金を支給した組合又は連合会がその者に当該退職共済年金等を支給しないときは、その者は、支給額等に相当する金額を当該退職共済年金等を支給する組合又は連合会に支払うものとし、当該支払があつたときは、当該一時金を支給した組合又は連合会に支給額等に相当する金額を返還したものとみなす。

一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四

る第九十一条第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

年法律第七十二号) 第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号) 第八十条の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む)。

二 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十六号) 第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十四号) 第五十四条の規定による退職一時金。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する金額を当該退職共済年金等の額から控除することにより返還する旨を当該退職共済年金等を受け取る権利を有することとなつた日から六十日を経過する日以前に、当該退職共済年金等を支給する組合又は連合会に申し出ることができる。

3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する金額の返還は、当該退職共済年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該退職

附則第十二条の四第二項	第七十七条第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号	第七十七条第二項第一号
附則第十二条の六	退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限り)	退職共済年金
附則第十二条の七第一項及び第二項	組合員期間が二十年以上である者	附則第十三条第一項に規定する特定権規等
附則第十二条の八第一項、第二項及び第九項	組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者	附則第十三条第一項に規定する特定権規等

附則第十三条の二第三項から第五項までを削り、同条を附則第十三条とする。

附則第十三条の三から附則第十三条の八までを削る。

附則第十三条の九中「附則第十九条」を「附則第二十八条の四」に、「附則第十三条から前条まで」を「附則第十三条」に改め、「同法附則第十九条から附則第二十六条までの規定による給付は附則第十三条から前条までの規定による給付と」を削り、同条を附則第十三条の二とする。

附則第十三条の十及び附則第十三条の十一を削る。

附則第十三条の十二第一項中「附則第十三条の十五第一項」を「附則第十三条の五」に、「退職年金(附則第十三条の十五第二項に規定する特例退職年金を含む。又は通算退職年金を受ける権利を有する者)」を「退職共済年金(附則第十三条の十五第二項に規定する特例退職年金を含む。又は通算退職年金を受ける権利を有する者)」に改め、同条第六項第二号を次のように改め、同条を附則第十三条の三とする。

二 退職共済年金を受けることができる組合員期間等を有することとなつたとき。

附則第十三条の十三を削る。

附則第十三条の十四第二項中「昭和三十三年法律第九十二号」を削り、同条を附則第十三条の四とする。

附則第十三条の十五の見出し中「退職年金」を「退職共済年金」に改め、同条第一項中「場合において」の下に「その者が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて」を加え、「以上であり、かつ、その者が退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する」を「以上であるものであるときは、第七十六条及び附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を附則第十三条の五とする。

附則第十三条の十六から附則第十三条の十八までを削る。

附則第十三条の十九の見出し中「特例退職年金」を「退職共済年金」に改め、同条中「附則第十三条の十五から前条まで」を「前条」に改め、同条第二号中「退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者」を「退職共済年金の受給権者」に改め、同条を附則第十三条の六とする。

附則第十三条の二十第一項中「附則第十三条の十二第一項」を「附則第十三条の三第一項」に、「附則第十三条の十五第一項」を「附則第十三条の五」に改め、同条第二項中「附則第十三条の五」に改め、同条を附則第十三条の七とする。

の五に改め、同条第二項中「附則第十三条の十二第一項」を「附則第十三条の三第一項」に改め、同条第三項中「附則第十三条の十二第一項」を「附則第十三条の三第一項」に、「附則第十三条の十五第一項」を「附則第十三条の五」に改め、同条を附則第十三条の七とする。

附則第十三条の二十一「附則第十三条の十二」を「附則第十三条の三」に改め、「並びに特例退職年金及び特例遺族年金の支給に必要事項」を削り、同条を附則第十三条の八とする。

附則第十四条の二第一項中「老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む。」を削り、同条第三項中「第百条第二項」を「第百条第三項」に改め、同条第五項中「第三十五条第四項及び第五項」を「第三十五条第五項及び第六項」に改める。

附則第十四条の三第一項中「第三条第三項及び第四項」を「第三条第三項から第五項まで」に改め、同条第二項中「国鉄共済組合が行う」を「日本国有鉄道に所屬する職員をもつて組織する組合(以下「国鉄共済組合」という。)が行う」に改める。

附則第十四条の十第一項中「第三条第三項及び第四項」を「第三条第三項から第五項まで」に改め、同条第三項中「第三十五条第四項及び第五項」を「第三十五条第五項及び第六項」に改める。

附則第二十条第二項中「及び次条第一項」を削り、同条第三項中「年金たる給付」を「年金である給付」に改める。

附則第二十条の二を次のように改める。

(国鉄共済組合の組合員期間及び国鉄共済組合が支給する長期給付の特例)

第二十条の二 組合員期間の全部又は一部が国鉄共済組合の組合員であつた期間である者に支給する長期給付に対する第七十七条第二項、第八十二条第一項第二号及び第二項、第

八十七条の七第二号並びに第八十九条第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定の適用については、長期給付財政調整事業が実施されている間、これらの規定中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間(附則第十四条の三第二項に規定する国鉄共済組合の組合員であつた期間を除く期間)」とする。

2 長期給付財政調整事業が実施されている間、国鉄共済組合が支給する長期給付については、退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額に相当する部分、障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する部分、障害一時金の額のうち第八十七条の七第二号に掲げる金額の百分の二百に相当する部分又は遺族共済年金の額のうち遺族共済年金の職域加算額に相当する部分は、支給しないものとする。

3 連合会を組織する組合の組合員、日本たばこ産業共済組合若しくは日本電信電話共済組合の組合員又は地方の組合の組合員であつた者が国鉄共済組合の組合員となり、国鉄共済組合から長期給付の支給を受けることとなるときは、連合会又は日本たばこ産業共済組合若しくは日本電信電話共済組合(地方の組合の組合員が国鉄共済組合の組合員となつたときは、連合会)は、政令で定めるところにより、その者に前項の規定により支給しないものとされる長期給付を支給するものとする。

4 前項の規定により支給される給付は、第二項の規定により支給しないものとされた部分以外の部分として国鉄共済組合が支給する長期給付と同一の給付事由に基づき支給される給付とみなす。

5 前各項に定めるもののほか、連合会を組織する組合の組合員又は日本たばこ産業共済組合若しくは日本電信電話共済組合の組合員であつた者が国鉄共済組合の組合員となつた場合における附則第三条の二第六項の規定によ

るその者に係る積立金に相当する金額の移換の特例その他国鉄共済組合が支給する長期給付及び第三項の規定により連合会、日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が

支給する給付に關し必要な事項は、政令で定める。
附則別表第一及び附則別表第二を次のように改める。

附則別表第一(附則第十二条の七、附則第十二条の八関係)

昭和五年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	五十一歳
昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

附則別表第二(附則第十二条の七、附則第十二条の八関係)

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までとの間に退職した者又は昭和五年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	四十六歳
昭和六十一年七月一日から昭和六十四年六月三十日までとの間に退職した者又は昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	四十七歳
昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日までとの間に退職した者又は昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	四十八歳
昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日までとの間に退職した者又は昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	四十九歳

別表第二から別表第四までを削り、別表第一を別表とする。

(国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法の一部改正)

第二条 国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

- 目次
- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 更新組合員に關する一般的経過措置(第五条—第九条)
- 第三章 退職共済年金等に關する経過措置(第十条—第十九条)

第四章 特殊の資格を有する組合員の特例(第二十條—第二十一條)

第五章 再就職者に關する経過措置(第二十二條)

第六章 恩給更新組合員に關する経過措置(第二十三條—第二十七條)

第七章 特殊の組合員に關する経過措置(第二十八條—第二十九條)

第八章 地方の長期組合員であつた者に關する経過措置等(第三十條—第三十二條)

第九章 琉球政府等の職員であつた者に關する経過措置等(第三十三條—第三十九條)

第十章 移行組合員等に關する経過措置等

第一節 移行組合員等に關する一般的経過措置(第四十條—第四十四條)

第二節 移行更新組合員等に關する経過措置(第四十五條—第五十二條)

第十一章 雜則(第五十三條—第五十七條)

附則

第二条 第一項第三号中「傷病、公務傷病、公務による障害年金、公務によらない障害年金」及び「衛視等の俸給年額」を削り、「第三条を「第三条第一項」に改め、「新法第六十六條第三項、新法第八十一條第一項若しくは第二項を削り、「新法附則第十三條、新法附則第十三條の二第二項又は新法附則第十三條の九」を「新法附則第十三條第二項又は新法附則第十三條の二」に改め、同項中第十号から第十二号までを削り、第十三号を第十号とし、第十四号を第十一号とし、第十四号の二を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とし、第十七号から第二十号までを削り、同条第二項を削る。

第三条の二を次のように改める。

(施行日前に給付事由が生じた年金である給付の額の改定等)

第三条の二 前条に規定する給付のうち年金である給付の額については、年金である恩給の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を參酌して、政令で定めるところにより改定する。

2 前条に規定する給付のうち年金である給付の支給期月については、新法第七十三條第四項の規定を準用する。

第七条 第一項に次のただし書を加える。

ただし、次の期間のうち昭和三十六年四月一日まで引き続き期間以外の期間については、当該期間を組合員期間に算入して二十年に満たない場合は、この限りでない。

第七条 第一項第一号中「(法律第一百五十五号附則第四十六條)を「恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第一百五十五号。以下「法律第一百五十五号」という。))附則第四十六條」に、「年金たる給付」を「年金である給付」に、「年金たる恩給」を「年金である恩給」に改め、「(第一一條第四項、第二十二條第三項及び第三十一條第三項において「職務加算等の期間」という。))」を削り、同項第二号中「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」を「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号。以下「昭和六十一年改正法」という。))第三條の規定による改正前の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」に改め、同項第六号中「第五十一條の二第四項第三号」を「第三十一條第四項第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 更新組合員で新法附則第十三條第一項に規定する特定衛視等である者に対する第一項の規定の適用については、同項中「算入する。ただし、次の期間のうち昭和三十六年四月一日まで引き続き期間以外の期間については、当該期間を組合員期間に算入して二十年に満たない場合は、この限りでない」とあるのは、「算入する」と読み替へるものとする。

「第三章 退職給付に關する経過措置」及び「第一節 退職年金の受給資格に關する経過措置」を削る。

第八条を次のように改める。

(恩給公務員であつた更新組合員の特例)

第八条 更新組合員で施行日の前日に恩給公務員であつたもののうち、次の各号のいずれかに該当する者に対する別表の上欄に掲げる新法又はこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

一次のイからハまでに掲げる者で、これら

の者の区分に応じ施行日前の在職年の年
数と施行日以後の新法第三十八条第一項に
規定する組合員期間の年数とを合算した
年数がそれぞれイからハまでに掲げる年
数以上であるもの

イ 施行日前の在職年が十一年以上である
者 十七年

ロ 施行日前の在職年が五年以上十一年未
満である者 十八年

ハ 施行日前の在職年が五年未満である
者 十九年

二 第五条第二項本文の規定を適用しないと
したならば、普通恩給を受ける権利を有す
ることとなるもの(前号の規定の適用を受
ける者を除く。)

第九条各号列記以外の部分を次のように改め
る。

第七条第一項本文の規定を適用して算定し
た新法第三十八条第一項に規定する組合員期
間に次の期間を算入するものとしたならば、その
期間が二十年以上となる更新組合員に対する
別表の上欄に掲げる新法又はこの法律の規定
の適用については、これらの規定中同表の中
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲
げる字句に読み替えるものとする。

第九条第三号中「第五十一条の二第四項」を
「第三十一条第四項」に改め、同条の次に次の章
名を付する。

第三章 退職共済年金等に関する経過措 置

第十条を次のように改める。

(恩給公務員期間又は旧長期組合員期間を有
する者の退職共済年金の支給開始年齢等の特
例)

第十条 次の各号のいずれかに該当する更新組
合員(組合員期間(第七条の規定を適用して算
定した新法第三十八条第一項に規定する組合
員期間をいう。以下同じ。))が二十年以上であ

る者に限る。)が六十歳に達する前に退職(新
法第二条第一項第四号に規定する退職をい
う。以下同じ。))した場合における新法附則第
十二条の三第一項の規定の適用については、
同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職
したとき、又は退職した後に組合員となるこ
となくして六十歳に達したとき」とあるのは
「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に
達した日以後に退職し、又は退職した後に六
十歳に達した者」とあるのは「退職した者」と
する。

一 第七条第一項第一号の期間に該当する期
間が五年以上であるもの

二 第七条第一項第二号から第四号までの期
間に該当する期間が六年以上であるもの

2 前項に規定する更新組合員に支給する新法
附則第十二条の三の規定による退職共済年金
は、その者が六十歳(その者が、新法附則第
十二条の七第一項又は第二項に規定する者で
あるときは、それぞれ新法附則別表第一又は
新法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に
応じ、これらの表の中欄に掲げる年齢。以下
この項及び次項において同じ。)未満であると
きは、六十歳未満である間、その支給を停止
する。

3 第一項第一号に規定する更新組合員に支給
する新法附則第十二条の三の規定による退職
共済年金の額のうち、当該年金の額(新法第
七十八条第一項に規定する加給年金額を除
く。)に第七条第一項第一号の期間の月数を当
該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間
の月数で除して得た割合を乗じて得た金額に
ついては、前項の規定にかかわらず、当該金
額のうち、四十五歳に達した日以後五十歳に
達するまではその百分の五十に相当する金
額、五十歳に達した日以後五十五歳に達する
まではその百分の七十に相当する金額、五十
五歳に達した日以後はその百分の百に相当す

る金額をそれぞれ支給する。

4 第一項第二号に規定する更新組合員に支給
する新法附則第十二条の三の規定による退職
共済年金の額のうち、当該年金の額(新法第
七十八条第一項に規定する加給年金額を除
く。)に第七条第一項第二号から第四号までの
期間の月数を当該年金の額の算定の基礎とな
つた組合員期間の月数で除して得た割合を乗
じて得た金額については、第二項の規定にか
かわらず、五十歳に達した日以後、当該金額
を支給する。

「第二節 退職年金の額に関する経過措置」を
削る。

第十一条の前の見出しを削り、同条を次のよ
うに改める。

(控除期間等の期間を有する更新組合員に係
る退職共済年金の額の特例)

第十一条 組合員期間のうち控除期間並びに第
七条第一項第五号及び第六号の期間(以下第
十三条までにおいて「控除期間等の期間」とい
う。)を有する更新組合員に対する退職共済年
金(新法第七十六条、新法附則第十二条の三
又は新法附則第十二条の八の規定による退職
共済年金をいう。以下同じ。)の額は、新法第
七十七条第一項及び第二項、新法附則第十二
条の四第一項及び第二項又は新法附則第十二
条の八第三項並びに新法第七十八条の規定に
かかわらず、これらの規定により算定した金
額から次の各号に掲げる者(組合員期間が二
十年以上である者に限る。)の区分に応じ、当
該各号に掲げる額を控除した金額とする。

一 組合員期間が三十五年以下の者 退職共
済年金の額(新法第七十八条第一項に規定
する加給年金額を除き、国民年金法(昭和
三十四年法律第四十一号)の規定による
老齢基礎年金が支給される場合には、当該
老齢基礎年金の額のうち、組合員期間に係
る部分に相当するものとして政令で定める

ところにより算定した額を加えた額)を組
合員期間の月数で除して得た額の百分の四
十五に相当する額に控除期間等の期間の月
数を乗じて得た額

二 控除期間等の期間以外の組合員期間が三
十五年を超える者 退職共済年金の額(新
法第七十八条第一項に規定する加給年金額
を除き、六十五歳に達するまでは、新法附則
第十二条の四第一項第一号の規定により算
定した額又は同号に規定する金額に係る新
法附則第十二条の八第三項の規定による減
額後の額を除く。)を組合員期間の月数で除
して得た額の百分の四十五に相当する額に
控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

三 組合員期間が三十五年を超え、かつ、控
除期間等の期間以外の組合員期間が三十五
年以下の者 次のイ及びロに掲げる額の合
算額

イ 控除期間等の期間のうち三十五年から
控除期間等の期間以外の組合員期間を除
いたものについては、第一号の規定の例
により算定した額

ロ 控除期間等の期間のうちイに掲げる期
間以外のものについては、前号の規定の
例により算定した額

2 前項の規定を適用して算定された新法附則
第十二条の三又は新法附則第十二条の八の規
定による退職共済年金の額のうち、新法附則
第十二条の四第一項第一号に掲げる金額又は
同号に規定する金額に係る新法附則第十二条
の八第三項の規定による減額後の金額に相当
する額が、組合員期間が二百四十月であるも
のとして算定した新法附則第十二条の四第一
項第一号に掲げる金額又は同号に規定する金
額に係る新法附則第十二条の八第三項の規定
による減額後の金額より少ないときは、当該
金額をもつて当該相当する額とする。
第十一条の二を削る。

第十二条を次のように改める。

(控除期間等の期間を有する更新組合員に係る障害共済年金の特例)

第十二条 組合員期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者に対する障害共済年金(新法第八十一条に規定する障害共済年金をいう。以下同じ。)の額は、当該障害共済年金の額から、その額(新法第八十一条第一項に規定する加給年金を除き、国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額を加えた額)を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数(その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数)を乗じて得た額を控除した額とする。

第十三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(控除期間等の期間を有する更新組合員に係る遺族共済年金の特例)

第十三条 組合員期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者の遺族(新法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。)に対する遺族共済年金(新法第八十一条に規定する遺族共済年金をいう。以下同じ。)の額は、当該遺族共済年金の額から、その額(新法第九十条の規定により加算される金額を除き、国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には当該遺族基礎年金の額を加えた額)を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数(その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数)を乗じて得た額を控除した額とする。

第十三条の二を削る。

(一時恩給又は旧法等の規定による退職一時金の返還)

第十四条 一時恩給を受けた後その基礎となつた在職年の年数一年を二月に換算した月数内に再び恩給公務員となつた更新組合員又は一時恩給を受けた後再び恩給公務員となることなく当該月数内に更新組合員となつた者が、退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。第三項において同じ。)又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつたときは、それぞれ第四項並びに第五項第一項及び第二項本文の規定を適用しないものとした場合又は更新組合員である間恩給公務員であつたものとみなした場合に恩給法第六十四条ノ二本文の規定により控除すべきこととなる金額の十五倍に相当する金額(次項において「支給額」という。)を当該退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時又は分割して、当該一時恩給に係る裁定庁に返還しなければならぬ。

2 支給額に相当する金額の返還は、前項の退職共済年金又は障害共済年金を支給する組合又は連合会に当該金額を支払う方法により行うものとする。この場合においては、新法附則第十二条の十二第二項及び第三項の規定を準用する。

3 旧法等の規定による退職一時金を受けた更新組合員が第一項に規定する退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には、新法附則第十二条の十二の規定を準用する。

「第三節 退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置」を削る。

第十五条から第十七条までを次のように改める。

第十五条 前条第一項に規定する者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつたときは、同条第一項に規定する支給額に相当する金額(同項又は同条第二項の規定により既に返還された金額を除く。)を当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時又は分割して、当該一時恩給に係る裁定庁に返還しなければならぬ。

2 前項の支給額に相当する金額の返還は、同項の遺族共済年金を支給する組合又は連合会に当該金額を支払う方法により行うものとする。この場合においては、新法附則第十二条の十二第二項及び第三項の規定を準用する。

3 旧法等の規定による退職一時金を受けた更新組合員の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には、新法附則第十二条の十三の規定を準用する。

(公務等による障害共済年金に関する規定の適用)

第十六条 新法第四章第三節第三款中新法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病気にかかり、又は負傷し、当該公務による傷病により障害の状態となつた場合について適用する。

(公務等傷病による死亡に係る遺族共済年金の規定の適用)

第十七条 新法第四章第三節第四款中新法第八十二条第二項に規定する公務等による遺族共済年金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病気にかかり、又は負傷し、当該公務による傷病により死亡した場合について適用する。

第十七条の二を削る。

「第四節 減額退職年金に関する経過措置」を削る。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

(旧法の規定による障害年金の額の改定の特例)

第十八条 新法第八十四条第一項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十二条の規定により障害年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、新法第八十四条第一項中「障害の程度に応じて」とあるのは、「旧法別表第二の上欄に掲げる障害の程度に応じて」とする。

(旧法の規定による遺族年金の失権に関する経過措置)

第十九条 旧法第四十六条の規定による遺族年金を受ける権利を有する者が養子縁組をした場合における当該遺族年金の失権については、昭和六十一年改正法第一条の規定による改正前の新法(以下「昭和六十一年改正前の新法」という。)第九十一条第三号の規定の例による。

第四章及び第五章を削る。

第六章の章名中「期間又は資格」を「資格」に改める。

第三十六条及び第三十七条を削る。

第三十八条第二項及び第三項を削り、第六章中同条を第二十条とする。

第三十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その者がその時まで支給を受けた退職共済年金は、返還することゝ要しないものとする。

第三十九条第二項を削り、第六章中同条を第二十一条とする。

第四十条を削る。

第六章を第四章とする。

第四十一条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第二章(第五条第一項及び第二項、第五条の二並びに第六条第一項及び第二項を除く。)、第三章(第十八条及び第十九条を除き、第二

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

五九〇

号に掲げる者にあつては第七條第一項第六号及び第九條を除く。及び前章の規定は、次に掲げる者(第四十條第三号に規定する移行組合員及び第五十條第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。)について準用する。

第四十一條第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、第五條第三項中「前項ただし書の申出がなかつた場合には、その申出をしなかつた者」とあるのは「普通恩給を受ける権利を有する者で、第二十二條第一項各号に規定する長期組合員となつたもの」と、「当該普通恩給」と、「施行日」とあるのは「第二十二條第一項各号に規定する長期組合員となつた日」と、同条第四項中「施行日」とあるのは「第二十二條第一項各号に規定する長期組合員となつた日」と、第六條第三項中「第一項ただし書の申出があつた場合には、その申出をした者」とあるのは「旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者で第二十二條第一項各号に規定する長期組合員となつたもの」と、「同項ただし書に規定する退職年金」とあるのは「当該退職年金」と、第七條第一項各号列記以外の部分中「施行日前の次の期間」とあるのは「第二十二條第一項各号に掲げる長期組合員となつた日の属する月を除く。」と、第八條中「施行日」とあるのは「第二十二條第一項各号に規定する長期組合員となつた日」と、第十四條第一項中「更新組合員である間」とあるのは「施行日から退職の日まで」と読み替へ、第一項第二号に掲げる者については、更に、第七條第一項第五号中「施行日」とあるのは、「長期組合員となつた日」と読み替へるものとする。

第四十一條第三項中「次条、第四十一條の三及び第四十一條の四」を削り、「第十一條第一項、第十一條の二」を「第八條、第十四條」に改

め、「新法第七十八條その他の」を削り、同条第五項中「第二十條又は第二十七條」を「第十六條又は第十七條」に、「第四十一條第一項第二号」を「第二十二條第一項第二号」に改め、第七條中同条を第二十二條とする。

第七章を第五章とする。

第八章第一節の節名を削る。

第四十二條第一項中「第四十一條第一項第二号」を「前条第一項第二号」に、「第四十九條」を「第五十一條の三、第五十三條及び第五十四條」に、「及び第三十二條」に改め、同条第二項中「第二條第一項第七号」を「第二條第七号」に改め、第八章中同条を第二十三條とする。

第八章第二節の節名を削る。

第四十三條中「当る」を「当たる」に改め、同条を第二十四條とし、第八章中同条の次に次の三條を加える。

(衛視等の退職共済年金等の受給資格に関する特例)

第二十五條 衛視等であつた期間が十五年(新法附則第十三條第二項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)未満である恩給更新組合員で次の各号のいずれかに該当する者に対する別表の上欄に掲げる新法又はこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

一 次のイからハまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ昭和三十四年十月一日前の警察在職年の年月数と同日以後の衛視等であつた期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからハまでに掲げる年数以上であるもの

イ 昭和三十四年十月一日前の警察在職年

が八年以上である者 十二年
ロ 昭和三十四年十月一日前の警察在職年が四年以上八年末満である者 十三年
ハ 昭和三十四年十月一日前の警察在職年が四年未満である者 十四年
二 第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば、警察監獄職員の普通恩給を受ける権利を有することとなるもの(前号の規定の適用を受ける者を除く。)

(衛視等の退職共済年金の支給開始年齢等に関する特例)

第二十六條 第七條第一項第一号の期間のうち第二十四條の規定により衛視等であつた期間に算入される期間が四年以上である恩給更新組合員(組合員期間が二十年以上である者に限る。)に対する新法附則第十二條の三第一項の規定の適用については、同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」とする。

2 第十條第二項及び第三項の規定は、前項に規定する恩給更新組合員に対して支給する新法附則第十二條の三の規定による退職共済年金の支給について準用する。

(再就職者の取扱)

第二十七條 第二十四條から前条までの規定は、衛視等であつた期間を有する者で長期組合員となつたもの(恩給更新組合員である者を除く。)について準用する。

第四十四條から第四十八條の五までを削る。

第八章を第六章とする。

第四十九條の二第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項と

し、第九章中同条を第二十八條とする。

第四十九條の三を削る。
第五十條第一項中「第四章、第五章」を「第十六條、第十七條」に、「第五十五條第一項」を「第五十四條第一項」に、「第四章及び第五章」を「第十六條及び第十七條」に改め、第九章中同条を第二十九條とする。

第九章を第七章とする。

第五十一條第一項中「第二百二十六條の二第一項」を「第七十四條第二項」に、「同項」を「新法第二百二十六條の二第一項」に改め、同条第二項中「第二十條、第二十七條及び第二十八條」を「第十六條及び第十七條」に改め、同条第三項中「第五十五條第一項第二号に掲げる者である職員」を「第三十六條第一項第二号に掲げる者である職員」に、「第四十一條第一項第二号」を「第二十二條第一項第二号」に、「第五十五條第一項第二号に掲げる者となつた日前」を「第三十六條第一項第二号に掲げる者となつた日前」に改め、「第二十二條第二項並びに第十三條第三項及び第四項中「施行日」とあるのは「地方の施行法第五十五條第一項第二号に掲げる者となつた日(同号に掲げる者となる前に第四十一條第一項第二号に掲げる者であつたものにあつては、同号に掲げる者となつた日)」とを削り、第九章の二中同条を第三十條とする。

第五十一條の二第二項中「常時勤務に服することを要する地方公務員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十七條第二項に規定する休職の処分を受けた者、同法第二十九條第一項に規定する停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとする。)」を「地方の新法第二條第一項第一号に規定する職員」に、「行なり」を「行方」に改め、同条第二項中「第二條第一項第七号」を「第二條第七号」に改

め、同条第二項中「第二條第七号」を「第二條第七号」に改

め、同条第四項中「第四十一条一項又は第四十二条第一項」を「第二十二條第一項又は第二十三條第一項」に改め、同項第三号中「同法」を「法律第五十五号」に改め、同項第四号中「行なう」を「行」に改め、同条第五項中「同日」を「施行日」に改め、同条第六項中「遺族年金」を「退職共済年金又は障害共済年金」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「第六十四條第一項」を「第四十五條第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「前八項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条を第三十一条とする。

第五十一条の三第一項中「地方の新法及び地方の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中の相当する規定による給付と」を削り、同条第二項中「第五十五條第一項の規定の適用を受ける者を含む」である警察職員を「第三十六條第一項の規定の適用を受ける者を含む」である警察職員に、「第八章第二節」を「第六章」に、「第四十四條第一項及び第四十五條の四」を「第二十五條第一号」に、「第五十五條第一項の規定の適用を受ける者を含む」となつた日」を「第三十六條第一項の規定の適用を受ける者を含む」となつた日」に改め、「第四十五條の三第三項中「施行日の前日」とあるのは「地方の更新組合員（地方の施行法第五十五條第一項の規定の適用を受ける者を含む）」となつた日の前日」とを削り、第九章の二中同条を第三十二条とする。

第九章の二を第八章とする。

第九章の三中第五十一条の四を第三十三条とする。

第五十一条の五第二項中「による通算退職年金」を「による退職共済年金又は昭和六十年改正前の新法の規定による通算退職年金」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第三十四条とする。

る。

3 復歸更新組合員であつた者に係る年金である給付の額の改定に関する法令の制定又は改正が行われた場合においては、前二項の規定により連合会が支給すべき年金である給付の額を改定するものとし、その改定については、政令で特別の定めをするものを除き、当該法令の改正規定の例による。

第五十一条の六第二項中「第五十一条の二十四」を「第五十一条」に改め、同条を第三十五条とする。

第五十一条の七第一項及び第二項中「行なつた」を「行つた」に改め、同条を第三十六条とする。

第五十一条の八第一項中「沖繩の共済法及び年金法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付と」を削り、同条第二項中「第二十條及び第二十七條」を「第十六條及び第十七條」に改め、「第二十八條中「施行日」とあるのは「年金法の施行の日」とを削り、同条第四項中「第二條第一項第七号」を「第二條第七号」に改め、同条第六項中「第五十一條の二第五項又は第六項」を「第三十一条第五項又は第六項」に改め、「退職年金、減額退職年金若しくは障害年金又は遺族年金」を「退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金」に改め、同項第一号中「第五十一條の六第二項第二号ただし書」を「第三十五條第二項第二号ただし書」に改め、同条を第三十七条とする。

第五十一条の九第一項中「監視等となつたものが退職した場合において」を「監視等となつたものは」に、「適用する」としたならば退職年金を支給すべきこととなるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「適用する」に改め、同条第二項中「復歸更新組合員に係る退職年金の額の算定方法その他長期給付に關し」を「復歸更新組合員に対する新法及びこの法律の長期給

付に關する規定の適用について」に改め、同条を第三十八條とする。

第五十一条の十中「退職年金の受給資格及び退職年金の額」を「退職共済年金の受給資格に改め、第九章の三中同条を第三十九條とする。

第九章の三を第九章とする。

第五十三條を削る。

第五十二条第一項中「基く」を「おける」に、「この法律」を「新法又はこの法律」に、「終る」を「終わる」に改め、同項に次のただし書を加え、同条を第五十三條とする。

ただし、恩給公務員期間又は旧長期組合員期間の計算は、それぞれ恩給法又は旧法の期間計算の例による。

第五十四條を削る。

第五十五條第一項中「第八章まで、第四十九條及び第四十九條の二」を「第六章まで及び第二十八條」に改め、同条第三項中「第四十一條第一項又は第四十二條第一項」を「第二十二條第一項又は第二十三條第一項」に改め、同条を第五十四條とする。

第五十六條を第五十五條とする。

第五十七條中「第五十一條の五第一項」を「第三十四條第一項」に、「次項及び第五十五條第三項」を「次項、第三項及び第五十四條第三項」に、「同条第二項」を「同条第二項及び第三項」に、「第五十五條第三項」を「第五十四條第三項」に改め、同条を第五十六條とする。

第五十八條を第五十七條とする。

第十章を第十一章とする。

第五十一条の十一第二号中「（第五十一條の十五）において「昭和五十四年改正前の旧公企体共済法」という。」を削り、第九章の四第一節中同条を第四十條とする。

ける権利を有する」に改め、同条第六項中「遺族年金又は通算遺族年金の支給を受ける」を「遺族共済年金を受ける権利を有する」に改め、同条第七項中「第三十八條第二項」を「第三十八條第三項」に改め、同条を第四十一條とする。

第五十一条の十三第一項中「新法若しくはこの法律」を「昭和六十年改正前の新法若しくは昭和六十年改正前新法の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法（以下「昭和六十年改正前の施行法」という。）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に、「新法第七十七條第一項（新法第七十九條第三項）を「昭和六十年改正前の新法第七十七條第一項（昭和六十年改正前の新法第七十九條第三項）」に、「第三十八條第三項本文」を「第三十八條第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「新法若しくはこの法律」を「昭和六十年改正前の新法若しくは昭和六十年改正前の施行法」に、「退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金」を「退職共済年金又は障害共済年金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条を第四十二條とする。

第五十一条の十四及び第五十一條の十五を削る。

第五十一条の十六中「第五十一條の十二第一項」を「第四十一條第一項」に、「第五十一條の十二から前条まで」を「前二條」に改め、同条を第四十三條とする。

第五十一条の十七第一項中「第五十一條の十二から第五十一條の十五まで」を「第四十一條及び第四十二條」に、「第五十一條の十二第二項から第七項までを除く」を「第四十一條第一項に限る」に改め、同条第二項を削り、第九章の四第一節中同条を第四十四條とする。

第九章の四第二節中第五十一條の十八を第四十五條とし、第五十一條の十九を第四十六條と

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

五九二

する。

第五十一条の二十第一項中「第五十一条の十二、第五十一条の十三」を「第四十一条、第四十二条」に、「及び第三章から第六章まで」を「第三章第一節、第二十条、第五章第一節及び第三十六条を除く。」を、「第三章(第十六条及び第十七条を除く。)」及び「第四章」に改め、同条第二項中「第三章から第六章まで」を「第三章及び第四章」に改め、同条を第四十七条とする。

第五十一条の二十一第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第七条から第九条まで(第三号に掲げる者にあつては、第七条第一項第六号及び第九条を除く。)、第三章(第十六条及び第十七条を除く。))及び第四章の規定は、次に掲げる者について準用する。

第五十一条の二十一第二項中「第四十一条第一項各号」を「第二十二條第一項各号」に改め、同条を第四十八条とする。

第五十一条の二十二中「第五十一条の十二第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条を第二項(第八条、第九条、第二十五条関係)

四十九条とする。

第五十一条の二十三第一項中「第五十一条の十八から第五十一条の二十一まで」を「第四十五条から第四十八条まで」に、「第五十一条の十九及び第五十一条の二十」を「第四十六条及び第四十七条」に改め、同項第二号中「第五十一条の二十一第一項各号」を「第四十八条第一項各号」に改め、同条第二項中「第五十一条の十八第二項及び第四項」を「第四十五条第二項及び第四項」に、「第五十一条の二十三第一項各号」を「第五十條第一項各号」に改め、同条を第五十条とする。

第五十一条の二十四中「第五十一条の四第四号」を「第三十三條第四号」に改め、同条を第五十一条とする。

第五十一条の二十五中「未帰還更新組合員」を「復帰更新組合員」に改め、第九章の四第二節中同条を第五十二条とする。

第九章の四を第十條とする。
別表第二及び別表第三を削り、別表第一を次のように改める。

新法第七十六條第一項第一号	組合員期間等(組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五條第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間、及び同法附則第七條第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。)が二十五年以上である者	国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)第八條に規定する者若しくは同法第九條に規定する者(以下「特定更新組合員等」という。))又は同法第九條に規定する者(以下「特定更新組合員等」という。))
新法第七十六條第二項	組合員期間等が二十五年以上であるものであるもののその組合員期間等が二十五年以上となつたとき	特定更新組合員等又は特定衛視であるものが特定更新組合員等又は特定衛視等に該当する者となつたとき
新法第七十七條第一項	次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号	第一号 特定更新組合員等又は特定衛視等

新法第七十八條第一項	退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)	退職共済年金
新法第七十九條第三項	その権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)	その権利を取得した当時
新法第八十條第一項第四号	二十年以上であるもの	二十年以上であるもの及び特定更新組合員等又は特定衛視等に該当して支給されるもの
新法第八十九條第一項第二号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員等又は特定衛視等
新法第九十條	次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める 組合員期間が二十五年以上である者	(1)に定める 特定更新組合員等又は特定衛視等
新法第九十條	遺族共済年金(第八十八條第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。)	遺族共済年金
新法附則第十二條第三項第一号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員等又は特定衛視等
新法附則第十二條第三項第二号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員等又は特定衛視等
新法附則第十二條第四項第一号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員等又は特定衛視等
新法附則第十二條第四項第二号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員等又は特定衛視等
新法附則第十二條第六号	退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)	退職共済年金

新法附則第十二条の七第一項及び第二項	組合員期間が二十年以上である者	特定更新組合員等又は特定衛視等
新法附則第十二条の八第一項、第二項及び第九項	組合員期間等が二十五年以上である者、かつ、組合員期間が二十年以上である者	特定更新組合員等又は特定衛視等
第七条第一項	算入する。ただし、次の期間のうち昭和三十六年四月一日まで引き続き期間以外の期間については、当該期間を組合員期間に算入して二十年以上に満たない場合は、この限りでない	算入する
第十条第二項	更新組合員(組合員期間(第七条の規定を適用して算定した新法第三十八条第一項に規定する組合員期間をいう。以下同じ)が二十年以上である者に限る。)	第八条に規定する者又は第九条に規定する者
第十一条第一項	次の各号に掲げる者(組合員期間が二十年以上である者に限る。)	次の各号に掲げる者
第十四条第一項	退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。第三項において同じ。)	退職共済年金
第二十六条第一項	恩給更新組合員(組合員期間が二十年以上である者に限る。)	恩給更新組合員

附 則

(用語の定義)

第二条 この条から附則第六十六条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新共済法 第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法をいう。
- 二 旧共済法 第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。
- 三 新施行法 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。
- 四 旧施行法 第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。
- 五 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、

障害年金、遺族年金又は通算遺族年金 それぞれ旧共済法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金をいい、他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。

六 旧共済法による年金 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金をいい、他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。

七 物価指数 総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。

八 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金 それぞれ新共済法の規定による退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金をいう。

九 新共済法による年金 退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金をいう。

十 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金 それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第〇三十四号。以下附則第六十六条までにおいて「国民年金等改正法」という。)第一条の規定による改正後の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。以下附則第六十六条までにおいて「新国民年金法」という。)の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

第十四条 組合員期間等が二十五年未満である者(新共済法附則第十三条第一項及び第十三条の五並びに新施行法第八條及び第九條(これらの規定を新施行法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項において準用する場合を含む)並びに第二十五條の規定の適用を受ける者(以下「特例受給資格を有する者」という。)を除く。以下この条において同じ。)で附則別表第一の上欄に掲げるものの組合員期間の年数が、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、新共済法第七十六條、第八十八條第一項第四号、附則第十二條の三並びに第十二條の八第一項、第二項及び第九項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

12 組合員期間が二十五年未満である者(特例受給資格を有する者を除く)で附則別表第一の上欄に掲げるものの組合員期間の年数が同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、その者に対する新共済法第七十七條第二項、第八十九條第一項第二号及び附則第十二條の四第二項の規定の適用については、新共済法第七十七條第二項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号」とあるのは「第一号」と、同項第一

号中「組合員期間が二十五年以上である者」とあるのは「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)附則第十四條第二項に規定する者(第八十九條第一項第二号ロにおいて「支給要件特例対象者」という。以下、新共済法第八十九條第一項第二号ロ中「(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める」とあるのは「(1)に定める」と、「組合員期間が二十五年以上である者」とあるのは「支給要件特例対象者」と、新共済法附則第十二條の四第二項中「第七十七條第二項各号」とあるのは「第七十七條第二項第一号」とする。

13² 組合員期間等が二十五年未満である者(第一項の規定の適用を受ける者を除く)で大正十五年四月二日以後に生まれたものが国民年金等改正法附則第十二條第一項各号(第八号から第十一号までを除く)のいずれかに該当するときは、新共済法第七十六條、第八十八條第一項第四号及び附則第十二條の三の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

14³ 組合員期間等が二十五年未満である者(第一項の規定の適用を受ける者を除く)で大正十五年四月一日以前に生まれたものが、旧共済法旧施行法及び旧通則法(国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十二号)をいう。次項において同じ。)の規定の例によるものとしたならば、退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなるときは、新共済法第七十六條、第八十八條第一項第四号及び附則第十二條の三の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上であるものとみなす。

15⁴ 組合員期間等が二十五年以上である者で大正

五九四

は、同項第二号中「除く」とあるのは、「除き、六十五歳に達したとき以後は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律〇附則第十六条第一項又は第五項の規定による加算額を除く」（昭和六十一年法律第〇号）

く」とする。

(退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の特例)

第十九条 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金の額を算定する場合においては、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に該当しないものとする。

12 退職年金又は減額退職年金の受給権者(特例退職年金(旧共済法附則第十三条の十五第二項に規定する特例退職年金をいう。以下同じ。))の受給権者及び特例受給資格を有する者を除く。

で組合員期間が二十五年未満のものに対する新共済法第七十七条第二項及び附則第十二条の四第二項の規定の適用については、新共済法第七十七条第二項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号」とあるのは「第一号」と、同項第一号中「組合員期間が二十五年以上である者」とあるのは「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項に規定する退職年金又は減額退職年金の受給権者」と、新共済法附則第十二条の四第二項中「七十七条第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号」とあるのは「第七十七条第二項第一号」とする。

13² 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金の額を算定する場合においては、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数が四百二十月以上であるときは、新共済法附則第十二条の四第一項第一号の規定及び附則第十六条の規定は適用しないものとし、当該組合員期間の月数が四百二十月未満であり、かつ、その月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数とを合算した月数が四百二十月を超えるときは、新共済法附則第十二条の四第一項第一号の規定並びに附則第十六条第一項第一号及び第五項の規定に規定する金額の算定については、四百二十月から当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数を控除して得た月数をもつて、これらの規定に規定する金額の算定の基礎とする組合員期間の月数とする。

4³ 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金については、新共済法第七十八条の規定にかかわらず、加給年金額は、加算しない。

(遺族共済年金の加算の特例)

第二十八條 新共済法第九十条に規定する遺族共済年金の受給権者が六十五歳以上の妻であつて附則別表第四の上欄に掲げるものであるときは、当該遺族共済年金の額のうち新共済法第八十九條第一項第一号又は同項第二号イに掲げる金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額を加算した金額とする。

一 新共済法第九十条に規定する加算額(附則第十三条の規定又は新共済法第七十二条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額)

二 新国民年金法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額(国民年金等改正法附則第九條又は新国民年金法第十六條の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額)にそれぞれ附則別表第四の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額
新共済法第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金を受ける妻(以下「妻」とする。以下同じ。)が六十五歳に達したときは、その妻を前項の規定に該当する者とみなして当該遺族共済年金の額を改定する。

る。

3 新共済法第九十三条第一項の規定は、第一項の規定による加算額について準用する。

4 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が、国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

(退職年金の受給権者等に対する遺族共済年金の特例)

第三十條 退職年金又は減額退職年金の受給権者(特例退職年金(旧共済法附則第十三条の十五第二項に規定する特例退職年金をいう。以下同じ。))の受給権者及び特例受給資格を有する者を除く。

〇で組合員期間が二十五年未満のものの場合における新共済法第八十九條第一項第二号の規定の適用については、同号ロ中「(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める」とあるのは「(1)に定める」と、「組合員期間が二十五年以上である者」とあるのは「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十條第一項に規定する退職年金又は減額退職年金の受給権者」とする。

2 退職年金若しくは減額退職年金の受給権者が施行日以後に死亡した場合、施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員である者が組合員である間に死亡した場合又は附則第二十一条第一項の規定によりその額が算定された退職共済年金の受給権者が死亡した場合における遺族共済年金の額については、新共済法第八十九條及び第九十條並びに新施行法第十三条の規定並びに前二条の規定により算定した額が、これらの者について施行日の前日において遺族年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において支給されるべき遺族年金の額(当該遺族が同一の事由により遺族基礎年金の支給を受けるときは、当該遺族年金の額から

ら、当該遺族基礎年金の額のうち組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額)より少ないときは、その額をもつて、当該遺族共済年金の額とする。

3 遺族共済年金の額が前項の規定により算定されたものである場合における新共済法第七十二条の二の規定による年金額の改定は、同項の規定の適用がないものとした場合の額について行うものとし、その改定後の遺族共済年金の額が同項の規定により算定した額より少ないときは、その額をもつて、同条の規定による改定後の年金額とする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項に規定する場合における遺族共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

(船員組合員であつた者に係る組合員期間の計算の特例等)

第三十二條 施行日前に船員組合員(旧共済法第九十九條に規定する船員組合員及び改正前の昭和五十八年法律第八十二號附則第二十九條第一項に規定する旧公企体船員組合員であつた者をいう。以下同じ。)であつた期間を有する者又はその遺族に対する新共済法及び新施行法の長期給付に關する規定並びに附則第十四條から第三十條まで(附則第十六條第一項第二号イを除く。以下この条において「新共済法の長期給付に關する規定」とする。以下同じ。))の規定は、附則第七條の規定にかかわらず、旧共済法第九十九條の規定により算定した船員組合員であつた期間(施行日前において組合員でない船員(国民年金等改正法第五條の規定による改正前の船員保險法(昭和十四年法律第七十三號。以下「旧船員保險法」という。))による船員保險の被保險者をいう。以下同じ。))であつた期間(旧共済法第九十二條の規定又はこれに相當する旧公企体共済法(新施行法第四十條第一号に規定する旧公企体

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

五九六

共済法をいう。以下同じ。の規定に該当した者の組合員でない船員であつた期間を除く。を有する者であるときは、当該組合員でなかつた船員であつた期間を合算した期間の月数に三分の四を乗じて得た期間の月数をもつて、当該

○船員組合員であつた期間に係る組合員期間の月数とする。ただし、新共済法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金及び新共済法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金の額の算定については、この限りでない。

2 施行日以後昭和六十六年三月三十一日までの間の新船員組合員(新共済法第九十九条に規定する船員組合員をいう。以下この条において同じ)であつた期間を有する者又はその遺族に対する新共済法の長期給付に関する規定等の適用については、新共済法第三十八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した当該新船員組合員であつた期間の月数に五分の六を乗じて得た期間の月数をもつて、当該新船員組合員であつた期間に係る組合員期間の月数とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

2 8 前二項の規定の適用を受ける旧船員組合員であつた期間又は前項の規定により三分の四を乗じて得た月数をもつて組合員期間の月数とされた船員組合員であつた期間については、新共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額の算定の基礎となる組合員期間とはしない。

13 4 前二項の規定を適用して算定した障害共済年金又は遺族共済年金(新共済法第八十八条○第一項)に該当することにより支給されるものを除く。以下この項において同じ。の額が、前二項の規定を適用しないものとして算定した障害共済年金又は遺族共済年金の額より少ないときは、その額をもつて、当該障害共済年金又は遺族共済年金の額とする。

14 5 前二項に定めるもののほか、施行日前に船員

項の規定の適用を受ける旧船員組合員であつた期間若しくは新組合員であつた期間を有する者○又はこれらの者の新共済法及び新施行法の長期給付に関する規定○の適用に必要事項は、政令で定める。

第四十六条 遺族年金(旧共済法附則第十三条の十八第二項に規定する特例遺族年金を除く。以下この条において同じ)については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該遺族年金の区分に応じ、当該各号に掲げる金額に改定する。

一 公務による遺族年金(旧共済法第八十八条第一号の規定による遺族年金をいう。以下同じ。四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額に、俸給年額の百分の二十に相当する金額を加えた金額(以下この条において「遺族年金基礎額」という。)(組合員期間(当該遺族年金の基礎となつた組合員期間に限る。以下この項において同じ)が二十年を超えるときは、二十年を超え三十五年に達するまでの期間についてはその超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当する金額を、三十五年を超える期間についてはその超える年数(当該年数が五年を超えるときは、五年)一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額を加えた金額)

二 旧共済法第八十八条第二号の規定による遺族年金(改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十二条第三項第一号及び第二号に掲げる移行遺族年金を含む。当該遺族年金に係る組合員であつた者が受ける権利を有していた退職年金(退職年金を受ける権利を有していなかつた者については、減額退職年金若しくは障害年金を支給しなかつたものとした場合において支給すべきであつた退職年金又はその死亡を退職とみなした場合において

支給すべきであつた退職年金)の額を附則第三十五条の規定により改定するものとした場合における当該改定後の退職年金の額の百分の五十に相当する金額

三 旧共済法第八十八条第三号の規定による遺族年金(改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十二条第三項第三号に掲げる移行遺族年金を含む。遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額(組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加えた金額)

四 旧共済法第八十八条第四号の規定による遺族年金 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額

2 旧共済法第八十八条の三の規定は、前項の規定により遺族年金を改定する場合について、なおその効力を有する。

3 第一項の規定による改定後の遺族年金の額(前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の三の規定の適用があるときは、同条の規定により加えることとされた金額を加えた額)が、施行日の前日における遺族年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額を当該遺族年金の額とし、公務による遺族年金の額が、俸給年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、当該百分の七十に相当する金額を当該公務による遺族年金の額とする。

4 旧共済法第八十八条の五、第八十八条の六及び第九十二条の二の規定は、前三項の規定により遺族年金の額を改定する場合について、なおその効力を有する。

5 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の五第一項の規定の適用については、同項中「当該各号に掲げる額」とあるのは「当該各号に掲げる額 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律○附則第十三条に規定する昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を当該各号に掲げる額に乘じて得た金額を基準として政令で定める金額」と読み替へるものとする

6 前各項の規定による改定後の遺族年金の額が施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族年金の額より少ないときは、その額をもつて、第一項の規定による改定後の遺族年金の額とする。

○船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金の額の特例等

第四十八条 ○船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金の額については、施行日以後、その額を、次に掲げる年金の額のうちその者又はその遺族が選択するいずれか一の年金の額とする。

一 組合員期間に係る旧共済法による年金の附則第三十五条から前条までの規定による改定後の額

か一の年金を選択したものとなす。

3 前二項に定めるもののほか、○船員組合員であつた者が組合員でない船員であつた期間を有する場合における年金の特例その他の○船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金に關し必要な事項は、政令で定める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第八十八条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第○三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「以下単に「共済組合」を「国家公務員等共済組合を除く。第四項において「適用除外共済組合」に改め、同条第三項中「又は厚生年金保険の管掌者たる政府」を、厚生年金保険の管掌者たる政府又は国家公務員等共済組合に改め、「確認」との下に、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第百三十三条第一項中「組合員期間」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第○三十四号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)第七条第一項の規定による確認その他の組合員期間」とを加え、同条第四項中「共済組合」を「適用除外共済組合」に改める。

附則第五条第八号の次に次の二号を加える。
八の二 新国家公務員等共済組合法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第○三十四号)以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。第一條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法をいう。
八の三 新被用者年金各法 次に掲げる法律をいう。

イ 新厚生年金保険法

ロ 新国家公務員等共済組合法

附則第五条第九号中「被用者年金各法」を削り、「保険料免除期間」の下に「被用者年金保険者」を加え、「第五条第一項、同条第二項」を「第五条第二項」に改め、「同条第三項」の下に「同条第六項」を加え、同条に次の一号を加える。

十九 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金 それぞれ第八号の三ロに掲げる法律による退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金をいう。

附則第六条第一項中「第七条第一項に該当し、かつ、同条第二項各号」を「第七条第二項各号」に、「以下単に「組合員」を「以下附則第四十三條及び第四十四條を除き、単に「組合員」に改める。

附則第七条第二項中「第九号」を「第十四号」に改める。

附則第八条第二項中「厚生年金保険の被保険者期間(附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。)」を「次の各号に掲げる期間」に改め、「前日までの期間に係るもの」の下に「第六項第四号の二及び第七号の二に掲げる期間並びに」を加え、同項に次の各号を加える。

一 厚生年金保険の被保険者期間(附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。)

二 国家公務員等共済組合の組合員期間(他の法令の規定により国家公務員等共済組合の組合員であつた期間とみなされる期間に係るもの、他の法令の規定により当該組合員期間に算入される期間その他政令で定める期間を含む。)

附則第八条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同一の月が同時に二以上の次の各号に掲げる期間又は施行日前の国民年金の被保険者期間の計算の基礎となつているときは、その月は、政令で定めるところにより、一の期間についてのみ国民年金の被保険者期間又は保険料納付済期間とみなす。

附則第八条第三項中「厚生年金保険の被保険者期間(附則第四十七條第二項に「被保険者期間とする」を「被保険者期間とし、同項第二号に掲げる組合員期間の計算について昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十二條第一項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した組合員期間とする」に改め、同条第六項第四号中「次号」を「第五号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 第二項各号(第一号を除く。)に掲げる期間のうち、施行日の前日において国家公務員等共済組合が支給する退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達していないものに限る。又は減額退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達していないものに限る。の)の年金額の計算の基礎となつた期間であつて、昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの

附則第八条第六項第五号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第二項各号に掲げる期間」に、「昭和三十六年四月一日以後」を「昭和三十六年四月一日から施行日の前日までに」に改める。

附則第八条第六項第六号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第二項各号に掲げる期間」に改める。

附則第八条第六項第七号の次に次の一号を加える。
七の二 国家公務員等共済組合が支給した退職一時金であつて政令で定めるものの計算の基礎となつた第二項各号(第一号を除く。)に掲げる期間のうち、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係るもの(第四号の二から第六号までに掲げる期間を除く。)

附則第八条第六項第八号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第二項各号に掲げる期間」に、「第五号」を「第四号の二、第五号、第七号」に改め、同項第九号から第十一号までの規定中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第二項各号に掲げる期間」に、「第五号及び第七号」を「第四号の二、第五号、第七号及び第七号の二」に改め、同条第九項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「同項各号に掲げる期間」に改め、○同条第十一項中「ある国民年金又は新船員組合員(昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十二條第二項に規定する新船員組合員をいう。以下この項において同じ。である国民年金)」を「同条第十一條第一項に「新国民年金法(昭和六十一年法律第百三十三号)第三條第一項に「第三種被保険者期間」の計算について、附則第四十七條第二項又は第三項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した被保険者期間とする」を「第三項に規定する第二項各号に掲げる期間及び第六項第三号から第六号までに掲げる期間」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同一の月が同時に二以上の第三項に規定する第二項各号に掲げる期間又は第六項第三号から第六号までに掲げる期間の基礎となつているときは、その月は、政令で定めるところにより、一の期間についてのみ保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

附則第八条第十三項中「前項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 前項の規定により第六項第三号から第六号までに掲げる期間を保険料納付済期間である

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

五九八

国民年金の被保険者期間とみなす場合における当該期間の計算については、第三項の規定により第二項各号に掲げる期間を保険料納付済期間に算入する場合における同項各号に掲げる期間の計算の方法を参酌して政令で定めるところによる。

附則第八条に次の一項を加える。

15 昭和六十六年四月三十日までに行われる新国民年金法附則第七条の三に規定する届出については、同条中「月の前々月」とあるのは、「月前における直近の基準月(一月、四月、七月及び十月をいう。)の前月」とする。

附則第八条の次に次の一条を加える。

(国家公務員等共済組合の組合員であつた期間の確定の特例)

第八条の二 新国民年金法附則第七条の五第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「国家公務員等共済組合の組合員であつた期間」とあるのは「国家公務員等共済組合の組合員であつた期間又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第〇三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第八条第二項各号(第一号を除く。)に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るもの」と、「又は附則第九条の二第一項」とあるのは「若しくは附則第九条の二第一項又は昭和六十年改正法附則第十五条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項」とする。

附則第十一条第二項中「新国民年金法による年金たる給付(以下「老齢基礎年金」という。同法附則第九条の三の規定による老齢年金の受給権者が旧国民年金法による年金たる給付又は附則第八十七条第二項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付(死亡を支給事由とするものを除く。)を受けることができる場合における当該老

齢基礎年金及び老齢年金並びに」を加え、同条第三項中「新厚生年金保険法による年金たる保険給付を」を「新被用者年金各法による年金たる給付(附則第三十一条第一項に規定する者に支給される退職共済年金を除く。以下この項において同じ。)を」に、「新厚生年金保険法による年金たる保険給付(遺族厚生年金及び特別遺族年金)を」を「新被用者年金各法による年金たる給付(遺族厚生年金及び特別遺族年金並びに遺族共済年金)に改め、同条第五項中「遺族厚生年金を除く」を「遺族厚生年金並びに遺族共済年金及び遺族共済年金を除く」に、「遺族年金、通算遺族年金及び特別遺族年金」を「年金たる保険給付(死亡を支給事由とするものに限る。)並びに国家公務員等共済組合が支給する退職共済年金、遺族共済年金、退職年金、減額退職年金、遺族年金及び通算遺族年金」に改め、同条第六項中「支給されるもの及び」を「支給されるもの並びに」に改め、「法律第〇三十四号」の下に「以下「昭和六十年改正法」という。」を、「年金たる保険給付」の下に「並びに国家公務員等共済組合が支給する退職共済年金(その受給権者が昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるものに限る。)、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金」を加える。

附則第十二条第二項中「厚生年金保険の被保険者期間(以下「附則第八条第二項各号のいづれかに掲げる期間(同項第一号に掲げる期間にあつては、」に、「以下第六号を除き、この条を、次号」に改め、同項第三号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「附則第八条第二項各号に掲げる期間」に改め、同項第四号中「以後の厚生年金保険の被保険者期間」の下に「(附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。)」を加え、同項第八号中「第五条第一項第二号」を「第五条第一項第

三号」に改め、「(旧通則法附則第十五条の規定により同法第三条に定める公的年金各法とされたものを含む。)」を削り、同項第九号を同項第十四号とし、同項第八号の次に次の五号を加える。

九 新国家公務員等共済組合法附則第十三条第二項に規定する基準日以前の同項に規定する監視等(以下この号において単に「監視等」という。)であつた期間に係る国家公務員等共済組合の組合員期間(昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。以下この号において同じ。))が十五年以上であること若しくは同項第二号イからホまでのいづれかに掲げる者であつて監視等であつた期間に係る国家公務員等共済組合の組合員期間がそれぞれ同号イからホまでに掲げる年数以上であること又は同法附則第十三条の五に規定する者であつて同条に規定する組合員期間(昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。))が十五年以上であること。

十 新国家公務員等共済組合法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた同法による退職共済年金を受けることができること又は同法附則第十三条の五若しくは第十三条の六の規定の適用を受けることにより同法による退職共済年金を受けることができること。

十一 昭和六十年国家公務員共済改正法第二十条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号。以下「新国の施行法」という。)第八条第一号(同法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定に該当すること(昭和三十六年四月一日前の期間に係る同法第八号第一号に規定する在職年及び組合員期間のうち通算対象期間以外のものを除いて同号の規定に該当する場合に限る。))又は同法第二十五條第一号(同法第二十七條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定に該当すること(昭和三十六年四月一日前の期間に係る同法第二十五條第一号に規定する警察在職年及び監視等であつた期間のうち通算対象期間以外のものを除いて同号の規定に該当する場合に限る。))。

十二 新国の施行法第八号若しくは第九号(同法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。))又は第二十五條(同法第二十七條において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた新国家公務員等共済組合法による退職共済年金を受けることができること(前号に該当する場合を除く。))。

十三 施行日の前日において、国家公務員等共済組合が支給する退職年金又は減額退職年金の受給権を有していたこと。

附則第十二条第三項を次のように改める。

3 第一項第三号の規定を適用する場合における同号に規定する期間の計算については、旧通則法第六号の規定を参酌して政令で定めるところによる。

附則第十二条に次の一項を加える。

4 厚生年金保険の被保険者期間(他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。))につき厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき(新厚生年金保険法第七十五條ただし書に該当するとき及び旧厚生年金保険法第七十五條第一項ただし書に該当するときを除く。))又は船舶員保険の被保険者期間につき船舶員保険の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき(旧船舶員保険

法第五十一条ノただし書に該当するときは除く。に於ける当該保険料に係る厚生年金保険の被保険者期間(附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。は、第一項第二号及び第三号の規定の適用については、附則第八号第二項各号に掲げる期間に算入せず、第一項第四号から第六号までの規定の適用については、これらの規定に規定する厚生年金保険の被保険者期間に算入せず、同項第七号の規定の適用については、同号に規定する船員保険の被保険者期間に算入しない。

附則第十四条第一項中「ある者を含む、大正十五年四月二日以後に生まれた者に限る」を「ある者を含む」に、「被用者年金各法に基づき老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付」を「老齢厚生年金、退職共済年金」に改め、同項各号を次のように改める。

一 老齢厚生年金又は退職共済年金(その額の計算の基礎となる附則第八号第二項各号のいずれかに掲げる期間(同項第一号に掲げる期間にあつては、附則第四十七号第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。の月数が二百四十以上であるもの(他の法令の規定により当該附則第八号第二項各号のいずれかに掲げる期間の月数が二百四十以上であるもの)とみなされるものその他の政令で定めるものを含む。に限り、(の受給権者(附則第三十一条第一項に規定する者を除く。)

二 障害厚生年金又は障害共済年金の受給権者(当該障害厚生年金又は当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する者に限る。)

附則第十四条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同

条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用上、老齢基礎年金の受給権者の配偶者によつて生計を維持していたことの認定に必要事項は、政令で定める。

附則第十五条に次の一項を加える。

6 前条第三項の規定は、第一項又は第二項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「老齢基礎年金の受給権者の配偶者」とあるのは、「前条第一項各号に該当する者」と読み替へるものとする。

附則第十六条第一項中「障害厚生年金」の下に「障害共済年金」を加える。

附則第十八条第四項中「第三項及び」を「第三項及び第四項並びに」に改める。

附則第二十二條中「又は旧厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に改め、「含む」の下に「又は国家公務員等共済組合が支給する障害年金」を加える。

附則第二十六條第一項中「又は施行日」を「施行日」に改め、「同じ」の下に「又は国家公務員等共済組合が支給する障害年金」を加える。

附則第二十七條中「障害年金」の下に「又は国家公務員等共済組合が支給する障害年金」を加え、「又は通算老齢年金」を「若しくは通算老齢年金又は国家公務員等共済組合が支給する退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金」に改める。

附則第三十一条第一項中「若しくは旧船員保険法による老齢年金」を「旧船員保険法による老齢年金又は国家公務員等共済組合が支給する退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限り、若しくは減額退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限り。に、(附則第九条の三)を「第三十七條第四号、附則第九条の二及び附則第九条の三」に改める。

附則第三十二条第一項中「第三十五條第三項」

を「第三十五條第四項」に改める。

附則第三十五條第三項中「除く」は、「」の下に「附則第三十八條の二第一項並びに」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「負担する費用は、」を「負担する費用及び前項の規定により国民年金の管掌者たる政府が交付する費用は、附則第三十八條の二第一項並びに」に、「第九十四條の二第一項」を「第九十四條の二」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国民年金の管掌者たる政府は、国家公務員等共済組合が支給する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金の給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用その他老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金に相当する給付に要する費用として政令で定める費用を、毎年度、政令で定めるところにより、国家公務員等共済組合連合会又は国家公務員等共済組合法第六十六條第五項に規定する公共企業体等の組合に対して交付する。

一 六十五歳以上の者に支給する退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後の当該組合員期間に係る部分の給付に要する費用であつて老齢基礎年金又は旧国民年金法による老齢年金(老齢福祉年金を除く。の額に相当する部分(昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十一条第一項第二号に掲げる額に相当する部分を除く。)

二 障害年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じた給付であつて障害基礎年金の額に相当する部分

三 死亡した国家公務員等共済組合の組合員又は国家公務員等共済組合の組合員であつた者の妻又は子に支給する遺族年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じた給付であつて遺族基礎年金の額に相当する部分

日以後に支給事由の生じた給付であつて遺族基礎年金の額に相当する部分

附則第三十八條の次に次の一項を加える。

第三十八條の二 施行日の前日における国民年金特別会計国民年金勘定の積立金(旧国民年金法第八十七條の二第一項に規定する保険料に係る部分を除く。のうち同法第七條第二項第一号に掲げる者の配偶者であつて同時に同法附則第六條第一項の規定による被保険者であつた期間を有する者の当該期間に係る保険料納付済期間に係る部分として政令で定めるところにより算定した部分(当該部分から生じる運用収入を含む、政令で定める部分を除く。については、政令で定めるところにより、各年度における基礎年金の給付に要する費用に充てることができる。

2 前項の規定により基礎年金の給付に要する費用に充てられた額のうち、政令で定めるところにより各被用者年金保険者ごとに算定した額に相当する部分については、各被用者年金保険者が当該年度において新国民年金法第九十四條の二第一項又は第二項の規定により負担又は納付した基礎年金拠出金とみなす。

3 第一項に規定する国民年金特別会計国民年金勘定の積立金の額の計算については、政令で定める。

附則第四十三條第一項第二号中「組合員」を「法律によつて組織された共済組合の組合員」に、「国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)附則第十三條の十二」を「新国家公務員等共済組合法附則第十三條の三」に改める。

附則第四十五條の見出し中「国民年金」を「厚生年金保険」に、「資格等」を「資格」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

附則第四十八條第二項中「昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係る厚生年

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付) 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律 六〇〇

金保険の被保険者期間(前条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。第八項及び第九項において同じ。)[を附則第八條第二項の規定により国民年金の保険料納付済期間とみなされた期間]に改め、同条第六項中「(第六号を除く。)[を削り、同条第八項中「施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(当該被保険者期間の計算について、前条第二項又は第三項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した被保険者期間とする。)[を附則第八條第十二項の規定により保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされた期間]に改め、同条第九項中「厚生年金保険の被保険者期間につき」を「厚生年金保険の被保険者期間(前条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。)[につき」に、第八條第十三項を「第八條第十四項」に改める。

附則第四十八條の次に次の一条を加える。

(国家公務員等共済組合の組合員であつた期間の確認の特例)

第四十八條の二 厚生年金保険法附則第七條の二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「国家公務員等共済組合の組合員であつた期間」とあるのは、「国家公務員等共済組合の組合員であつた期間又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第〇三十四号)附則第八條第二項各号(第一号を除く。)[に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るもの」とする。

附則第五十六條第二項中「(遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金を「死亡を支給事由とするもの」に、「又は新国民年金法」を「新国民年金法」に改め、「同じ。)[の下に「又は新被用者年金各法(新厚生年金保険法を除く。以下この条において同じ。)[による年金たる給付(附則

第三十一條第一項に規定する者に支給される退職共済年金を除く。以下この項において同じ。)[を加え、「遺族年金、通算遺族年金又は特例遺族年金」を「死亡を支給事由とする給付」に改め、「(限る。)[を除く。][の下に「又は新被用者年金各法による年金たる給付」を加え、「当該遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金」を「当該死亡を支給事由とする年金たる保険給付」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「又は新厚生年金保険法による特例遺族年金」を「若しくは新厚生年金保険法による特例遺族年金又は遺族共済年金」に、「受けることができる」を「受ける」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 老齢厚生年金について、新厚生年金保険法第三十八條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「退職共済年金」とあるのは、「退職共済年金、退職年金及び減額退職年金」とする。

附則第五十九條第二項第二号イ中「月以後の期間に係るもの」の下に「その他政令で定める期間に係るもの」を加える。

附則第六十一條第一項中「次条第三項」を「次条第二項」に、「第四十六條第一項」を「第四十六條」に改める。

附則第六十二條第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「第六十二條第二項」を「第六十一條第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第四種被保険者又は船員任意継続被保険者」を「国民年金の被保険者」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第六十三條第一項中「旧厚生年金保険法による老齢年金」の下に「旧船員保険法による老齢年金若しくは国家公務員等共済組合が支給する退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。)[若しくは減額

退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。)[を、「第三章第二節並びに」の下に「同法第五十八條第一項第四号」を加える。

附則第七十一條第二項中「障害年金」を「障害を支給事由とする給付」に改める。

附則第七十四條の次に次の一項を加える。

6 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金のうち、第一項又は第二項の規定による加算額に相当する部分は、新国民年金法第二十條、新厚生年金保険法第三十八條その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものの適用については、遺族基礎年金とみなす。

附則第七十八條第一項中「及び第二項」を「及び第三項」に、「及び第五項」を「及び第六項」に改め、同条第二項中「及び第五項」を「及び第六項」に改める。

附則第八十六條第一項中「旧船員保険法による老齢年金」の下に「若しくは国家公務員等共済組合が支給する退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。)[若しくは減額退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。)[を、「第三章第二節並びに」の下に「同法第五十八條第一項第四号」を加える。

附則第八十七條第一項中「及び第二項」を「及び第三項」に、「第五項から第七項」を「第六項から第八項」に改め、同条第三項中「第五項から第七項」を「第六項から第八項」に改める。

附則第九十三條第三十六條中「第十三條の十二第二項」を「第十三條の三第二項」に改める。

附則別表第七中「大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者」を「昭和二年四月一日以前に生まれた者」に改める。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回国会内閣提出衆議院議決案(参議院回付))

昭和六十年十二月二十日 参議院議長 木村 睦男

衆議院議長 坂田 道太殿

(小字及び「」は修正)

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五條の二」を「第二十五條」に改める。

第一条の二中「年金たる」を「年金である」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六條中「退職給付」を「退職共済年金」に改める。

第十四條第一項中「受けるもの(以下」を「受けるもの(次の各号に掲げる者を除く。以下」に改め、同項ただし書を削る。

第十五條中、前条第一項各号に掲げる者を除き「(前条第一項各号に該当する者がこれに該当しない教職員等となつたときは、そのなつた日)から、組合員たる」を「から、組合員の」に改める。

第十六條中「左の」を「次の」に、「翌日から組合員たる」を「翌日(第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた日に他の法律に基づく共済組合の組合員又は厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、その日)から組合員の」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただ

しに、「さらに」を「更に」に改め、「(第十四条
第一項各号に掲げる者を除く。)」を削る。

第十七条の見出しを「(組合員期間)」に改め、
同条第一項中「組合員たる期間は、組合員たる」
を「組合員である期間(以下「組合員期間」とい
う。は、組合員の「前日の属する月をもつて
終る」を「属する月の前月をもつて終る」に改
め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にそ
の資格を喪失したときは、その月を一月とし
て組合員期間を計算する。ただし、その月に
更に組合員の資格を取得したとき、又は他の
法律に基づく共済組合で第二十条第二項に規
定する長期給付に相当する給付を行うものの
組合員、厚生年金保険の被保険者若しくは国
民年金の被保険者(国民年金法(昭和三十四年
法律第四十一号)第七条第一項第二号に規
定する第二号被保険者を除く。)の資格を取得
したときは、この限りでない。

3 組合員の資格を喪失した後再び組合員の資
格を取得したときは、前後の組合員期間を合
算する。

第十八条第一項中「左の」を「次の」に改め、同
項第一号及び第二号を次のように改める。

一 組合員の病氣、負傷、出産、死亡、休業
若しくは災害又は被扶養者の病氣、負傷、
出産、死亡若しくは災害に関する第二十条
第一項に規定する短期給付

二 組合員の退職、障害又は死亡に関する第
二十条第二項に規定する長期給付

第十八条第一項第三号中「前各号」を「前二号」
に改め、同条第二項中「及び国民健康保険法」を
「国民健康保険法」に、「拠出金の納付」を「拠出
金及び国民年金法の規定による基礎年金拠出金

第二十二條第一項中「組合員たる教職員等を」組合員に、「基き左の」を「基き次の」に改め、同
項の表中

第四十三級 四六〇、〇〇〇円

四四五、〇〇〇円以上

の納付に改め、同条に次の一項を加える。
3 組合は、第一項第一号に掲げる短期給付の
ほか、その業務として、第二十条第三項に規
定する短期給付を行うことができる。
第二十條を次のように改める。

(給付)
第二十條 この法律による短期給付は、次のと
おりとする。

一 療養の給付、特定療養費及び療養費
二 家族療養費
三 高額療養費
四 出産費
五 配偶者出産費
六 育児手当金
七 埋葬料
八 家族埋葬料
九 傷病手当金
十 出産手当金
十一 休業手当金
十二 弔慰金
十三 家族弔慰金
十四 災害見舞金

2 この法律による長期給付は、次のとおりと
する。

一 退職共済年金
二 障害共済年金
三 障害一時金
四 遺族共済年金

3 組合は、政令で定めるところにより、第一
項各号に掲げる給付に併せて、これに準ずる
短期給付を行うことができる。

第二十一條第一項中「組合員たる教職員等
が」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」
に、「こえる」を「超える」に改める。

第二十二條第一項中「組合員たる教職員等を」組合員に、「基き左の」を「基き次の」に改め、同
項の表中

第四十三級	四六〇、〇〇〇円	四四五、〇〇〇円以上	四六五、〇〇〇円未満
第四十四級	四七〇、〇〇〇円	四六五、〇〇〇円以上	に改める。

第二十三條を次のように改める。
(平均標準給付月額)
第二十三條 平均標準給付月額とは、組合員期間
の計算の基礎となる各月の標準給付額の月額の
総額をその期間の月数で除して得た額とす
る。
第二十四條第一項中「給付額(次項に規定する
ものを除く。)」を「短期給付(第二十條第一項及
び第三項に規定する短期給付をいう。以下同
じ。の額)」に、「平均標準給付の月額又は日額」
を「平均標準給付月額」に改め、同条第二項中
「退職給付、障害給付又は遺族給付の給付額」を
「長期給付(第二十條第二項に規定する長期給付
をいう。以下同じ。の額(次項において準用する
国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第
百二十八号)第七十八條第一項、第八十三條第
一項又は第九十條の規定により加算する金額を
除く。又は当該加算する金額に改め、「又はそ
の金額が五十円未満であるとき」及び「又はそ
の金額が五十円以上百円未満であるとき」を削る。
第二十五條を次のように改める。
(国家公務員等共済組合法の準用)
第二十五條 この節に規定するもののほか、短
期給付及び長期給付については、国家公務員
等共済組合法第二條(第一項第一号及び第五
号)第二條第一項第四
職
員
第二條第一項第一項
組合(長期給付にあつては、連合
会。次項、第四十七條第一項、第
四十八條、第九十五條、第百六
條、第百十四條及び第百十八條に
おいて同じ。)

号から第七号までを除く。)、第四章(第四十一
條第二項及び第三項、第四十二條、第四十六條
第一項、第五十條から第五十二條まで、第七十
二條並びに第九十六條を除く。)、第百十二條
第一項及び第三項、第百十三條、第百二十六
條の五、附則第十二條、附則第十二條の三か
ら第十二條の八まで、附則第十二條の十、附
則第十二條の十一、附則第十二條の十二、第
一項(前段及び第一号に限る。及び第二項から
第四項まで、附則第十二條の十三、附則別表
第一、附則別表第二並びに別表の規定を準用
する。この場合において、これらの規定(同
法第四十一條第一項、第五十五條第一項第一
号、第七十七條第一項、附則第十二條の八第
一項及び第二項、附則第十二條の十二第一項
前段及び第二項並びに附則第十二條の十三の
規定を除く。中「標準報酬」とあるのは「標準
給付」と、「公務」とあるのは「職務」と、「連合
会」とあるのは「組合」と、「平均標準報酬月額」
とあるのは「平均標準給付月額」と、「公務等
傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」
とあるのは「職務等」と読み替えるほか、次の
表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に
掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる
字句に読み替えるものとする。

教職員等(私立学校教職員共済組 合法第十四條第一項に規定する教 職員等をいう。以下同じ。)	私立学校教職員共済組合(以下「組 合」という。)
---	-----------------------------

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

第四十七条第二項	第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関又は	学校法人等(私立学校教職員共済組合法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下同じ。)が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関若しくはその学校法人等又は保険医
第五十二条の二	前二条	私立学校教職員共済組合法第二十条第一項及び第三項
第五十三条第一項	大蔵省令	文部省令
第五十五条第一項	組合又は連合会	組合
第五十五条第二項及び第三項	運営規則	業務方法書
第五十九条第一項	被保険者を含む	被保険者をいう
第六十条第二項	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償	労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養給付
第六十三条第四項	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る葬祭補償又はこれに相当する補償	労働者災害補償保険法の規定による葬祭給付
第六十六条第一項	百分の六十五	百分の八十
第六十六条第二項	百分の五十	百分の六十
第六十六条第五項	大蔵省令	文部省令
第六十六条第八項	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る休業補償若しくは傷病補償年金又はこれらに相当する補償	労働者災害補償保険法の規定による休業給付又は傷病年金の支給
第六十七条第一項	百分の六十五	百分の八十
第六十八条	百分の五十	百分の六十
	運営規則	業務方法書
第六十九条	報酬	給与

第七十四条第二項	共済組合(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第三條第一項に規定する地方公務員共済組合(以下「地方の組合」という。)を除く。)	共済組合
第七十六条第二項	第四十二条第一項	私立学校教職員共済組合法第二十条第一項
第七十七条第一項	平均標準報酬月額(組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。以下同じ。)	平均標準給付月額(私立学校教職員共済組合法第二十三条に規定する平均標準給付月額をいう。以下同じ。)
第七十九条第四項	厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金	厚生年金保険法(昭和二十九法律第五十五号)の規定による老齢厚生年金又は国家公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の規定による退職共済年金のうち、同項の規定により加給年金額が加算されたもの
	その間、前条第一項	その間、同項
第八十条第一項	受けるもの(地方の組合の組合員を除く。)	受けるもの
第八十二条第二項	通勤	通勤(労働者災害補償保険法第七條第一項第二号の通勤をいう。)
第八十七条の四	国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることがなつたときは、これらが支給される間	労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七条の規定による障害補償が行われることとなつたときは、六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金、傷病補償年金、障害年金又は金傷病年金が支給されることとなつたときは、これらが支給される間
第八十七条の六第三号	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害補償又はこれに相当する補償	労働者災害補償保険法の規定による障害給付
第九十三条第二項	厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金又は国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組法の規定による遺族共済年金のうち、同条の規定に相当するこれらの法律の規定により加算する金額が加算されたもの
	その間、第九十条	その間、同条

第九十三条の三	国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間	労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなつたときは、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金が支給されることとなつたときは、これらが支給される間
第九十七条第一項	懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた	公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された
第二百二十六条の五第二項	掛金及び国又は公共企業体等（指定法人を含む。）の負担金の合算額	掛金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む。）
第二百二十六条の五第五項第一号の二	五十五歳（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十五条第一項に規定する定年に達したことにより退職した自衛官のうち当該定年が五十五歳未満である者にあつては、当該定年）	五十五歳
附則第十二条第一項	大蔵省令で定める要件 大蔵大臣の認可を受けた	組合が、文部省令で定める要件 文部大臣の認可を受けた場合には、当該
附則第十二条第四項	大蔵省令で定めるところ 二以上の	文部省令で定めるところ 他の
附則第十二条第六項	をを含む 掛金及び国又は公共企業体等の負担金の合算額	をいう 掛金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む。）
附則第十二条の八第一項及び第二項	連合会又は公共企業体等の組合	組合
附則第十二条の十第二項前段	当該一時金を支給した組合又は連合会	組合
附則第十二条の十第二項	当該退職共済年金等を支給する組合又は連合会	組合
附則第十二条の十第三項	当該一時金を支給した組合又は連合会	組合

第二十五条の二を削る。

第二十七条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 掛金は、組合員期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

第二十九条第二項中「その資格を喪失した場合においては、前月分を」を「当該給与に係る月の翌月の初日からその資格を喪失する場合においては、当該給与に係る月の前月分」に改める。

第三十五条第一項を次のように改める。

国は、毎年度、組合が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により当該事業年度において納付する基礎年金拠出金の額の三分の一に相当する金額を補助する。

第三十五条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは」を削り、「これに要する費用の一部」を「組合の事務に要する費用」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、前項の規定により補助する金額を、政令で定めるところにより、組合に交付しなければならぬ。

第三十六条第一項中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第〇三十四号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法第七条第一項の規定による確認その他の組合員期間の確認」を「組合員期間の確認、国民年金法の規定による障害基礎年金に係る障害の程度の診査」に改め、同条第二項中「若しくは確認」を「確認、診査」に改める。

第三十八条中「公共企業体を代表する委員」とあるのは、「学校法人等を代表する委員」を「公共企業体等」とあるのは「学校法人等」と、同法第六十六条中「当該審査請求に係る組合」とあるのは「組合」と、同法第七十七条中「この章」とあるのは「私立学校教職員共済組合法第七章」に改める。

第四十一条中「責任準備金」を「業務上の余裕金」に改める。

第四十六条第一項中「保健給付」を「短期給付」に、「第二十五条第一項」を「第二十五条」に改める。

第四十七条の二中「第三十五条第一項各号に規定する」を「第三十五条第一項及び第三項の規定により補助する」に改め、同条を第四十七条の四とし、第四十七条の次に次の二条を加える。

（資料の提供）

第四十七条の二 組合は、年金である給付に関する処分に必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付又はその配偶者に対する第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第七十九条第三項（同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）以下の条において同じ。）に規定する政令で定める給付の支給状況につき、社会保険庁長官若しくは当該他の法律に基づく共済組合又は同法第七十九条第三項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

（組合員期間以外の期間の確認）

第四十七条の三 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官（当該組合員期間以外の期間が他の法律に基づく共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合）の確認を受けたところによる。

六〇四

する恩給財団の加入教職員であつた期間のうち、昭和二十九年一月一日まで引き続き期間以外の期間については、これと同日後にその者が組合員となつた後の組合員期間とを合算しても二十年（恩給財団における従前の例による者であつた更新組合員に係るものにあつては、十五年）に満たないときは、同項の規定は適用しない。

（更新組合員に対する退職共済年金等に関する経過措置）

10 施行日の前日に恩給財団における従前の例による者であつた更新組合員であつて組合員

期間が十五年以上であるものに対する新法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法の次の表の上欄に掲げる規定の適用に

つては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十六条第二項 第一号	組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五十五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七十七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が二十五年以上である者	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）附則第十項に規定する更新組合員（以下「特定更新組合員」という。）
第七十六条第二項	組合員期間等が二十五年以上である組合員	特定更新組合員
第七十七条第二項 第一号	であるもののその組合員期間等が二十五年以上	であるものが特定更新組合員
第七十七条第二項 第二号	組合員期間が二十五年以上である者	特定更新組合員
第七十八条第二項	二十五年未満である者	二十五年未満である者（特定更新組合員を除く。）
第七十八条第二項	退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限り。）	退職共済年金
第七十九条第三項	その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）	その権利を取得した当時
第八十条第一項 第四号	二十年以上であるもの	二十年以上であるもの及び特定更新組合員に該当して支給されるもの
第八十条第一項 第五号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員
第八十条第一項 第六号	組合員期間が二十五年以上である者	特定更新組合員

第八十九条第一項 第二号ロ②	二十五年未満である者	二十五年未満である者（特定更新組合員を除く。）
第九十条	遺族共済年金（第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十五年未満であるものを除く。）	遺族共済年金
附則第十二条の三 第一項第一号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員
附則第十二条の三 第二項	組合員期間等が二十五年以上であるもののその組合員期間等が二十五年以上	特定更新組合員
附則第十二条の四 第一項第一号	四百二十月を超えるときは、四百二十月	二百四十月未満であるときは二百四十月とし、四百二十月を超えるときは四百二十月とする。
附則第十二条の四 第二項	第七十七条第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号	第七十七条第二項第一号
附則第十二条の六	退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限り。）	退職共済年金
附則第十二条の七 第一項及び第二項	組合員期間が二十年以上である者	特定更新組合員
附則第十二条の八 第一項、第二項及び第九項	組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者	特定更新組合員

附則第十二項及び第十三項を次のように改める。

12 施行日の前日に恩給財団における従前の例による者であつた更新組合員が退職共済年金（その額の算定の基礎となる組合員期間が二十五年以上であるものに限り。）又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた場合において、その者につき恩給財団における従前の例による控除すべき金額があるときは、当該控除すべき金額の合計額（以下この項及び

13 前項に規定する更新組合員の遺族（新法第

次項において「控除額」という。）に相当する金額を、当該退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、組合員に納付しなければならない。この場合において、控除額に相当する金額の組合員の納付については、国家公務員等共済組合法附則第十二条の十二第二項及び第三項の規定を準用する。

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

六〇六

二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第二項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつたときは、控除額に相当する金額(前項の規定により納付されたものがあるときは、その納付された金額を控除した金額)を、当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、組合に納付しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

附則第二十項及び第二十一項を削る。

附則第十九項を附則第二十一項とし、附則第十八項を附則第二十項とし、附則第十七項中「附則第十四項(附則第十五項を附則第十七項(前項)に改め、同項を附則第十九項とする。附則第十六項を削る。

附則第十五項中「附則第十六項」を「附則第十項」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則第十四項中「附則第十六項」を「附則第十項」に、「更新組合員に対する退職給付」を「旧法の規定による退職一時金の支給を受けた更新組合員に係る退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金に係る支給額に相当する金額の返還」に、「(昭和三十三年法律第二百九十九号)第十三条、第十三条の二、第十七条から第十八条まで」を「第十四条第三項及び第十五条第三項に、「に対する障害給付」を「に係る旧法の規定による障害年金の支給の停止及び額の改定」に、「第二十條から第二十六條まで(第二十二條第一項第二号及び第三号並びに第二十四條を除く。)」を「及び第十八條に、「更新組合員に対する遺族給付」を「施行日以後における更新組合員の職務傷病による障害共済年金及び遺族共済年金に関する規定の適用」に、「第二十七條から第三十二條の四まで」を「第十六條及び第十七條の規定を、更新組合員に係る旧法の規定による遺族年金の失権については同法第十九條」に改め、同

項を附則第十七項とする。

附則第十三項の次に次の三項を加える。

14 更新組合員(附則第十項に規定する更新組合員、附則第十一項に規定する更新組合員又は組合員期間が二十年以上である更新組合員に限る。)に対する新法第二十五條の規定の適用については、同条中「第十二條の八まで」とあるのは、「附則第十二條の六まで、附則第十二條の八」とし、当該更新組合員に対する同条において準用する国家公務員等共済組合法附則第十二條の三第一項の規定の適用については、同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることとなつて六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」とする。

15 前項の更新組合員に支給する新法第二十五條において準用する国家公務員等共済組合法附則第十二條の三の規定による退職共済年金は、その者が六十歳(その者が、同法附則別表第一の上欄に掲げる者であるとき、又は同法附則別表第二の上欄に掲げる者であり、かつ、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職(同法第二條第一項第四号に規定する退職をいう。以下同じ。)をした者で政令で定めるものに該当するときは、これらの表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれこれらの表の中欄に掲げる年齢。以下この項において同じ。)未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。

16 附則第十四項の更新組合員に支給する新法第二十五條において準用する国家公務員等共済組合法附則第十二條の三の規定による退職共済年金の額のうち、当該年金の額(同法第七十八條第一項に規定する加給年金額を除く。以下同じ。)に旧長期組合員であつた期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額に

ついては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる旧長期組合員であつた期間の区分に応じ、それぞれ、第一号の期間に係るものにあつては同号に定める年齢に達した日以後その全額を支給し、第二号の期間に係るものにあつては同号に定める年齢に達するまではその百分の七十に相当する金額、同号に定める年齢に達した日以後はその全額を支給する。

一 旧長期組合員であつた期間(恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。以下同じ。)

二 恩給財団における従前の例による者であつた期間 四十五歳

附則第二十二項及び第二十三項を削る。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中(退職給付、障害給付及び遺族給付をいう。以下同じ。))を削り、「組合員であつた期間」を「組合員期間」に改める。

附則第五項中「組合員であつた期間」を「組合員期間」に改める。

附則第六項の見出し中「組合員であつた期間」を「組合員期間」に改め、同項中「組合員であつた期間」を「組合員期間」に、「平均標準給与」を「平均標準給与月額」に改める。

附則第十項中「に対する退職年金の額について」を「につき恩給財団(法附則第十一項の恩給財団をいう。))における従前の例による控除すべき金額がある場合においては、「附則第四

項(第四号を除く。)、第八項から第十一項まで」を「附則第十二項及び第十三項」に改め、同項後段を削る。

附則第十一項を削る。

附則第十二項中「前二項」を「前項」に、「附則第十四項」を「附則第十七項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十三項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十四項を削る。

附則第十五項中「附則第十二項(附則第十三項を附則第十二項(前項)に改め、同項を附則第十四項とし、附則第十六項から第二十二項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第二十三項及び第二十四項を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(組合員期間の計算に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。))第十七條の規定は、私立学校教職員共済組合(以下「組合」という。))がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後に組合員の資格を喪失した場合(同条第二項については、組合員の資格を取得した場合。以下この条において同じ。))における組合員期間の計算について適用し、施行日前に組合員の資格を喪失した場合における組合員期間の計算については、なお従前の例による。

(標準給与に関する経過措置)

第三条 施行日前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和六十一年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。))のうち、同月の標準給与の月額が四十六万円である者(その標準給与の月額の基礎と

なつた給与月額が四十六万五千円未満である者を除く。の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

(施行日前の期間を有する組合員の平均標準給与月額)

第四条 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるものについて施行日まで引き続き組合員期間に係る平均標準給与月額（改正後の法第二十三条に規定する平均標準給与月額をいう。以下同じ。）を計算する場合には、その者の施行日前の組合員に掲げる場合においては、その者の施行日前の組合員に掲

る場合においては、
 第二号に掲げる額に、
 その者の施行日前の組合員
 たる額を第一号に掲げる額で除して得た数
 期間のうち昭和五十六年四月一日以後の期間で
 る場合には、一とする。

國津給与の月額（その者が昭和六十年三月三十一日以前から引き続き組合員であつた者）（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）である場合には、その額に国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号。以下この条において「昭和六十年国家

号。以下この条において「昭和六十年國家公務員共済改正法」という。）附則第九条第一項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を加えた額。以下この項において同じ。）の合算額を当該期間の月数で除して得た額に、施行日前五年間における標準給与の月額の平均額に對する施行日まで引き続く組合員期間に係る平均標準給与月額額の標準的な比率に相当するものとして、組合員期間の年数に応じ、昭和六十年國家公務員共済改正法附則第九条第二項の補正率の算出方法を参酌して算出される政令で定める比率を乗じて得た額をもつて、その者の当該施行日まで引き続く組合員期間の計算の基礎となる各

月における標準給与の月額とみなす。

一　その者の施行日前の組員期間のうち昭和五十六年四月一日以後の期間で施行日まで引き続いているもの各月における標準給付の月額（その者が昭和六十年三月三十一日以前から引き続き組員であつた者（これに準ずる者として政令で定める者を含む）である場合には、その額に国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第

号。以下この条において「昭和六十年国家公務員共済改正法」といふ。附則第九条第一項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を加えた額。以下この項において同じ。の合算額を当該期間の月数で除して得た額に、施行日前五年間における標準給与の月額の平均額に対する施行日まで引き続く組合員期間に係る平均標準給与月額、標準的な比率に相当するものとして、組合員期間の年数に応じ、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第九条第二項の補正率の算出方法を参酌して算出される政令で定める比率を乗じて得た額

二、その者の施行日前の組合員期間のうち政令で定める期間に係る各月の標準給与の月額にそれぞれ当該期間における全組合員（長期給与に関する規定を適用を受けた組合員に限る。以下この号において同じ。）の標準給与の月額を平均した額に対する当該政令で定める期間のうちの最後の期間における全組合員の標準給与の月額を平均した額の比率に相当する比率

を参酌して政令で定める率を乗じて得た額の総額を当該政令で定める期間内のその者の組合員期間の月数で除して得た額を施行日前に退職した者についてその施行日以前月の退職に係る組合員期間に係る平均標準給与月額を計算する場合においては、その者の当該退還退職職に係る組合員期間ごとに、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた通算退還職

いてその者が受ける権利を有していた通算退職年金の額（同日において通算退職年金を受ける権利を有していなかつた者にあつては、当該退職時に通算退職年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において受けるべきであつた通算退職年金の額）の算定の基礎となつてゐる旧平均標準給与月額（第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十三条に規定する平均標準給与の月額をいい、その者が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）である者）の場合には、その額を、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第九条第三項の政令で定めるところ

るにより改定した額を参酌して政令で定めるところにより改定した額とする。）に、組合員の退職前一年間における標準給与の月額に平均額に対する退職前五年間における標準給与の月額の平均額の標準的な比率に相当するものとして、組合員期間の年数に応じ、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第九条第四項の五年換算率を参酌して政令で定める比率及び前項の政令で定める比率を乗じて得た額[○]をもつて、その者に係る組合員期間ごとの前項第二号に掲げる額を当該乗じて得た額で除して得た数[○]その数が一未満である場合には、一とする。）の当該退職に係る組合員期間の計算の基礎となる額を乗じて得た額

る各月における標準給与の月額とみなす。

前二項に定めるもののほか、
○第二條の規定に
る改正後の私立學校教職員共済組合法等の一部を改正する法律
附則第四項第二号に規定する者であつた期間を有する者等に係
○施行日前の組
合期間に係る平均標準給与月額
の算定に關し
る平均標準給与月額の算定の特例その他の
必要な事項は、政令で定める。

(給付の非課税に關する経過措置)
 第五条 施行日以後において支給を受ける従前の例によることとされた組合の給付に対する租税その他の公課については、なお従前の例による。
 (國の補助の特例)

第六條 国は、改正後の法第三十五條第一項の規定によるほか、毎年度、予算で定めるところにより、組合が当該事業年度において支払う長期給付に要する費用のうち、次に掲げる額を補助することができる。

一 昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る長期給付に要する費用として政令で定める部分に相当する額に、百分の二十以内で政令で定める割合を乗じて得た額

二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第○三十四号）第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この号において

2

「旧国民年金法」という。）による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）の額に相当する部分（旧国民年金法第二十七条第一項及び第二項に規定する額に相当する部分を除く。）として政令で定める部分に相当する額の四分の一

国は、前項の規定により補助する金額を、政

令で定めるところにより、組合に交付しなければならぬ。

(政令への委任)

第七條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

（労働者災害補償保険法の一部改正）
 第八条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中(昭和三十三年法律第百十八号)の下に「又は私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」を加え

る。
(社会保険審査官及び社会保険審査会法の
改正)

第九條 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「第百七十二条の二第一項」の下に「又は私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十七条の三第一項」

を加える。
(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第十條 國民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第四号中「第二十条（給付）」を「第二十条第二項（長期給付）」に改める。
（厚生年金保険法の一部改正）

第十一条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

六〇八

組合」を適用対象共済組合」に改める。
(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)
第十三条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。
附則第三十条を次のように改める。

第三十条 削除
(印紙税法の一部改正)
第十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第三中「第二十六条第二号(福祉事業)」の

貸付け並びに同条第三号及び第四号」を「第二十六号第三号福祉事業の貸付け並びに同条第四号及び第五号」に改める。

（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一

第十五条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次

のうちに改正する。
第九十六条第一項、第二項及び第四項中「組合員であつた期間と」を「組合員期間と」に改める。
(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等

第十六条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法

律第九十九号)の一部を次のように改正する。
附則第十三項を削り、附則第十四項を附則第十三項とする。
(國民年金法等の一部を改正する法律の一部改

第十七条 国民年金法等の一部を改正する法律
（昭和六十年法律第○三十四号）の一部を次のよ
うに改正する。

六〇九

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(参議院回付)

六一〇

除く。は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月前における組合員期間を退職共済年金の額の算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

第三十八条 退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の額は、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時(その権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であったときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において組合員期間が二十年以上となるに至った当時。第三項において同じ。)の者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者、十八歳未満の子又は二十歳未満で第三十九条第二項に規定する障害等級(第四項において単に「障害等級」という。)の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については十八万円とし、同項に規定する子については一人につき六万円(そのうち二人までについては、それぞれ十八万円)とする。

3 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなして、退職共済年金の額を改定する。

4 第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項に規定する配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、同項に規定する配偶者又は子に該当しないものとして、当該退職共済年金の額を改定する。

る。

一 死亡したとき。

二 受給権者によつて生計を維持されている状態でなくなつたとき。

三 配偶者が離婚をしたとき。

四 配偶者が六十五歳に達したとき。

五 子が養子縁組によつて受給権者の配偶者以外の者の養子になつたとき。

六 養子縁組による子が離縁をしたとき。

七 子が婚姻をしたとき。

八 子(障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にあるものを除く。)が十八歳に達したとき。

九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子(十八歳未満のものを除く。)について、その事情がなくなつたとき。

十 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子が二十歳に達したとき。

(組合員である間の支給の停止等)

第三十八条の二 退職共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、退職共済年金の支給を停止する。ただし、その組合員である者の標準給与の等級が第三十六条第二項の政令で定める等級以下の等級であるときは、その間は、当該標準給与の等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ退職共済年金の額のうち、その額(第三十七条第一項第二号に掲げる額及び前条第一項に規定する加給年金額を除く。)の百分の八十、百分の五十又は百分の二十に相当する部分及び同号に掲げる額に相当する部分に限り、支給を停止する。

2 前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。)若しくは障害共済年金(その全額に

つき支給を停止されているものを除く。)又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による障害基礎年金その他の年金である給付のうち、退職、老齢若しくは障害を給付事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

3 前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付(退職を給付事由とするものに限る。)又は厚生年金保険法による年金である保険給付(老齢を給付事由とするものに限る。)のうち同項に相当する規定により加給年金額が加算されたものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

(他の共済組合の組合員等である間の支給の停止)

第三十八条の三 退職共済年金の受給権者が他の法律に基づく共済組合の組合員でこの法律による給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(以下この項において「他の共済組合の組合員等」という。)となつた場合において、その者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における所得金額が政令で定める額を超えるときは、当該他の共済組合の組合員等である間、その超える年の翌年八月から翌年七月までの分としてその者に支給されるべき退職共済年金については、その額のうち、その額(第三十七条第一項第二号に掲げる額及び第三十八条第一項に規定する加給年金額を除く。)に当該所得金額の高低に応じて政令で定める率を乗じて得た額に相当する額の支給を停止する。前項に規定する所得金額とは、所得税法(昭

和四十年法律第三十三号)第二十八条第二項に規定する給与所得の金額(退職共済年金及び国民年金法による老齢基礎年金その他の政令で定める年金である給付に係る所得の金額を除く。)から所得税法第二編第二章第四節の規定による所得控除の金額を控除した金額をいう。

3 前項に定めるもののほか、第一項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職共済年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

(失権)

第三十八条の四 退職共済年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

第三節 障害共済年金及び障害一時金

(障害共済年金の受給権者)

第三十九条 障害共済年金は、病氣にかかり、又は負傷した者で、その病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣(以下「傷病」と総称する。)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において組合員であつたものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という。)において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第四十条 病氣にかかり、又は負傷した者で、その傷病に係る初診日において組合員であつたもののうち障害認定日において前条第二項に規定する障害等級(以下単に「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態になつたものが、当該障害認定日後六十五歳に達する日の前日ま

での間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に同条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

第四十一条 病氣にかかり、又は負傷した者で、その傷病（以下この項において「基準傷病」という。）に係る初診日において組合員であつたもののうち基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害（以下この項において「基準障害」という。）と他の障害とを併合して障害等級の一般又は二級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病）に係る初診日以後であるときに限る。）は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害共済年金を支給する。

2 前項の障害共済年金の支給は、第二十三条第一項の規定にかかわらず、当該障害共済年金の請求のあつた月の翌月から始めるものとする。

（障害共済年金の額）

第四十二条 障害共済年金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 平均標準給与月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一般に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

二 平均標準給与月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一般に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

昭和六十年十二月二十日 衆議院会議録第十四号

ては、その額の百分の百二十五に相当する額）

2 第三十九条若しくは第四十条の場合において障害共済年金の給付事由に係る障害が職務又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七條第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病（以下「職務等傷病」という。）によるものであるとき、又は前条の場合において同条第一項に規定する基準障害と他の障害がいずれも職務等傷病によるものであるときにおける前三条の規定による障害共済年金（以下「職務等による障害共済年金」という。）の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 平均標準給与月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一般に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

二 平均標準給与月額額に十二を乗じて得た額の百分の二十（障害の程度が障害等級の一般に該当する者にあつては、百分の三十）に相当する額（組合員期間の月数が三百を超えるときは、その額にその超える月数一月につき平均標準給与月額額の千分の一・五に相当する額（障害の程度が障害等級の一般に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）を加算した額）

3 前二項の場合において、障害共済年金の給付事由に係る障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金については、第一項第一号又は前項第一号に掲げる額が四十五万円より少ないときは、四十五万円をこれらの規定に掲げる額とする。

4 職務等による障害共済年金の額が、その受給権者の職務等傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかにか

応じ当該各号に定める額より少ないときは、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額を当該障害共済年金の額とする。

一 障害等級の一般 三百四十万円
二 障害等級の二級 二百四十万円
三 障害等級の三級 百九十万円

5 障害共済年金の額については、当該障害共済年金の給付事由に係る障害に係る障害認定日（前条の規定による障害共済年金については同条第一項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第四十五条の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金についてはそれぞれ障害に係る障害認定日（同項に規定する障害認定日）のうちいずれか遅い日とする。）の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

第四十三条 障害の程度が障害等級の一般又は二級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、十八万円とする。

3 第三十八条第四項（第五号から第十号までを除く。）の規定は、第一項の規定によりその額が加算された障害共済年金について準用する。

（障害の程度が変わつた場合の障害共済年金の額の改定）

第四十四条 障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又は増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後における障害等級に該当する障害の程度に応じて、その障害共済年金の額を改定する。

2 前項の規定は、障害共済年金（障害等級の三級に該当する程度の障害の状態に該当して支給されるものに限る。）の受給権者であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。

（二以上の障害がある場合の取扱い）

第四十五条 障害共済年金（障害等級の一般又は二級に該当する程度の障害の状態に該当して支給されるものに限る。）以下この条及び次条において同じ。）の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第三十九条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

2 職務等による障害共済年金の受給権者に対して更に職務等による障害共済年金（障害共済年金のうち、職務等による障害共済年金以外の障害共済年金をいう。以下この条において同じ。）を支給すべき事由が生じた場合は、職務等による障害共済年金の受給権者に対して更に職務等による障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における前項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額は、第四十二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。ただし、その額が、その者の職務等傷病による障害の程度が同条第四項各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ同項各号に定める額より少ないときは、同項各号に定める額を当該障害共済年金の額とする。

一 その者の職務等傷病による障害について支給されるべき障害共済年金の額として第四十二条第二項、第三項及び第五項の規定により算定する額

二 その者の職務等傷病による障害を職務等傷病によらないものとみなし、他の職務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じて支給されるべき障害共済年金の額として、第四十二条第一項、第三項及び第五項の規定

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(参議院回付)

六二二

により算定する額から当該職務等傷病による障害が職務等傷病によらないものであるとしたならば当該障害について支給されるべき障害共済年金の額としてこれらの規定により算定する額を控除した額

3 前項の場合においては、第四十三条第一項中「前条」とあるのは「第四十五条第二項」と、「同条」とあるのは「同項」として、同条の規定を適用する。

4 前二項の規定は、これらの規定によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に対して更に職務等による障害共済年金又は職務等によらない障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

5 障害共済年金の受給権者が第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害共済年金を受ける権利は、消滅する。

6 第一項の規定による障害共済年金の額が前項の規定により消滅した障害共済年金の額に満たないときは、第二項及び第三項(第四項において準用する場合を含む)、第四十二条並びに第四十三条の規定にかかわらず、従前の障害共済年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による障害共済年金の額とする。

7 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金の受給権者が、当該併合したいずれかの障害をその給付事由とする国民年金法による障害基礎年金を受けることができることにより当該障害共済年金の支給が停止される場合においては、同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の給付事由に係る障害とその他の障害とは併合しないことができる。この場合において、当該障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金の額の特別その他当該障害共済年金に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十五条の二 障害共済年金の受給権者(当該

障害共済年金の給付事由に係る障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。)が、同法による障害基礎年金(当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものを除く。)を受ける権利を有するに至つたとき(当該障害基礎年金の給付事由に係る障害が前条第一項に規定する更に障害共済年金を支給すべき事由に係るものであるときを除く。)は、当該障害共済年金の給付事由に係る障害と当該障害基礎年金の給付事由に係る障害を併合した障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

(組合員である間の支給の停止等)

第四十五条の三 障害共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、障害共済年金の支給を停止する。ただし、その組合員である者の標準給与の等級が第三十六条第二項の政令で定める等級以下の等級であるときは、その間は、当該標準給与の等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、障害共済年金の額のうち、その額(第四十二条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる額、同条第四項各号に掲げる額のうち政令で定める額に相当する額、第四十三条第一項に規定する加給年金額並びに第四十五条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により算定した額のうち政令で定める額に相当する額を除く。)の百分の八十、百分の五十又は百分の二十に相当する部分並びに第四十二条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる額、同条第四項各号に掲げる額のうち政令で定める額並びに第四十五条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により算定した額のうち政令で定める額に相当する部分に限り、支給を停止する。

て、第三十八条の二第二項中「前条第一項」とあるのは「第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

3 障害共済年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったときは、当該障害の状態に該当しない間、その支給を停止する。

(厚生年金保険の被保険者等である間の支給の停止)

第四十五条の四 障害共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者又は第三十八条の三第一項に規定する他の共済組合の組合員等(以下この項において「被保険者等」という。)となつた場合において、その者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における所得金額が同条第一項の政令で定める額を超えるときは、当該被保険者等である間、その超える年の翌年八月から翌年七月までの分としてその者に支給されるべき障害共済年金については、その額のうち、その額(第四十二条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる額、同条第四項各号に掲げる額のうち政令で定める額に相当する額、第四十三条第一項に規定する加給年金額並びに第四十五条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により算定した額のうち政令で定める額に相当する額を除く。)に当該所得金額の高低に応じて政令で定める率を乗じて得た額に相当する額の支給を停止する。

2 第三十八条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による障害共済年金の支給の停止について準用する。

(障害共済年金の失権)

第四十五条の五 障害共済年金を受ける権利は、第四十五条第五項の規定によつて消滅するほか、受給権者が死亡したとき、又は障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった場合において、その該当しなくなった日から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に

該当することなく三年を経過したときは、消滅する。

(障害共済年金と障害補償等との調整)

第四十五条の六 職務等による障害共済年金(第四十五条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定によりその額が算定される障害共済年金を含む。)は、その職務等傷病について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七条の規定による障害補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金若しくは傷病補償年金又は障害年金若しくは傷病年金が支給されることとなつたときはこれらの保険給付が行われる間、当該職務等による障害共済年金の額のうち、その算定の基礎となつた平均標準給与月額に十二を乗じて得た額の百分の二十(その受給権者の職務等傷病による障害の程度が障害等級の一般に該当する場合にあつては、百分の三十)に相当する額(第四十五条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定によりその額が算定される障害共済年金のうち政令で定める場合に該当して支給されるものにあつては、政令で定める額)(当該障害共済年金の額は、第十九条の三の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより改定した額)の支給を停止する。

(障害一時金の受給権者)

第四十五条の七 障害一時金は、病氣にかかり、又は負傷した者で、その傷病に係る初診日において組合員であつたものが、その傷病(労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法の規定による障害補償給付若しくは障害給付の支給を受けないものに限る。)の結果として、退職した日(当該傷病について健康保険又はこれに相当する制度による療養の給付又は特定療養費若しくは療養費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失

した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日に、政令で定める程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。

2 同時に二以上の障害(前項の傷病によらないものを除く)があるときは、これらの障害を併合した障害の状態を同項に規定する障害の状態として、同項の規定を適用する。

第四十五条の八 前条の場合において、退職した日又は傷病が治つた日若しくはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日に次の各号のいずれかに該当する者には、同条の規定にかかわらず、障害一時金を支給しない。

一 この法律による年金である給付の受給権者
二 国民年金法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である給付、厚生年金金である給付で政令で定めるものの受給権者

(障害一時金の額)
第四十五条の九 障害一時金の額は、次の各号に掲げる額の合算額の百分の二百に相当する額とする。この場合において、第一号に掲げる額が四十五万円より少ないときは、四十五万円を同号に掲げる額とする。

一 平均標準給付月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額
二 平均標準給付月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額

第四節 遺族共済年金
(受給権者)
第四十六条 遺族共済年金は、組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときに、その者の遺族に支給する。

一 組合員(失踪の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不明となつた当該組合員であつた者を含む。)が死亡したとき。

二 組合員であつた者が、退職した後に、組合員であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する前に死亡したとき。

三 障害等級の二級又は三級に該当する障害の状態にある障害共済年金の受給権者が死亡したとき。

四 退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が二十五年以上である者が死亡したとき。

2 前項の場合において、死亡した組合員又は組合員であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族共済年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。

(年金額)
第四十七条 遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される年金 次のイ及びロに掲げる額の合算額の四分の三に相当する額

イ 平均標準給付月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額
ロ 平均標準給付月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額

二 前条第一項第四号に該当することにより支給される年金 次のイ及びロに掲げる額の合算額の四分の三に相当する額
イ 平均標準給付月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額

する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
ロ 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額
(1) 組合員期間が二十五年以上である者
平均標準給付月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
(2) 組合員期間が二十五年未満である者
平均標準給付月額額の千分の〇・七五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

2 組合員が、職務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における遺族共済年金(以下「職務等による遺族共済年金」という。)の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 平均標準給付月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数(前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額の四分の三に相当する額

二 平均標準給付月額額の千分の三・三七五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額職務等による遺族共済年金の額が八十五万円より少ないときは、前項の規定にかかわらず、八十五万円を当該遺族共済年金の額とする。

第四十八条 遺族共済年金(第四十六条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。)の受給権者が六十五歳未満の妻であるときは、六十五歳に達するまでの間、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に四十五万円を加算した額とする。

(支給の停止)
第四十九条 夫、父母又は祖父母に対する遺族共済年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が障害等級の二級又は三級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

2 子に対する遺族共済年金は、妻が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族共済年金が次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

8 妻に対する遺族共済年金は、組合員又は組合員であつた者の死亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族共済年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 夫に対する遺族共済年金は、子が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、妻に支給する。

6 第三項本文又は第四項前段の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、子に支給する。

第五十条 遺族共済年金の受給権者が一年以上所在不明であるときは、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請により、所在不明中当該受給権者の受けるべき遺族共済年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

第五十一条 第四十八条の規定によりその額が加算された額は、その額が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が障害等級の二級又は三級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

2 子に対する遺族共済年金は、妻が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族共済年金が次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

8 妻に対する遺族共済年金は、組合員又は組合員であつた者の死亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族共済年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(参議院回付)

六一四

算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が四十歳未満であるとき、又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、その額のうち、同条の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

2 第四十八条の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付(死亡を給付事由とするものに限る。)又は厚生年金保険法による年金である保険給付(死亡を給付事由とするものに限る。)のうち、同条に相当する規定により加算する額が加算されたものの支給を受けることができるときは、その間、その額のうち、同条の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

(失権及び転給)
第五十二条 遺族共済年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。この場合において、遺族共済年金の支給を受けるべき同順位者がなく後順位者があつたときは、その者にこれを支給する。

一 死亡したとき。
二 婚姻をしたとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む)。

三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつたとき(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者となつたときを含む)。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。
五 受給権者である子又は孫(障害等級の一般又は二級に該当する障害の状態にあるものを除く)が十八歳に達したとき。

六 受給権者である障害等級の一般又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫(十八歳

未満のものを除く)について、その事情がなくなつたとき。

(遺族共済年金と遺族補償等との調整)
第五十二条の二 職務等による遺族共済年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金が支給されることとなつたときはその保険給付が行われる間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準給付月額額の千分の三・三七五に相当する額に三百を乗じて得た額に相当する額(当該遺族共済年金の額が第十九条の三の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところによりその額を改定した額)の支給を停止する。

附則第七条から第十二条までを次のように改める。
(退職共済年金の特例)
第七条 当分の間、一年以上の組合員期間を有する六十五歳未満の者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 組合員期間等が二十五年以上である者が、退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき、又は六十歳に達した日以後に退職したとき。
二 退職した後に六十歳に達した者又は六十歳に達した日以後に退職した者が、組合員となつたとき。

2 当分の間、前項に定めるもののほか、組合員期間等が二十五年以上である組合員(一年以上の組合員期間を有する者に限る。)が六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準給与の等級が第三十六条第二項の政令で定める等級以下の等級に該当するとき、又は六十歳以上六十五歳未満である組合員(一年以上の組合

員期間を有する者に限る。)であつて、その者の標準給与の等級が当該政令で定める等級以下の等級であるものの組合員期間等が二十五年以上となつたときは、その者に退職共済年金を支給する。

第八条 前条の規定による退職共済年金の額は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 千二百五十円に組合員期間の月数(当該月数が四百二十を超えるときは、四百二十)を乗じて得た額

二 平均標準給付月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 組合員期間が二十五年以上である者 平均標準給付月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 組合員期間が二十五年未満である者 平均標準給付月額額の千分の〇・七五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

2 第三十七条第二項及び第三項並びに第三十八条の規定は、前項の退職共済年金の額について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「附則第八条第二項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第八条第一項の規定並びに同条第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替へるものとする。

第九条 附則第七条の規定による退職共済年金については、第二十二條第一項中「第三十八條第一項」とあるのは「附則第八条第二項において準用する第三十八條第一項」と、第二十三條の二第二項第一号中「第三十七條第一項第二号」とあるのは「附則第八条第一項第三号」と、第三十八條の二第二項中「第三十七條第一項第二号」とあるのは「附則第八条第一項第三号」と、「前条第一

項」とあるのは「同条第二項において準用する前条第一項」と、同条第二項及び第三項中「前条第一項」とあるのは「附則第八条第二項において準用する前条第一項」と、第三十八條の三第一項中「受給権者が」とあるのは「受給権者が厚生年金保険の被保険者(国民年金法等)の一部を改正する法律(昭和六十年法律第〇三十四号)附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者を除く。」「と、第三十七條第一項第二号に掲げる額及び第三十八條第一項」とあるのは「附則第八条第一項第三号に掲げる額及び同条第二項において準用する第三十八條第一項」とする。

2 附則第七条の規定による退職共済年金は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金(同法附則第九条の二第四項の規定によりその支給が停止されているものを除く。)の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

第十条 附則第七条の規定による退職共済年金を受ける権利は、第三十八條の四の規定により消滅するほか、その受給権者が六十五歳に達したときに消滅する。

第十一条 附則第七条の規定による退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権利」とあるのは「附則第七条の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第八条第二項において準用する前条第三項」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「その権利」とあるのは「附則第七条の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「その者」とあるのは「から引き続きその者」とする。
(特例による退職共済年金の支給開始年齢等の特例)
第十二条 組合員期間が二十年以上である者のう

ち附則別表第一の上欄に掲げるものに対する附則第七條第一項の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表第一項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

2 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第二の上欄に掲げるものが、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する附則第七條第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

3 前二項の規定の適用を受ける者については、附則第九條の規定により読み替へられた第三十八條の第二項中「その間」とあるのは、「その間(六十歳以上である間に限る。)」とする。

第十三條 当分の間、組合員期間等が二十五年以上である者、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に、退職共済年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、次項の規定の適用がある場合を除き、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第七條の規定による退職共済年金は、支給しない。

2 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定め

るものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に、退職共済年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第七條の規定による退職共済年金は、支給しない。

3 前二項の規定による退職共済年金の額は、第三十七條第一項の規定にかかわらず、附則第八條第一項の規定の例により算定した額から、その額の百分の四に相当する額に、附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢と当該退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た額を減じた額とする。

4 第三十七條第二項及び第三項並びに第三十八條の規定は、前項の退職共済年金の額について準用する。この場合において、同表第一項中「前条」とあるのは「附則第十三條第三項の規定並びに同表第四項において準用する前条第二項及び第三項」と、「同表の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替へるものとする。

5 前項において準用する第三十八條第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が、その者に係る附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢に達するまでの間は、同項の規定により加算する部分の支給を停止する。

6 第一項又は第二項の規定による退職共済年金については、第二十二條第一項中「第三十八條第一項」とあるのは「附則第十三條第四項において準用する第三十八條第一項」と、第二十三條の第二項第一号中「第三十七條第一項第二号に掲げる額」とあるのは「附則第八條第一項第三号に掲げる額に係る附則第十三條第三項の規定による減額後の額」と、第三十八條の第二項

中「その間」とあるのは「その間(六十歳以上である間に限る。)」と、「第三十七條第一項第二号に掲げる額」とあるのは「附則第八條第一項第三号に掲げる額に係る附則第十三條第三項の規定による減額後の額」と、「前条第一項」とあるのは「同表第四項において準用する前条第一項」と、同表第二項及び第三項中「前条第一項」とあるのは「附則第十三條第四項において準用する前条第一項」と、第三十八條の第三項中「受給権者が」とあるのは「受給権者が厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第〇三十四号)附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者を除く。)」と、「第三十七條第一項第二号に掲げる額及び第三十八條第一項」とあるのは「附則第八條第一項第三号に掲げる額に係る附則第十三條第三項の規定による減額後の額及び同表第四項において準用する第三十八條第一項」とする。

7 附則第九條第二項、附則第十條及び附則第十一條の規定は、第一項又は第二項の規定により支給する退職共済年金について準用する。

8 第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金の額の算定については、第三十七條第一項の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、その額に第三項の規定により減じることとされた額をその算定につきその例によることとされた附則第八條第一項第二号及び第三号に掲げる額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額を減じた額とする。

9 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者につき、第四項において準用する第三十七條第三項の規定を適用する場合その他当該受給権者が六十五歳に達する前に再び組合員となつた場合における退職共済年金の額の算定等に

ついで必要な事項は、政令で定める。

10 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者のうち昭和十五年七月一日以前に生まれたもの(第一項及び第二項の規定の適用を受ける者を除く。)が、六十歳に達する前に退職した場合において、五十五歳に達した後六十歳に達する前に、退職共済年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、当該申出を第一項の規定による申出とみなして、第一項及び第三項から前項までの規定を準用する。この場合においては、第三項及び第五項中「附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは、「六十歳」と読み替へるものとする。

(障害共済年金の特例)

第十四條 第四十條及び第四十一條の規定は、当分の間、国民年金法附則第九條の第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者については、適用しない。

2 第四十四條第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「六十五歳以上の者」とあるのは、「六十五歳以上の者又は国民年金法による老齢基礎年金の受給権者」とする。

(遺族共済年金の支給開始年齢の特例)

第十五條 遺族共済年金(夫、父母又は祖父父母に対するものに限る。)の受給権者のうち附則別表第三の上欄に掲げる者に対する第四十九條第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

(退職一時金の返還)

第十六條 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十五号)第二條の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の規定による退職

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(参議院回付)

一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含み、政令で定めるものを除く)の支給を受けた者が、退職共済年金又は障害共済年金(以下「退職共済年金等」という)を受ける権利を取得したときは、当該退職一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額(以下この条において「退職一時金支給額等」という)に相当する額を当該退職共済年金等を受ける権利を取得した日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、組合に返還しなければならぬ。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、退職一時金支給額等に相当する額を当該退職共済年金等の額から組合が控除することにより返還する旨を当該退職共済年金等を受ける権利を取得した日から六十日を経過する日以前に、組合に申し出ることができる。

3 前項の申出があつた場合における同項に規定する退職一時金支給額等に相当する額の返還は、組合が、当該退職共済年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該退職共済年金等の支給

期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、退職一時金支給額等に相当する額に達するまでの額を順次に控除することにより行うものとする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する退職一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から退職共済年金等を受ける権利を取得した日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第十七条 前条第一項に規定する者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を取得したときは、同項に規定する者が支給を受けた同項に規定する退職一時金の額に利子に相当する額を加えた額に相当する額(同項に規定する者が退職共済年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する退職一時金支給額等に相当する額から同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を控除した額)を当該遺族共済年金を受け

昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日までの間に退職した者又は昭和七十七年七月二日から昭和九十九年七月一日までの間に生まれた者

五十八歳
四十八歳
五十九歳
四十九歳

附則別表第三(附則第十五条関係)

昭和六十六年四月一日から同年六月三十日までの間に遺族共済年金を受ける権利を取得した者
昭和六十七年七月一日から昭和六十四年六月三十日までの間に遺族共済年金を受ける権利を取得した者
昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日までの間に遺族共済年金を受ける権利を取得した者
昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日までの間に退職した者又は昭和九十九年七月二日から昭和九十九年七月一日までの間に生まれた者

五十六歳
五十七歳
五十八歳
五十九歳

附則

(用語の定義)

第二条 この条から附則第五十五条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新共済法 改正後の農林漁業団体職員共済組合法をいう。

二 旧共済法 改正前の農林漁業団体職員共済組合法をいう。

三 組合員期間等 新共済法第三十六条第一項第一号に規定する組合員期間等をいう。

四 退職年金、遺族年金又は通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算退職年金、減額退職年金、減額退職年金、それぞれ旧共済法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算退職年金をいう。

五 物価指数 総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。

六 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金 それぞれ新共済法による退職共済年金

金、障害共済年金又は遺族共済年金をいう。

七 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金 それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第〇三十四号。以下「法律第〇三十四号」という)第一条の規定による改正後の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。以下「新国民年金法」という)による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

(平均標準給与月額額の計算の特例)
第七条 施行日の前日において組合員であつた者が施行日以後引き続き組合員であるものについて施行日まで引き続き施行日前の組合員期間に係る平均標準給与月額額を算定する場合においては、その者の施行日まで引き続き施行日前の組合員期間のうち昭和五十六年四月一日以後の期間の各月における標準給与の月額額の合算額を当該期間の月数で除して得た額に当該施行日まで引き続き施行日前の組合員期間の年数に

附則別表第一(附則第十二条、第十三条関係)

昭和五年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	五十一歳
昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

附則別表第二(附則第十二条、第十三条関係)

昭和六十六年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五十七年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	四十六歳
昭和六十七年七月一日から昭和六十四年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五十七年七月二日から昭和七十七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	四十七歳

じ政令で定める数値を乗じて得た額をもつて、その者の施行日まで引き続く施行日前の組合員期間の各月における標準給与の月額とみなす。

一 その者の施行日まで引き続く施行日前の組合員期間のうち昭和五十六年四月一日以後の期間の各月における標準給与の月額の合算額を当該期間の月数で除して得た額に当該施行日まで引き続く施行日前の組合員期間の年数にじ政令で定める数値を乗じて得た額

二 その者の施行日まで引き続く施行日前の組合員期間のうち政令で定める期間に係る各月における標準給与の月額に、それぞれ当該政令で定める期間における全組合員の標準給与の月額を平均した額に對する当該政令で定める期間のうちの最後の期間における全組合員の標準給与の月額を平均した額の比率に相當する比率を參照して政令で定める率を乗じて得た額の合算額を当該政令で定める期間内のその者の施行日まで引き続く施行日前の組合員期間の月数で除して得た額

2 施行日前に退職（職員でなくなる）こと（死亡した）場合又は職員でなくなった日若しくはその翌日に再び職員となつた場合を除く。）をいい、任意継続組合員にあつては、旧共済法第十七条第六項第二号、第四号又は第五号に掲げる事由に該當することをいう。以下同じ。）をした（以下「退職した」という。）者についてその施行日前の退職に係る組合員期間に係る平均標準給与月額を算定する場合においては、当該退職に係る組合員期間ごと、次の各号に掲げる者の区分に応じ、施行日の前日においてその者がその給付を受ける権利を有していた通算退職年金の額（その者が同日において通算退職年金を受ける権利を有していなかつたときは、当該退職のときから通算退職年金を受けていたとしたならば同日において受けるべきであつた通算退職年金の額）の算定の基礎となつた平均標準給与の月額（その者が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者である場合には、その額に、政令で定める額を加算した額とする。以下この項において「通算退職年金算定基礎月額」という。）を基準として当該各号に定める○額をもつて、その者の当該退職に係る組合員期間について前項第二号の例により算定した額を当該各号に定める額で除して得た率（その率が一未満である場合には、一とする。）を乗じて得た額

一 通算退職年金算定基礎月額の算定の基礎となる組合員期間の月数が十二月である者 通算退職年金算定基礎月額に当該退職に係る組合員期間の年数にじ政令で定める数値を乗じて得た額

二 通算退職年金算定基礎月額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三十六月である者 通算退職年金算定基礎月額に当該退職に係る組合員期間の年数にじ政令で定める数値を乗じて得た額

三 通算退職年金算定基礎月額の算定の基礎となる組合員期間の月数が六十月である者 通算退職年金算定基礎月額に当該退職に係る組合員期間の年数にじ政令で定める数値を乗じて得た額

四 前三号に掲げる者以外の者 通算退職年金算定基礎月額

3 前二項に定めるもののほか、施行日前の組合員期間に係る平均標準給与月額の算定について必要な事項は、政令で定める。

（併給の調整に関する経過措置）

第十條 新共済法第二十三條の二第一項に定めるもののほか、次の各号に掲げる新共済法による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該當するときは、当該年金である給付は、その支給を停止する。

一 退職共済年金 障害年金 遺族年金又は通算退職年金を受けることができるとき。

二 障害共済年金 旧共済法による年金である給付を受けることができるとき。

三 遺族共済年金 旧共済法による年金である給付を受けることができるとき。

四 次の各号に掲げる旧共済法による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該當するときは、当該年金である給付は、その支給を停止する。

一 退職年金、減額退職年金又は通算退職年金 次のイからニまでのいずれかに掲げる給付を受けることができるとき。

イ 障害共済年金又は遺族共済年金 彼の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で障害共済年金又は遺族共済年金に相當するもの

ハ 法律第三〇 第三條の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「新厚生年金保険法」という。）による障害厚生年金又は遺族厚生年金

ニ 新国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とするもの並びに法律第三〇 第四條第二十五條の規定により支給される障害基礎年金及び法律第三〇 第四條第二十八條の規定により支給される遺族基礎年金を除く。）

二 障害年金 次のイからニまでのいずれかに掲げる給付を受けることができるとき。

イ 新共済法による年金である給付 彼の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で新共済法による年金である給付に相當するもの

ハ 新厚生年金保険法による年金である給付 新国民年金法による年金である給付（法律第三〇 第三條第二十五條の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「新厚生年金保険法」という。）による障害厚生年金及び法律第三〇 第三條第二十八條の規定により支給される遺族基礎年金を除く。）

ニ 新国民年金法による年金である給付（法律第三〇 第三條第二十五條の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「新厚生年金保険法」という。）による障害厚生年金及び法律第三〇 第三條第二十八條の規定により支給される遺族基礎年金を除く。）

三 遺族年金又は通算遺族年金 次のイからニまでのいずれかに掲げる給付を受けることができるとき。

イ 新共済法による年金である給付 彼の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で新共済法による年金である給付に相當するもの

二 新国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とするもの（当該給付を受ける権利を有する者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）

三 新共済法第二十三條の二第三項から第六項までの規定は、前二項の場合について準用する。

4 退職年金、減額退職年金又は通算退職年金は、その受給権者（六十五歳に達している者に限る。）が遺族共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で遺族共済年金に相當するもの若しくは新厚生年金保険法による遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、第二項の規定にかかわらず、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額の二分の一に相當する部分の支給の停止を行わな

い。

5 退職共済年金の受給権者が法律第三〇 第四條第三十一條第一項に規定する者であるときは、その者が受ける退職共済年金は、前各項、新共済法第二十三條の二、新国民年金法第二十二條その他これらの規定に相當する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものの適用については、退職年金とみなし、退職共済年金でないものとみなす。

6 前項の規定により退職年金とみなされた退職共済年金の受給権者が障害年金を受ける権利を有するときは、その者に有利ないずれかの給付を行うものとする。

7 障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の受給

を停止する。

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案（參議院回付）

昭和六十一年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(参議院回付)

六一八

〇三十四 権者が法律第〇 号附則第三十一条第一項に規定する者であるときは、第二項第二号ロ中「もの」とあるのは「もの(退職を給付事由とするものを除く。次号ロにおいて同じ。)」として、同項第二号及び第三号の規定を適用する。

(組合員期間等に関する経過措置)
第十一條 施行日前における次に掲げる期間は、組合員期間等に算入する。一 法律第〇 号附則第八條第一項及び第二項の規定により保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなされた期間のうち組合員期間以外の期間
〇三十四 二 法律第〇 号附則第八條第五項の規定により合算対象期間に算入することとされた期間のうち組合員期間以外の期間
〇三十四 三 前項の規定により組合員期間等に算入することとされた期間の計算については、法律第〇 号附則第八條第三項、第六項、第七項、第九項後段及び第十項の規定の例による。

四 施行日前に組合員であつた期間を有する者で組合員期間が二十年未満であるもの又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額を算定する場合においては、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十五号。以下「五十四年改正法」という。)第二條の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十八條第三項の規定その他政令で定める規定による退職一時金を受けた者の当該退職一時金の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に該当しないものとする。この場合において、新共済法附則第十六條第一項及び第十七條の規定にかかわらず、当該退職一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額に

相当する額の返還を要しないものとする。
4 前三項に定めるもののほか、組合員期間等の計算に關し必要事項は、政令で定める。
(退職共済年金の支給要件等の特例)
第十二條 組合員期間等が二十五年未満である者で附則別表第一の上欄に掲げるものの組合員期間の年数が、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、その者に対する新共済法第三十六條、第四十六條第一項第四号、附則第七條並びに附則第十三條第一項、第二項及び第十項の規定の適用については、その者は組合員期間等が二十五年以上であるものとみなす。12 前項に規定する者又はその者の遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定については、同項に規定する者は、新共済法第三十七條第一項第二号イに掲げる者、新共済法第三十七條第一項第二号ロ(1)に掲げる者又は新共済法附則第八條第一項第三号イに掲げる者に該当するものとみなす。
13 2 組合員期間等が二十五年未満である者(大正十五年四月一日以前に生まれた者を除く。)が、五十四年改正法第二條の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十八條第三項の規定その他政令で定める規定による退職一時金を受けた者の当該退職一時金の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に該当しないものとする。この場合において、新共済法附則第十六條第一項及び第十七條の規定にかかわらず、当該退職一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額に相当する額の返還を要しないものとする。
4 前三項に定めるもののほか、組合員期間等の計算に關し必要事項は、政令で定める。
(退職共済年金の支給要件等の特例)
第十二條 組合員期間等が二十五年未満である者で附則別表第一の上欄に掲げるものの組合員期間の年数が、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、その者に対する新共済法第三十六條、第四十六條第一項第四号、附則第七條並びに附則第十三條第一項、第二項及び第十項の規定の適用については、その者は組合員期間等が二十五年以上であるものとみなす。

百八十二号)附則の規定により退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきことができないときは支給しない。

(退職年金等の受給権者に対する退職共済年金の額の算定)
第十三條 退職共済年金の受給権者が施行日の前日において退職年金又は減額退職年金の受給権者であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間等は、当該退職共済年金の額の算定の基礎としない。ただし、その者は、新共済法第三十七條第一項第二号イに掲げる者又は新共済法附則第八條第一項第三号イに掲げる者に該当するものとみなす。
2 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金については、新共済法第三十八條第一項の規定にかかわらず、同項の加給年金額は加算しない。
(退職共済年金の額の一般的特例)
第十四條 附則別表第二の上欄に掲げる者又はその者の遺族に対する新共済法第三十七條第一項、第四十七條第一項第二号及び第二項第一号並びに附則第八條第一項の規定の適用(新共済法第四十七條第二項第一号の規定の適用)については、新共済法第四十六條第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の額を算定する場合に限る。この場合、同欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「千分の七・五」とあるのはそれぞれ同表の第二欄に掲げる割合に、「千分の一・五」とあるのはそれぞれ同表の第三欄に掲げる割合に、「千分の〇・七五」とあるのはそれぞれ同表の第四欄に掲げる割合に読み替へるものとする。

2 前項に規定する遺族に対する新共済法第四十七條第二項第二号及び第五十二條の二の規定の適用(新共済法第四十六條第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の額を算定する場合に限る。この場合、同欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「千分の七・五」とあるのはそれぞれ同表の第二欄に掲げる割合に、「千分の一・五」とあるのはそれぞれ同表の第三欄に掲げる割合に、「千分の〇・七五」とあるのはそれぞれ同表の第四欄に掲げる割合に読み替へるものとする。

算定する場合に限る。この場合、これらの規定中「千分の三・三七五」とあるのは、「千分の三・三七五(その組合員又は組合員であつた者が農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)附則別表第二の上欄に掲げる者であるときは、同表の第二欄に掲げる割合の四分の一に相当する割合に同表の第三欄に掲げる割合を加えた割合)」とする。

3 退職年金若しくは減額退職年金又は法律第〇 号第三條の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金その他の政令で定める年金の受給権者で昭和二十二年四月二日から昭和六十一年四月一日までの間に生まれたものに対する新共済法第三十七條第一項及び附則第八條第一項の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、新共済法第三十七條第一項及び附則第八條第一項中「千分の七・五」とあるのは「千分の十」と、「千分の一・五」とあるのは「千分の〇・五」と、「千分の〇・七五」とあるのは「千分の〇・二五」とする。
(退職共済年金の額の経過的加算)
第十五條 新共済法第三十六條の規定による退職共済年金(大正十五年四月一日以前に生まれた者及び退職年金、減額退職年金又は前条第三項の政令で定める年金の受給権者で昭和六十一年四月一日以前に生まれたもの(次項、第五項及び第六項において「特定受給権者等」という。))に係るものを除く。の額の算定については、当分の間、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、新共済法第三十七條第一項の規定により算定した額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を加算した額とする。

一千二百五十円に組合員期間の月数(当該月数が四百二十を超えるときは、四百二十)を乗じて得た額

二 新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(新国民年金法第十六条の二)

○三十四

又は法律第○号附則第九条の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額にイに掲げる月数をロに掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額

イ 組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの(二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間に係るものを除く。)の月数

ロ 附則表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める月数

2 附則別表第二の第一欄に掲げる者(特定受給権者等を除く。)に対する前項第一号の規定及び新国民年金法附則第八條第一項第一号の規定の適用については、これらの規定中「千二百五十円」とあるのは、「千二百五十円に政令で定める率を乗じて得た額」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される第一項第一号及び新国民年金法附則第八條第一項第一号の政令で定める率は、附則別表第二の第一欄に掲げる者の生年月日に応じて定めるものとし、かつ、千二百五十円にその率を乗じて得た額が昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た額から千二百五十円までの間を一定の割合で通減するように定められるものとする。

4 昭和五十八年度基準物価上昇率が百分の百を超えるに至つた場合における前項の規定の適用については、同項中「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た額から千二百五十円」とあるのは、「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十

年の年平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た額から昭和五十八年度基準物価上昇比率を千二百五十円に乘じて得た額」とする。

5 特定受給権者等に係る新国民年金第三十六条の規定による退職共済年金の額は、新国民年金第三十七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、二千五百円に昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十年度の年平均の物価指数の比率(昭和五十八年度基準物価上昇率が百分の百を下つたときは、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率とする)を乗じて得た額を基準として政令で定める額に組合員期間の月数(当該月数が四百二十を超えるときは、四百二十)を乗じて得た額を加算した額とする。

6 特定受給権者等に対する新国民年金法附則第八條第一項第一号の規定の適用については、同号中「千二百五十円」とあるのは、「千二百五十円に農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)附則第十五条第五項に規定する昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

(障害共済年金の支給要件の特例)
第二十一条 新国民年金法第四十条第一項の規定による障害共済年金は、同一の傷病による障害について障害年金又は法律第○号第一條の規定による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)による障害年金を受ける権利を有していたことがある者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。

(遺族共済年金の加算の特例)
第二十六条 遺族共済年金(新国民年金法第四十六条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。以下この条において同じ。)の受給権者である妻であつて附則別表第五の上欄に掲げるものがその権利を取得した当時六十五歳以上であつたとき、又は新国民年金法第四十八条の規定によりその額が加算された遺族共済年金の受給権者であつて同欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、当該遺族共済年金の額は、新国民年金法第四十七条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を加算した額とする。この場合においては、新国民年金法第五十一条の規定を準用する。

一 新国民年金法第四十八条に規定する加算額(附則第八條又は新国民年金法第十九条の三の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額)
二 新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(新国民年金法第十六条の二又は法律第○号附則第九条の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額)にそれぞれ附則別表第五の下欄に掲げる数を乗じて得た額
(遺族共済年金の額の特例)
第二十八条 退職年金又は減額退職年金の受給権者が施行日以後に死亡した場合における遺族共済年金の額の算定に関する規定の適用については、これらの者は、新国民年金法第四十七条第一項第二号ロ(1)に掲げる者に該当するものとみなす。

員期間が二十年未満であるものを除く。以下この条において同じ。)の受給権者である妻であつて附則別表第五の上欄に掲げるものがその権利を取得した当時六十五歳以上であつたとき、又は新国民年金法第四十八条の規定によりその額が加算された遺族共済年金の受給権者であつて同欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、当該遺族共済年金の額は、新国民年金法第四十七条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を加算した額とする。この場合においては、新国民年金法第五十一条の規定を準用する。

一 新国民年金法第四十八条に規定する加算額(附則第八條又は新国民年金法第十九条の三の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額)
二 新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(新国民年金法第十六条の二又は法律第○号附則第九条の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額)にそれぞれ附則別表第五の下欄に掲げる数を乗じて得た額
(遺族共済年金の額の特例)
第二十八条 退職年金又は減額退職年金の受給権者が施行日以後に死亡した場合における遺族共済年金の額の算定に関する規定の適用については、これらの者は、新国民年金法第四十七条第一項第二号ロ(1)に掲げる者に該当するものとみなす。

12 次の各号に掲げる者が当該各号に定める事由に該当した場合における遺族共済年金については、新国民年金法第四十七条及び第四十八条の規定並びに前二条の規定により算定した額(新国民年金法第十九条の三の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額)が、これらの者が施行日の前日に死亡したとしたならば同日においてその者の遺族が受けることができる遺族年金の額に相当する額(当該遺族が同一の事由により遺族基礎年金の支給を受けるときは、当該遺族年金の額に相当する額から当該遺族基礎年金の額のうち組合員期間に係るものとして支給される額に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を控除した額)より少ないときは、その額をもつて当該遺族共済年金の額とする。

一 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるもの(附則第十八条第一項各号に掲げる者を除く。)組合員である間に死亡したとき。
二 附則第十八条第一項の規定によりその額が算定された退職共済年金の受給権者 施行日以後に死亡したとき。
三 施行日の前日において退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有していた者(前号に掲げる者を除く。) 施行日以後に死亡したとき。

13 2 附則第十七条第三項の規定は、遺族共済年金の額が前項の規定により算定されたものである場合における新国民年金法第十九条の三の規定による当該遺族共済年金の額の改定について準用する。

14 3 前三項に規定するもののほか、第二項各号に掲げる者に係る遺族共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。
(国の補助の特例)
第二十九条 国は、新国民年金法第六十二条の規定によるほか、毎年度、予算で定めるところにより、新国民年金法による年金である給付及び旧国民年金法による年金である給付に要する費用のうち、次に掲げる額を補助することができる。
一 昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る給付に要する費用として政令で定める部分に相当する額に、百分の二十の範囲内で政令

六二〇

よつて国会法第八十三条により回付する。
昭和六十年十二月二十日
参議院議長 木村 睦男
衆議院議長 坂田 道太殿

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中 第三款 退職給付(第七十八条―第八十五条)を「第二款 退職給付(第七十八条―第八十五条) 第三款 障害給付(第八十六条―第九十二条) 第四款 遺族給付(第九十三条―第九十九条)」を「第二款 退職給付(第七十八条―第八十五条) 第三款 障害共済年金及び障害一時金(第八十六条―第九十二条) 第四款 遺族共済年金(第九十三条―第九十九条)」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

(年金額の改定)

第一条の二 この法律による年金である給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、速やかに改定の措置が講じられなければならない。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時(失踪の宣告を受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第三項において同じ)その者によつて生計を維持していたものをいう。

第二条第二項中「又は第三号」を削り、「適用上、」を「適用上」に改め、「認定」の下に「及び同項第三号の規定の適用上組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持することの認定」を加え、同条第三項中「別表第三の上欄に掲げる程度の」を「第八十四条第二項に規定する障害等級の一級若しくは二級に該当するに、主としてその収入によつて」を「その者によつて」に改める。

第二十四条の見出し中「責任準備金」を「長期給付に充てらるべき積立金」に改め、同条中「長期給付」の下に「(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十四条の二第一項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」とい

(修正に係る条文を掲ぐ。)

下)に「(以下「受給権者」という。)」を加え、同条第二項中「公務により」を「公務又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第二項に規定する通勤をいう。以下この項において同じ。)」によりに改め、「災害」の下に「又は通勤による災害」を加え、「きかなければならない」を「聴かなければならぬ」に改める。

第四十四条の見出し中「給料」を「給料等」に改め、同条第一項中「第百十四条第二項及び第三項を」を「第百十四条第三項及び第四項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給料月額は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に命令で定める数値を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額とする。

第四十五条第一項を次のように改める。

給付を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とする。

- 一 配偶者及び子
- 二 父母
- 三 孫
- 四 祖父母

第四十七条中「この法律に基づく給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に、「遺族年金又は通算遺族年金」を「又は遺族共済年金」に改める。

第四十九条第一項中「第五十七条第二項」を「第五十七条第二項又は第三項」に改める。

第五十条第一項中「行なつた」を「行つた」に改め、「次項において同じ。」を削り、同条第二項中「給付を受ける権利を有する者」を「受給権者(同項の給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。)」に改める。

第五十一条及び第五十二条中「退職給付」を「退職共済年金」に改める。

第五十五条の二中「(昭和四十二年法律第百二十一号)」、「第百三十六条第一項及び第百三十七条において同じ。」及び「(以下「通勤災害」という。)」を削る。

第五十七条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「その費用」を「その費用から組合員が支払うべき第三項に規定する一部負担金に相当する金額を控除した金額」に、「同項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合は、運営規則で定めるところにより、第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者については、健康保険法第四十三条ノ八の規定の例により算定した金額の範囲内で運営規則で定める金額を一部負担金として支払わせることができる。

第五十七条の二第一項中「組合員」の下に「公務によらない病気又は負傷により、」を加え、同条第八項中「前条第七項」を「前条第八項」に改める。

第五十八条第三項中「算定した費用の額」の下に「(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)」を加え、同項ただし書を削り、同条第四項中「第五十七条第五項」を「第五十七条第六項」に改める。

第五十九条第三項中「第五十七条第五項」を「第五十七条第六項」に改め、同条第七項中「算定した費用の額」の下に「(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)」を加え、「第五十九条第二項各号」を、「第五十九条第二項各号」に改め、「掲げる金額」の下に「(その金額が現に療養に要し

昭和六十年十二月二十日 衆議院会議録第十四号

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

六二二

た費用の額の百分の七十(同項第二号、第四号及び第六号に掲げる場合においては、百分の八十)に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額」を加え、「現に療養に要した費用の百分の七十(同条第二号第二号、第四号及び第六号に掲げる場合においては、百分の八十)に相当する金額」を削り、同条第八項中「第五十七条第七項」を「第五十七条第八項」に改める。

第六十二条の二第二項中「若しくは第六項」を「第三項若しくは第七項」に改める。

第六十三条第一項中「相当する金額」の下に「に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を加える。

第六十五条第一項中「相当する金額」の下に「に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を加える。

第六十八条第五項中「障害年金」を「障害共済年金」に、「受けることとなつたとき以後は」を受けることができる」ときは、「額を基準として」を「額(当該障害共済年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害共済年金の額と当該障害基礎年金の額の合算額)を基準として」に、「受けることとなつたとき以後においても傷病手当金の支給を受ける」を受けることができる」に改める。

第七十二条中「一月分に相当する金額」の下に「に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を加える。

第七十三条中「別表第一」を「別表」に改め、「金額」の下に「に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を加える。

第七十四条各号を次のように改める。
一 退職共済年金

二 障害共済年金

三 障害一時金

四 遺族共済年金

第七十四条の二を次のように改める。
(年金額の自動改定)

第七十四条の二 この法律による年金である給付については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下この項において「物価指数」という。)が昭和六十年(この項の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年)の物価指数の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

第七十五条第四項中「三月、六月、九月及び十二月」を「二月、五月、八月及び十一月」に改める。

第七十六条を次のように改める。

(併給の調整)

第七十六条 次の各号に掲げるこの法律による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金である給付は、その支給を停止する。

一 退職共済年金 障害共済年金若しくは遺族共済年金、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付(退職を給付事由とする年金である給付を除く)、厚生年金保険法による年金である保険給付(老齢を給付事由とする年金である保険給付を除く)、又は国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とする年金である給付を除く)を受けることができるとき。

二 障害共済年金 退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付(当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く)を受けることができるとき。

年金若しくは遺族共済年金、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付(当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く)を受けることができるとき。

三 遺族共済年金 退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である保険給付(第九十九条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の受給権者にあつては、当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるもの)のうち同号の規定に相当する規定に該当することにより支給される年金である給付を除く。又は国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とする年金である給付(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。))及び当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く)を受けることができるとき。

2 前項の規定により、他の法律に基づく共済組合(国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三條第一項に規定する国家公務員等共済組合(以下「国の組合」という。))を除く)が支給する年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である保険給付を受けることができる場合又は国民年金法による年金である給付を受けることができる場合(当該年金である給付と同一の給付事由に基づいてこの法律による年金である給付を受けることができる場合を除く)に該当してこの法律による年金である給付の支給が停止されるときは、退職共済年金の額のうち第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額、障害共済年金の額のうち第八十七条第

一項第二号若しくは第二項第二号に掲げる金額(当該障害共済年金の額が同条第四項又は第九十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定により算定されたものであるときは、これらの規定により算定した額のうち政令で定める金額)に相当する金額又は遺族共済年金の額のうち第九十九条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる金額の四分の三に相当する金額若しくは同条第二項第二号に掲げる金額(当該遺族共済年金の額が同条第三項の規定により算定されたものであるときは、同項の規定により算定した額のうち政令で定める金額)に相当する金額については、その支給の停止を行わない。

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされたこの法律による年金である給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。

4 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る年金である給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は、行わない。ただし、その者に係る同項に規定する他のこの法律による年金である給付、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付については、前項若しくは次項の規定又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

5 現にその支給が行われているこの法律による年金である給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該年金である給付に係る第三項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該年金である

る給付に係る同項の申請があつたものとみなす。

6 第三項の申請(前項の規定により第三項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む)は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

第七十六條の次に次の一条を加える。

(死亡の推定)

第七十六條の二 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の死亡が三月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族共済年金又はその他の長期給付に係る支払未済の給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の死亡が三月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

第二款 退職共済年金

(退職共済年金の受給権者)

第七十八條 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 組合員期間等(組合員期間、組合員期間

以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。)が二十五年以上である者が、退職した後に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したとき。

二 退職した後に六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上である者となつたとき。

2 前項に定めるもののほか、組合員期間等が二十五年以上である組合員(一年以上の組合員期間を有する者に限る。)が六十五歳に達した日以後において、その者の掛金の標準となる給料の額が政令で定める額を下つているとき、又は六十五歳以上の組合員(一年以上の組合員期間を有する者に限る。)であつて、その者の掛金の標準となる給料の額が当該政令で定める額を下つているとき、その組合員期間等が二十五年以上となつたときは、その者に退職共済年金を支給する。

(退職共済年金の額)

第七十九條 退職共済年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、一年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号に掲げる金額とする。

一 平均給料月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

二 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 組合員期間が二十五年以上である者

平均給料月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 組合員期間が二十五年未満である者

る額に組合員期間の月数を乗じて得た額

2 前項の退職共済年金の額については、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

3 組合員である退職共済年金の受給権者が退職したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び組合員の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

第八十條 退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の額は、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)の者に、つて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者、十八歳未満の子又は二十歳未満で第八十四條第二項に規定する障害等級(以下この条において「障害等級」という。)の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については十八万円とし、同項に規定する子については一人につき六万円(そのうち二人までについては、それぞれ十八万円)とする。

3 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、

第一項の規定の適用については、その子は、当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなして、退職共済年金の額を改定する。

4 第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項に規定する配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、同項に規定する配偶者又は子に該当しないものとして、当該退職共済年金の額を改定する。

一 死亡したとき。

二 退職共済年金の受給権者によつて生計を維持されている状態でなくなつたとき。

三 配偶者が、離婚をしたとき。

四 配偶者が、六十五歳に達したとき。

五 子が、養子縁組によつて退職共済年金の受給権者の配偶者以外の者の養子になつたとき。

六 養子縁組による子が、離縁をしたとき。

七 子が、婚姻をしたとき。

八 子(障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子を除く。)が、十八歳に達したとき。

九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子(十八歳未満の子を除く。)について、その事情がなくなつたとき。

十 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子が、二十歳に達したとき。

5 第一項、第三項又は前項の規定の適用上、退職共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(組合員である間の退職共済年金の支給の停止等)

第八十一條 退職共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、退職共済年

る。

2 前項の障害共済年金の支給は、第七十五条第二項の規定にかかわらず、当該障害共済年金の請求のあつた月の翌月から始めるものとする。

(障害共済年金の額)

第八十七条 障害共済年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

- 一 平均給料月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)
- 二 平均給料月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)
- 2 第八十四条若しくは第八十五条の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤(地方公務員災害補償法第二條第二項に規定する通勤をいう。)による傷病(以下「公務等傷病」という。)によるものであるとき、又は前条の場合において同条第一項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金(以下「公務等による障害共済年金」という。)の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。
- 一 平均給料月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)
- 二 平均給料月額額に十二を乗じて得た額の百分の二十(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の三十)に相当する額(組合員期間の月数が三百月を超えるときは、その額にその超える月数一月につき平均給料月額額の千分の一・五に相当する額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)を加えた額)
- 3 前二項の場合において、障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金については、第一項第一号又は前項第一号に掲げる金額が四十五万円より少ないときは、四十五万円をこれらの規定に掲げる金額とする。
- 4 公務等による障害共済年金の額が、その受給権者の公務等傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。
- 一 障害等級一級 三百四十万円
二 障害等級二級 二百十万円
三 障害等級三級 百九十万円
- 5 障害共済年金の額については、当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日(前条の規定による障害共済年金については同条第一項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第九十条の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金についてはそれぞれ障害に係る障害認定日(前条第一項に規定する障害については、同項に規定する基準障害に係る障害認定日)のうちいずれか遅い日とする。)の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としない。
- 第八十八条 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金を加算した額とする。
- 2 前項の規定の適用上、障害共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 第一項に規定する加給年金額は、十八万円とする。
- 4 第八十条第四項(第五号から第十号までを除く。)の規定は、第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。
- (障害の程度が変わつた場合の障害共済年金の額の改定)
- 第八十九条 障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後における障害の程度に応じて、その障害共済年金の額を改定する。
- 2 前項の規定は、障害共済年金(障害等級の三級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。)の受給権者であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。
- (二)以上の障害がある場合の取扱い
- 第九十条 障害共済年金(障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ。)の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第八十四条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。
- 2 公務等による障害共済年金の受給権者に対して更に公務等によらない障害共済年金(障害共済年金のうち、公務等による障害共済年金以外の障害共済年金をいう。以下同じ。)を支給すべき事由が生じた場合又は公務等によらない障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における前項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額は、第八十七条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。
- 3 前項の場合においては、第八十八条第一項中「前条」とあるのは「第九十条第二項」と、「同条」とあるのは「同項」として、同条の規定を適用する。
- 4 前二項の規定は、これらの規定によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金又は公務等によらない障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。
- 5 障害共済年金の受給権者が第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害共済年金を受ける権利は、消滅する。
- 6 第一項の規定による障害共済年金の額が前項の規定により消滅した障害共済年金の額に満たないときは、第二項(第四項において準用する場合を含む。)及び第八十七条の規定にかかわらず、従前の障害共済年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による障害共

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

六二六

済年金の額とする。

7 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金の受給権者が、当該併合したいずれかの障害を給付事由とした国民年金法による障害基礎年金を受けることができることにより当該障害共済年金の支給が停止される場合においては、同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とは併合しないことができる。この場合において、当該障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金の額の特例その他当該障害共済年金に關し必要な事項は、政令で定める。

第九十一条 障害共済年金(障害等級の一般又は二級に該當する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ。)の受給権者(当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。)が、同法による障害基礎年金(当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものを除く。)を受ける権利を有するに至つたとき(当該障害基礎年金の給付事由となつた障害が前条第一項に規定する更に障害共済年金を支給すべき事由であるときを除く。)は、当該障害共済年金の給付事由となつた障害と当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とを併合した障害の程度に應じて、当該障害共済年金の額を改定する。

(組合員である間の障害共済年金の支給の停止等)

第九十二条 障害共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、障害共済年金の支給を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、障害共済年金の受給権者が組合員である間において、各年の六月におけるその者の掛金の標準となる給料の額が第七十八条第二項に規定する政令で定

める額を下るときは、その年の十月から翌年の九月までの期間については、当該六月におけるその者の掛金の標準となる給料の額の高低に應じて政令で定めるところにより、それぞれ、障害共済年金の額のうち、その額(第八十七条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる金額(同条第四項又は第九十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定により算定された障害共済年金にあつては、これらの規定により算定した額のうち政令で定める金額)及び第八十八条第一項に規定する加給年金額を除く。)の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分及び第八十八条第一項に規定する加給年金額に相當する部分に限り、支給の停止は、行わな

3 前項の規定により障害共済年金の一部の支給が行われている間に、その支給を受けている者の掛金の標準となる給料の額に著しい変動が生じた場合その他政令で定める場合における同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第八十一条第四項の規定は、第八十八条第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。この場合において、第八十一条第四項中「前条第一項」とあるのは、「第八十八条第一項」と読み替へるものとする。

5 障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該當しなくなつたときは、その該當しない間、障害共済年金の支給を停止する。

(厚生年金保険の被保険者等である間の障害共済年金の支給の停止)

第九十三条 障害共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第〇三十四号)附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者を除く。)又は第八十二条第一項に規定する他の

共済組合の組合員等(以下この項において「厚生年金保険の被保険者等」という。)となつた場合において、当該受給権者の各年(当該受給権者が退職した日の属する年を除く。)における同条第一項に規定する所得金額が同項に規定する政令で定める金額を超えるときは、当該厚生年金保険の被保険者等である間、その超える年の翌年八月から翌々年七月までの分としてその者に支給されるべき障害共済年金については、その額のうち、その額(第八十七条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる金額(同条第四項又は第九十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定により算定された障害共済年金にあつては、これらの規定により算定した額のうち政令で定める金額)及び第八十八条第一項に規定する加給年金額を除く。)に第八十二条第一項に規定する政令で定める率を乗じて得た額に相當する金額の支給を停止する。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による障害共済年金の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(障害共済年金の失権)

第九十四条 障害共済年金を受ける権利は、第九十条第五項の規定によつて消滅するほか、又は障害共済年金の受給権者が死亡したとき、又は障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該當しなくなつた場合において、その該當しなくなつた日から起算して障害等級に該當することなく三年を経過したときは、消滅する。

(障害共済年金と傷病補償年金等の調整)

第九十五条 公務等による障害共済年金(第九十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))以下この条において同じ。)の規定によりその額が算定される障害共済年金を含む。については、地方公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金

又はこれらに相當する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均給料月額に十二を乗じて得た額の百分の二十(その受給権者の公務等傷病による障害の程度が障害等級の一般に該當する場合にあつては、百分の三十)に相當する金額(第九十条第二項の規定によりその額が算定される障害共済年金のうち政令で定める場合に該當するものにあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額に相當する金額)(当該障害共済年金の額が第七十四条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額)の支給を停止する。

(障害一時金の受給権者)

第九十六条 公務によらないで病氣にかかり、又は負傷した者で、その病氣又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日(療養の給付、特定療養費若しくは療養費の支給又は老人保健法の規定による医療若しくは医療費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後第六十一条第一項又は同法の規定により継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。)に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

2 同時に二以上の障害があるときは、前項の傷病によらないものを除き、これらの障害を併合した障害の状態を同項に規定する障害の状態として、同項の規定を適用する。

第九十七条 前条の場合において、退職の日に次の各号のいずれかに該當する者には、同条

の規定にかかわらず、障害一時金を支給しない。

一 この法律による年金である給付の受給権者

二 国民年金法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付その他の年金である給付で政令で定めるものの受給権者

三 当該傷病について地方公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害補償又はこれに相当する補償を受ける権利を有する者

(障害一時金の額)

第九十八条 障害一時金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額の百分の二百に相当する金額とする。この場合において、第一号に掲げる金額が四十五万円より少ないときは、四十五万円を同号に掲げる金額とする。

一 平均給料月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額

二 平均給料月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額

第四款 遺族共済年金

(遺族共済年金の受給権者)

第九十九条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給する。

一 組合員(失踪の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不明となつた当時組合員であつた者を含む。)が、死亡したとき。

二 組合員であつた者が、退職後に、組合員であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に

死亡したとき。

三 障害等級の一般又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年金の受給権者が、死亡したとき。

四 退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が二十五年以上である者が、死亡したとき。

2 前項の場合において、死亡した組合員又は組合員であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族共済年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当するものとし、同項第四号には該当しないものとする。

(遺族共済年金の額)

第九十九条の二 遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

一 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの次のイ及びロに掲げる金額の合算額の四分の三に相当する金額

イ 平均給料月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額

ロ 平均給料月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額

二 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次のイ及びロに掲げる金額の合算額の四分の三に相当する金額

イ 平均給料月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる額

(1) 組合員期間が二十五年以上である者
平均給料月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

(2) 組合員期間が二十五年未満である者
平均給料月額額の千分の〇・七五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

2 組合員が、公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における遺族共済年金(以下「公務等による遺族共済年金」という。)の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 平均給料月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数(前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額の四分の三に相当する額

二 平均給料月額額の千分の三・三七五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額

3 公務等による遺族共済年金の額が八十五万円より少ないときは、八十五万円を当該遺族共済年金の額とする。

第九十九条の三 遺族共済年金(第九十九条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。)の額は、当該遺族共済年金の受給権者が六十五歳未満の妻であるときは、六十五歳に達するまでの間、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に四十五万円を加算した額とする。

(遺族共済年金の支給の停止)

第九十九条の四 夫、父母又は祖父母に対する

遺族共済年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が障害等級の一般又は二級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

2 子に対する遺族共済年金は、妻が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族共済年金が次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 妻に対する遺族共済年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族共済年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 夫に対する遺族共済年金は、子が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、妻に支給する。

6 第三項本文又は第四項前段の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金(前条の規定により加算する金額を除く。)は、子に支給する。

第九十九条の五 遺族共済年金の受給権者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請により、その所在不明である間、当該受給権者の受けるべき遺族共済年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

六二八

者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

第九十九条の六 第九十九条の三の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が、四十歳未満であるとき、又は当該組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、同条の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

2 第九十九条の三の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその金額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、第九十九条の三の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

(遺族共済年金の失権)

第九十九条の七 遺族共済年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 死亡したとき。

二 婚姻したとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む)。

三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む)となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

2 遺族共済年金の受給権者である子又は孫は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 子又は孫(障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫を除く)が、十八歳に達したとき。

二 障害等級の一級又は二級に該当する障害

の状態にある子又は孫(十八歳未満の子又は孫を除く)について、その事情がなくなつたとき。

(遺族共済年金と遺族補償年金との調整)

第九十九条の八 公務等による遺族共済年金については、地方公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均給料月額額の千分の三・三七五に相当する額に三百を乗じて得た額に相当する金額(当該遺族共済年金の額が第七十四条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額)の支給を停止する。

第九十九条の九 第九十九条の八に改める。

(退職共済年金の額の特例)

第二百二条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に支給する退職共済年金の額は、第七十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給料月額(地方公共団体の長であつた期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に政令で定める数値を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ)の百分の六十に相当する金額を加算した額とする。

2 前項の規定によりその額が算定される退職共済年金については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額及び第二百二条第一項の規定により加算される金額」とあるのは「前条及び第二百二条の」と、同条の規定とあるのは「これらの規定」と、第八十

一条第二項及び第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び」があるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び第二百二条第一項の規定により加算される金額並びに」として、これらの規定を適用する。

(障害共済年金の額の特例)

第二百三条 第八十四条若しくは第八十五条の規定による障害共済年金のうち、その給付事由となつた障害に係る傷病の初診日において地方公共団体の長であり、かつ、当該傷病に係る障害認定日まで地方公共団体の長であつた期間が十二年以上ある者に対して支給する障害共済年金又は第八十六条の規定による障害共済年金のうち、同条第一項に規定する基準傷病の初診日若しくは基準傷病以外の傷病に係る初診日のいずれかの日において地方公共団体の長であり、かつ、当該基準傷病に係る障害認定日まで地方公共団体の長であつた期間が十二年以上ある者に対して支給する障害共済年金の額は、第八十七条第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給料月額額の百分の六十に相当する金額を加算した額とする。

2 障害共済年金(障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ)の受給権者に対して更に前項の規定によりその額が算定される障害共済年金(以下この項及び次条第一項において「長の障害共済年金」という)を支給すべき事由が生じた場合又は長の障害共済年金の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における第九十条第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額は、第八十七条第一項から第四項までの規定又は第九十条第二項(同条第四項において準

用する場合を含む)の規定にかかわらず、前項の規定を適用しないものとして第八十七条第一項から第三項までの規定又は第九十条第二項本文(同条第四項において準用する場合を含む)の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給料月額額の百分の六十に相当する金額を加算した額とする。ただし、同条第一項の規定により併合される障害のいずれかが公務等傷病によるものである場合には、その額が、その者の公務等傷病による障害の程度が第八十七条第四項各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

3 前項の規定は、同項の規定によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

4 前三項の規定によりその額が算定される障害共済年金については、第七十六条第二項中「同条第四項又は」とあるのは「同条第四項若しくは」と、「場合を含む」とあるのは「場合を含む」又は「第二百二条第一項若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む)」として、これらの規定を適用する。

(遺族共済年金の額の特例)

第二百四条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者が第九十九条第一項第一号、第二号若しくは第四号に該当する場合又は長の障害共済年金の受給権者が死亡した場合

合におけるその者の遺族に支給する遺族共済年金の額は、第九十九条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、公務等によらない遺族共済年金（遺族共済年金のうち、公務等による遺族共済年金以外の遺族共済年金をいう。）にあつては同条第一項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給料月額額の百分の六十に相当する金額の四分の三に相当する金額を加算した額とし、公務等による遺族共済年金にあつては同条第二項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給料月額額の百分の六十に相当する金額を加算した額とする。

2 前項の規定によりその額が算定される遺族共済年金については、第七十六条第二項中「同条第二項第二号に掲げる金額」とあるのは「同条第二項第二号に掲げる金額及び第四百条第一項の規定により加算される金額」と、「同条第三項」とあるのは「第九十九条の二第三項」と、第九十九条の三中「前条」とあるのは「前条及び第四百条」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第九十九条の八中「相当する金額」とあるのは「相当する金額及び第四百条第一項の規定により加算される金額の四分の一に相当する金額」として、これらの規定を適用する。

第百五条から第百七条まで 削除
第百八条第一項中「行なわず、また、当該障害については、第七十九条第三項の規定は、適用しない」と「行わない」に改め、同条第二項中「第三節第四款の規定による遺族給付（第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付を含む。以下この項及び第百四十条の二十三第三項において同じ。）を、遺族共済年金である給付又は第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付（以下この項において「遺族給付」という。）に改め、同条第三項中「行なわず」と「行わず」に、

「第八十八条第一項」を「第八十九条第一項」に、「級」を「障害等級」に、「障害年金」を「障害共済年金」に、「行なう」を「行う」に改める。

第百十一条第一項中「長期給付」を「退職共済年金又は障害共済年金の額のうち第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額」に、「一部は、行なわない」を「一部を支給しない」に改め、同条第二項中「遺族給付を受ける権利を有する者」を「遺族共済年金の受給権者」に、「遺族給付」を「遺族共済年金の額のうち第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額」に、「行なわない」を「支給しない」に改め、同条第三項中「年金である給付（通算退職年金を除く。）を、退職共済年金又は障害共済年金の額のうち第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額」に改める。

第百十三条第一項各号列記以外の部分中「組合の給付に要する費用」の下に「（老人保健法第五十三条第一項に規定する拠出金以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十一条の二第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）の納付に要する費用並びに基礎年金拠出金に係る負担に要する費用を含む。」を、「短期給付に要する費用」の下に「（老人保健拠出金及び退職者給付拠出金の納付に要する費用を含む。以下この項及び次項において同じ。）を、長期給付に要する費用」の下に「（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第三項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）を加え、同項第一号中「短期給付に係る次項」を「次項第一号」に改め、同項第二号中「長期給付に係る次項」を「次項第二号及び第三号」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中、第百十六條第三項、第百三十六條第二項、第百三十九條及び

第百四十四條の三十一」を削り、同項第一号中「（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）を削り、同項第二号中「掛金百分の四十二・五、地方公共団体の負担金百分の五十七・五」を、掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十に改め、同項第三号中「公務による障害年金又は第九十三条第一号若しくは第四号の規定による遺族年金」を「公務等による障害共済年金（第九十条第二項、同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三十三條第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定により併合される障害のいづれかが公務等傷病によるものであるものを含む。）又は公務等による遺族共済年金」に改め、同条第四項中、第百十六條第一項、第百三十六條第二項、第百三十九條及び第百四十四條の三十一」を削り、「同項第一号及び第四号」を「同項第一号、第二号及び第四号」に改め、「同項第二号中、地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」とを削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第五号」を「第二項第五号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 地方公共団体は、政令で定めるところにより、組合の当該事業年度における基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の三分の一に相当する額を負担する。

第百四十四條第一項前段中「掛金は」の下に、組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除きを加え、「前日の属する月」を「属する月の前月」に改め、同項後段を削り、同条第三項を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月の掛金を徴収する。ただし、長期給付に係る掛金にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の掛金は、徴収しない。

4 組合員のうち給料の額が四十七万円を第四十四條第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額を基準として政令で定める額を超える者は、前項の規定の適用については給料の額が当該政令で定める額であるものとみなし、給料の額が六万八千円を当該政令で定める数値で除して得た額を基準として政令で定める額を下る者は、同項の規定の適用については給料の額が当該政令で定める額であるものとみなす。

5 第一項から第三項までの規定により組合に払い込まれた掛金のうち、徴収を要しないこととなつたものがあるときは、組合は、主務省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなつた掛金を組合員に還付するものとする。

第百十六條第一項中「第百十三條」を「第百十三條第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。
第百十七條第一項中「又は旧通則法第七條第一項の規定による確認その他の組合員期間の確認」を「組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査」に改め、同条第二項中「又は確認」を「確認又は診査」に改める。

六三〇

第百一十三条第二項 各号、第三項及び第四項	地方公務員法第五十二條の職員団体又は地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員	職員の負担金及び国の負担金	地方公務員等退職手当法（昭和十八年法律第八十二号）に基づいて退職手当又はこれに相当する手当	国
第百一十三条第二項 各号、第三項及び第四項	地方公務員法第五十二條の職員団体又は地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員	職員の負担金及び国の負担金	地方公務員等退職手当法（昭和十八年法律第八十二号）に基づいて退職手当又はこれに相当する手当	国
第百一十六條第一項	地方公共団体	地方公共団体の負担金及び地方公共団体の負担金	地方公共団体の負担金及び地方公共団体の負担金	国
第百三十八條	地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）	地方公共団体の負担金及び地方公共団体の負担金	地方公共団体の負担金及び地方公共団体の負担金	国
第百四十四條の二 第二項及び第百四十四條の三十一 （見出しを含む。）	地方公共団体	地方公共団体の負担金及び地方公共団体の負担金	地方公共団体の負担金及び地方公共団体の負担金	国

第四百二十二条第三項中「責任準備金に係る部分」を「部分」として政令で定めるところにより算定した金額に、「積立金に相当する」を「積立金（基礎年金拠出金に係る積立金を含む。）に相当する」に改める。

第百四十三条第一項を次のように改める。

組合員が退職し、引き続き国の組合の組合員のうち、国家公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける者となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その退職はなかつたものとみなす。

第四百四十三條第三項中、「退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者に限る。」を削り、「その者に係る責任準備金に相当する金額」を「第二十四条の規定により積み立てるべき積立金のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、「第四項の規定により第四百四十条の規定を準用する場合における必要な技術的調整その他の他」を削り、同項を

同条第四項とする。

第百四十四条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、国の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律の規定の適用については、必要な事項は、政令で定める。

第四百四十四條の二第二項中「老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金」を、老人保健拠出金及び退職者給付拠出金に改める。

第百四十四条の三第一項中「休職」を「休職又は停職」に、「第三十八条の二第二項第二号、第三十八条の八」を「第二条第一項第二号」に、「第六章を」第八十七條第四項、第九十條第二項ただし書、第九十九條の二第三項、第百三條第二項ただし書、第百十三條第一項及び第二項（短給付に要する費用に係る部分に限る。）並びに同條第五項、第百十五條、第百十六條に、「第百四十條まで」を「第百三十八條まで」に、「第百四十三條から前條まで」を「前條」に改め、同條第二項の表を次のように改める。

第二項第一項第五号	地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるもの	前項第二号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号	前項第二号
第四十七条	弔慰金又は遺族共済年金	給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）	遺族共済年金
第四十八条第二項	給付金	給付金	給付金
第四十九条第一項	その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項又は第三項の規定により支払つた一部負担金に相当する額を控除した金額）	その給付に要した費用に相当する金額	その給付に要した費用に相当する金額

第五十条第二項	給付事由（第七十二条又は第七十三条の規定による給付に係るものを除く。）	給付事由
第五十条第二項	受給権者（当該給付事由が当該組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）	受給権者
第五十一条	受給権者（同項の給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）	受給権者
第五十二条	退職共済年金又は休業手当金	退職共済年金
第五十二条	退職共済年金及び休業手当金	退職共済年金
第八十七条第二項	公務	業務
第九十条第二項本文	地方公務員災害補償法第二条第二項	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項
第九十条第二項各号	公務等	業務等
第九十条第四項	公務等	業務等
第九十五条	公務等	業務等
第九十六条第一項	公務等	業務等

昭和六十年十二月二十日 衆議院会議録第十四号 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

第九十九条の二 第二項	公務等傷病 公務等 公務等	業務等傷病 業務等 業務等
第九十九条の八	公務等 公務等	業務等 業務等
第四十条第一項	公務等 公務等	業務等 業務等
第八十一条第一項	公務等 公務等	業務等 業務等
第九十一条第二項	公務等 公務等	業務等 業務等
第九十一条第三項	公務等 公務等	業務等 業務等

第百一十三条第二項 第二号	公務等	業務等傷病	公務等	業務等傷病	団体
第百一十三条第二項 第四号	地方公共団体	団体	地方公共団体	団体	自治省令
第百一十四条第三項	主務省令	その他第九章の二の規定による徴収金の徴収、第百四十四条の十四の規定による処分	主務省令	その他第九章の二の規定による徴収金の徴収、第百四十四条の十四の規定による処分	団体職員審査会
第百一十七条第一項	の徴収	「審査会」という。）	の徴収	「審査会」という。）	徴収、処分
第百一十七條第二項	徴収		徴収		

第百四十四条の三第三項を次のように改め、
同条第四項を削る。

3 前項に定めるもののほか、組合員（団体職員である組合員（以下「団体組合員」という。）を除く。以下この項において同じ。）であつた団体組合員又は団体組合員であつた組合員に對する長期給付に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第百四十四条の四を次のように改める。
第百四十四条の四 削除

第百四十四条の八を次のように改める。
第百四十四条の八 削除

第百四十四条の十及び第百四十四条の十一を次のように改める。

(団体組合員に係る費用の負担の特例)

規定により地方公共団体が負担すべき金額のうち、団体組合員に係るものについては、同

条第四項の規定にかかわらず、政令で定める
ところによる。

第四百四十四条の十二第一項中「自己及びその使用する団体組合員」を「その使用する団体組合員及び自己」に改め、「掛金」の下に「及び負担金」を加える。

第四百四十四條の十三第一項中「掛金」の下に「又は負担金を加え、同条第三項本文中「掛金」の下に「又は負担金」を、「から掛金」の下に「若しくは負担金」を加え、同項ただし書中「掛金」の下に「若しくは負担金」を加え、同条第四項及び第五項中「掛金」の下に「又は負担金」を加える。

第四百四十四条の十四第一項中「掛金」の下に「又は負担金」を加える。

第四百四十四条の十五及び第四百四十四条の十六中「掛金」の下に「負担金」を加える。

第百四十四條の十九中「並びに第百四十四條の十第二項及び第三項」を「同表第百十三條第二

項各号列記以外の部分の項中「団体(第四百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この

条において同じ。」とあり、並びに同表第百十三
条第二項第二号の項、第百十三条第二項第三

号の項及び第百三十三条第二項第四号の項」に改める。

第百四十四条の二十三第二項中「又は第百四十四条の十第二項を削り、同じ。」の下に、「負担金(団体に係るものに限る。)」を加え、同条第三項各号列記以外の部分中「遺族給付を」を「遺族共済年金又は第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付(以下この項において「遺族給付」という。)」に改め、同条第四項中「掛金」の下に、「負担金」を加える。

第百四十四条の二十四の次に次の一条を加える。

(組合員期間以外の期間の確認)
第百四十四条の二十四の二 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該組合員期間以外の期間が他の法律に基づく共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

2 前項の規定による確認に関する処分不服がある者は、国民年金法又は当該共済組合に係る法律の定めるところにより、国民年金法又は当該共済組合に係る法律に定める審査機関に対して審査請求をすることができる。

3 第一項の場合において、組合員期間以外の期間に係る同項の規定による確認の処分について不服を、当該期間に基づく退職共済年金又は遺族共済年金に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第百四十四条の二十五中「この法律に基づく給付を受ける権利を有する者」を「受給権者に改め、同条の次に次の一条を加える。

(資料の提供)

第百四十四条の二十五の二 組合は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法によ

る年金である給付若しくは他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付又はその配偶者に対する第八十一条第四項(第九十二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める給付の支給状況につき、社会保険庁長官若しくは当該他の法律に基づく共済組合又は第八十一条第四項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第百四十四条の二十六第一項中「決定に係る長期給付の額又は改定後の長期給付の額」を「長期給付の額(第八十条第一項、第八十八条第一項又は第九十九条の三の規定により加算する金額を除く。又は当該加算する金額に改め、又はその金額が五十円未満であるときは、「これらの長期給付の額」及び「又はその金額が五十円以上五十円未満であるとき」を削る。

第百四十五条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第百四十五条の二 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と認められる範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第百五十八条の二を次のように改める。

(年金額の改定)

第百五十八条の二 共済会の行う年金である給付の額は、第七十四条の二の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられる場合には、当該措置を参酌し、地方議会議員であつた者が引き続きその退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば受けることとなる報酬額に係る共済会の定款で定める標準報酬月額を基礎として政令で定める額を基準として、政令で定めるところにより、速やかに改定の措置を講ずるものとする。

第百六十一条の二第二項中「期間」の下に「政令で定める期間に限る。」を加える。

第百六十二条第三項中「恩給法」の下に、「(大正十二年法律第四十八号)」を加える。

第百六十四条第一項中「年齢満五十五歳」を「六十歳」に改め、同条第二項中「五十五歳」を「六十歳」に、「行なわれない」を「行わない」に改める。

第百六十四条の二を第百六十四条の三とし、第百六十四条の次に次の一条を加える。

第百六十四条の二 退職年金は、その年額及びこれを受ける者の前年における所得金額を基準として、国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)第十五条の二の規定による互助年金の停止の措置に準じて政令で定めるところにより、その一部の支給を停止する。

第百六十九条第二項及び第三項中「年齢満五十五歳」を「六十歳」に改める。

附則第十四条の二中「公務傷病」を「公務による傷病」に改める。

附則第十四条の三第一項中「老人保健法の規定による提出金及び国民健康保険法の規定による提出金」を「老人保健提出金及び退職者給付提出金」に改め、同条第四項中「第百四十四条第二項」を「第百四十四条第三項」に改める。

附則第十四条の六第二項中「第百四十四条第二項」を「第百四十四条第三項」に改め、同条第四項中「責任準備金」を「第二十四条の規定により積み立てるべき積立金」に、「部分」を「部分として政令で定めるところにより算定した金額」に、「積立金の額」を「積立金(基礎年金提出金に係る積立金を含む。の額)」に改め、同条第五項中「(退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者に限る。)」及び「(団体組合員を除く。)」を削り、「その者に係る責任準備金に相当する金額」を「第二十四条の規定により積み立てるべき積立金のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額」

に改める。

附則第十四条の八を削る。

附則第十七条中「第五十七条第二項」を「第五十七条第二項又は第三項」に改め、「同項に規定する」を削る。

附則第十八条第五項中「老人保健法の規定による提出金及び国民健康保険法の規定による提出金」を「老人保健提出金及び退職者給付提出金」に改める。

附則第十八条の二から附則第十八条の七までを削る。

附則第十九条から附則第二十八条までを次のように改める。

(退職共済年金の特例)

第十九条 当分の間、一年以上の組合員期間を有する六十五歳未満の者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 組合員期間等が二十五年以上である者が、六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき。

二 六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上である者となつたとき。

2 当分の間、前項に定めるもののほか、組合員期間等が二十五年以上である組合員(一年以上の組合員期間を有する者に限る。)が、六十歳以上六十五歳未満である間に、その者の掛金の標準となる給付の額が第七十八条第二項に規定する政令で定める額を下つているとき、又は六十歳以上六十五歳未満である組合員(一年以上の組合員期間を有する者に限る。)であつて、その者の掛金の標準となる給付の額が当該政令で定める額を下つていゝるもの、その組合員期間等が二十五年以上となつたときは、その者に退職共済年金を支給

六三五

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

六三六

第二十六條第一項から第四項まで」と、「附則第二十六條第二項」とあるのは「附則第二十六條第六項」と読み替えるものとする。

10 第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金の額の算定については、第七十九條第一項又は第九十二條第一項の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から、その金額に、第五項の規定により減じらるべきこととされた金額をその算定の基礎となつた附則第二十六條第一項第二号及び第三号に掲げる金額の合算額又は当該合算額に附則第二十四條第一項の規定により加算される金額を加えて得た金額で除して得た割合を乗じて得た金額を減じた金額とする。

11 前各項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者で六十五歳に達する前に再び組合員となつた者に対してこの法律を適用する場合における必要な技術的調整及びこれらの規定による退職共済年金の支給等に関し必要な事項は、政令で定める。

12 第一項及び第五項から前項までの規定は、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者のうち昭和十五年七月一日以前に生まれたもの(第一項から第四項までの規定の適用を受ける者を除く。)について準用する。この場合において、第一項中「附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳(第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これらに準ずる者として政令で定める者のうち、昭和十一年七月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十八歳とし、昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十九歳とする。)」と、

「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳に達した後六十歳(第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これらに準ずる者として政令で定める者のうち、昭和十一年七月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十八歳とし、昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十九歳とする。)」と、第五項及び第七項中「附則別表第一から附則別表第四までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳(第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これらに準ずる者として政令で定める者のうち、昭和十一年七月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十八歳とし、昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十九歳とする。)」と読み替えるものとする。

(障害共済年金の特例)

第二十七條 第八十五條及び第八十六條の規定は、当分の間、国民年金法附則第九條の第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者については、適用しない。

2 第八十九條第二項の規定の適用については、

は、当分の間、同項中「六十五歳以上の者」とあるのは、「六十五歳以上の者又は国民年金法による老齢基礎年金の受給権者」とする。

(遺族共済年金の支給開始年齢の特例)

第二十八條 遺族共済年金(夫、父母又は祖父母に対するものに限る。)の受給権者のうち附則別表第五の上欄に掲げる者に対する第九十九條の四第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

二)を「附則第二十八條の七に改め、」並びに特例退職年金及び特例遺族年金の支給に関し必要な事項」を削り、同条を附則第二十八條の十二とする。

附則第二十八條の十中「附則第二十八條の第二項及び第四項、附則第二十八條の第三項第二号、附則第二十八條の第五項及び第二項第二号並びに附則第二十八條の六第二項第二号」を「附則第二十八條の七第一項及び第四項並びに附則第二十八條の九に、」附則第二十八條の二第一項中「を」附則第二十八條の七第一項中「に改め、」附則第二十八條の三第一項第二号中「給料」とあるのは「俸給」とを削り、附則第二十八條の五第一項中「を」附則第二十八條の九中「に改め、」同条第二項第二号及び附則第二十八條の六第二項第二号中「給料」とあるのは「俸給」とを削り、同条を附則第二十八條の十一とする。

附則第二十八條の九に見出しとして「退職共済年金の受給資格の特例」を付し、同条中「附則第二十八條の五から前条まで」を「前条に、」退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者を「退職共済年金の受給権者」に改め、同条を附則第二十八條の十とする。

附則第二十八條の六から附則第二十八條の八までを削る。

附則第二十八條の五の前の見出し中「長期給付」を「退職共済年金」に改め、同条第一項中「場合において」の下に「その者が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて」を加え、以上であり、かつ、その者が退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する」を「以上であるものであるときは、第七十八條、第九十九條第一項第四号及び附則第十九條の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同

条を附則第二十八條の九とし、附則第二十八條の四を附則第二十八條の八とする。

附則第二十八條の三を削る。

附則第二十八條の二第一項中「附則第二十八條の五第一項」を「附則第二十八條の九に、」退職年金(附則第二十八條の五第二項に規定する特例退職年金を含む。)又は通算退職年金を受ける権利を有する者を「退職共済年金の受給権者」に改め、同条第二項中「退職年金(附則第二十八條の五第二項に規定する特例退職年金を含む。又は通算退職年金を受ける権利を有する者)」を「退職共済年金の受給権者」に改め、同条第六項第二号を次のように改め、同条を附則第二十八條の七とする。

二 退職共済年金を受けることができる組合員期間等を有することとなつたとき。

附則第二十八條の次に次の五條を加える。

(退職一時金の返還)

第二十八條の二 次に掲げる一時金である給付を受けた者が、退職共済年金又は障害共済年金(以下この条及び次条において「退職共済年金等」という。)を受ける権利を有することとなつたときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額(以下この条において「支給額等」という。)に相当する金額を当該退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合員に返還しなければならぬ。この場合において、当該一時金である給付を支給した組合員がその者に当該退職共済年金等を支給しないときは、その者は、支給額等に相当する金額を当該退職共済年金等を支給する組合員に支払うものとし、当該支払があつたときは、当該一時金である給付を支給した組合員に支給額等に相当する金額を返還したものとみなす。

一 昭和四十二年以後における地方公務員

等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号)第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第八十三条(同法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む。)

二 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十六号)第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第五十四条の規定による退職一時金

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する金額を当該退職共済年金等の額から控除することにより返還する旨を当該退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日から六十日を経過する日以前に、当該退職共済年金等を支給する組合に申し出ることができる。

3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する金額の返還は、当該退職共済年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該退職共済年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、支給額等に相当する金額に達するまでの金額を順次に控除することにより行ふものとする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金である給付の支給を受けた日の属する月の翌月から退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第二十八条の三 前条第一項に規定する者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有すること

となつたときは、同項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額(同項に規定する者が退職共済年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に規定する金額(同項又は同条第三項の規定により既に返還された金額を除く。))を当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならない。この場合においては、同条第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

(警察職員に対する退職共済年金の特例)
第二十八条の四 警部補、巡查部長又は巡查である警察法第五十六条第二項に規定する地方警察職員である組合員(以下「警察職員」という。)で昭和五十五年一月一日(以下この条において「基準日」という。)前に警察職員であつた期間を有するもので次の各号のいずれかに該当する者は、第七十八条、第九十九条第一項第四号及び附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

一 基準日前の警察職員であつた期間が十五年以上である者
二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日前の警察職員であつた期間の年数と基準日以後の警察職員であつた期間の年数とを合算した年数以上であるもの
イ 基準日前の警察職員であつた期間が十五年以上十五年未満である者 十五年

ロ 基準日前の警察職員であつた期間が九年以上十二年未満である者 十六年
ハ 基準日前の警察職員であつた期間が六年以上九年未満である者 十七年
ニ 基準日前の警察職員であつた期間が三年以上六年以上未満である者 十八年
ホ 基準日前の警察職員であつた期間が三年未満である者 十九年

2 前項の規定の適用を受ける者に対する附則第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、その者の組合員期間が二十年未満であるときはその者の組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、第七十九条第一項第二号及び附則第二十条第一項第三号の規定の適用についてはその者は第七十九条第一項第二号又は附則第二十条第一項第三号イに掲げる者に該当するものと、第八十条第一項(附則第二十条第二項及び附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。及び附則第二十三条の規定の適用については退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときはその者は当該組合員期間が二十年以上である者であるものと、附則第二十条第一項第一号の規定の適用については退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が二百四十月未満であるときは当該組合員期間の月数が二百四十月であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、第九十九条の二第一項第二号ロの規定の適用についてはその者は同号ロ(1)に掲げる者に該当するものと、第九十九条の三の規定の適用については遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときはその者は当該組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が第八十一条第四項に規定する配偶者である場合における同項の規

定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときは当該組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす。
3 次に掲げる国の職員である組合員は、警察職員とみなして前二項及び次条の規定を適用する。
一 警部補、巡查部長又は巡查である警察官
二 皇宮警部補、皇宮巡查部長又は皇宮巡查である皇宮護衛官
(衛視等であつた警察職員の取扱)
第二十八条の五 国家公務員等共済組合法附則第十三条第二項に規定する衛視等(以下この条において「衛視等」という。)であつた警察職員に対する前条の規定の適用については、衛視等であつた間警察職員であつたものとみなす。
(国鉄共済組合の組合員であつた組合員に関する長期給付の特例)
第二十八条の六 国家公務員等共済組合法附則第二十条の二第一項の規定が適用される間、同法附則第十四条の三第二項に規定する国鉄共済組合の組合員であつた組合員に対する第七十九条第一項第二号、第八十七条第一項第二号及び第二項第二号、第九十八条第二号、第九十九条の二第一項第一号及び第二号並びに第二項第二号並びに附則第二十条第一項第三号の規定の適用については、これらの規定中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間(第四百四十四条第一項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間のうち国家公務員等共済組合法附則第十四条の三第二項に規定する国鉄共済組合の組合員であつた期間を除く。の」とする。
附則第三十三条を次のように改める。
第三十三条 削除
附則第三十三条の二、附則第三十五条の二及び附則第三十五条の三を削る。

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(參議院回付)

六三七

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

六三八

附則別表第一及び附則別表第二を次のように改める。
附則別表第一(附則第二十五条、附則第二十六条関係)

昭和五年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	五十一歳
昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

附則別表第二(附則第二十五条、附則第二十六条関係)

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	四十六歳
昭和六十一年七月一日から昭和六十四年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	四十七歳
昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日までの間に退職した者又は昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	四十八歳
昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日までの間に退職した者又は昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	四十九歳

附則別表第二の次に次の三表を加える。

附則別表第三(附則第二十五条、附則第二十六条関係)

昭和六十一年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和七年四月一日以前に生まれた者	五十五歳	五十歳
昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和七年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	五十六歳	五十一歳
昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和九年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和七十年四月一日から昭和七十二年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和十一年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和七十二年四月一日から昭和七十五年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

附則別表第四(附則第二十六条関係)

附則別表第五(附則第二十八条関係)

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五年七月一日以前に生まれた者	五十五歳	四十六歳
昭和六十一年七月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	五十五歳	四十七歳
昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日までの間に退職した者又は昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十六歳	四十七歳
昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日までの間に退職した者又は昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	五十六歳	四十八歳
昭和七十年七月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和十一年七月二日から昭和十三年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	四十八歳
昭和七十二年七月一日から昭和七十五年六月三十日までの間に退職した者又は昭和十三年七月二日から昭和十五年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	四十九歳
昭和七十五年七月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和十三年七月二日から昭和十五年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	四十九歳
昭和七十七年七月一日から昭和八十年六月三十日までの間に退職した者又は昭和十三年七月二日から昭和十五年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	四十九歳
昭和七十九年七月一日から昭和八十二年六月三十日までの間に退職した者又は昭和十三年七月二日から昭和十五年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十歳

別表第二から別表第四までを削り、別表第一を別表とする。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第二章 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 年金条列職員期間又は旧長期組合員期間を有する者等に関する一般的経過措置	第一節 更新組合員に関する一般的経過措置
置(第五条―第七条の二)	第二節 退職共済年金に関する経過措置
第一款 退職共済年金の受給資格に関する経過措置(第八条―第十二条)	第二款 退職共済年金の額に関する経過措置(第十三条―第十五条)

第三款 退職共済年金の支給開始年齢に
関する経過措置(第十六条―第
十九条)

第三節 障害共済年金に関する経過措置
第一款 障害共済年金の受給資格に關
する経過措置(第二十條・第二十
一條)

第二款 障害共済年金の額に関する経過
措置(第二十二條・第二十四條)

第四節 遺族共済年金に関する経過措置等
第一款 遺族共済年金の受給資格に關
する経過措置等(第二十五條・第
二十六條)

第二款 遺族共済年金の額に関する経過
措置(第二十七條・第二十九條)
第五節 特殊の期間又は資格を有する組合
員に関する特例(第三十條・第三
十五條)

第六節 再就職者に関する経過措置(第三
十六條)

第三章 恩給公務員期間を有する者に関する
経過措置(第三十七條・第三十九條)

第四章 国の旧長期組合員期間を有する者に
関する経過措置(第四十條・第四十
一條)

第五章 国の長期組合員であつた者に関する
経過措置(第四十二條・第四十四條)
第六章 厚生年金保険の被保険者であつた更
新組合員に関する経過措置(第四十
五條)

第七章 特殊の組合員に関する経過措置

第一節 都道府県知事又は市町村長であつ

た更新組合員等に関する経過措置
(第四十六條・第五十二條)
第二節 警察職員に関する経過措置(第五
十三條・第五十九條)

第三節 消防職員であつた更新組合員等に
関する経過措置(第六十條・第六
十六條)

第八章 組合役職員等に関する経過措置(第
六十七條・第六十九條)

第九章 国の職員等であつた者に関する経過
措置(第七十條・第七十二條)
第十章 琉球政府等の職員であつた者に関
する経過措置(第七十三條・第八十條)

第十一章 旧団体共済組合員であつた者等に
関する経過措置等(第八十一條・
第九十三條)
第十二章 雑則(第九十四條・第九十九條)
第十三章 互助会の会員であつた者に関する
経過措置等(第一百條・第一百五條)

附則

第二条第一項中「以下第十二章までにおいて
同じ。」を削り、同項第四号中「職員、給料」を
「職員、遺族、給料」に改め、「公務傷病、公務
による障害年金若しくは公務によらない障害年
金」及び「地方公共団体の長の給料年額」を削
り、「警察職員又は警察職員の給料年額」を又
は「警察職員」に改め、「新法第二條第一項第一
号」の下に、「新法第二條第一項第三号」を加へ、
「新法第八十六條第一項第一号、新法第八十六
條第二項」及び、「新法第九十二條第二項」を削り、
「新法附則第十九條又は新法附則第二十條第二
項」を又は新法附則第二十八條の四第一項」に

改め、同号の次に次の一号を加へる。

四の二 退職共済年金、障害共済年金又は遺
族共済年金 それぞれ新法第七十八條、新
法附則第十九條若しくは新法附則第二十六
條の規定による退職共済年金、新法第八十
四條から新法第八十六條までの規定による
障害共済年金又は新法第九十九條の規定に
よる遺族共済年金をいう。

第二条第一項第十号中「第十一條の三」を「第
十一章」に改め、同項中第二十一號を削り、第
二十二號を第二十一號とし、第二十三號を第
二十二號とし、第二十四號を第二十三號とし、第
二十五號及び第二十六號を削り、第二十七號を
第二十四號とし、第二十八號から第三十八號ま
でを削り、第三十九號を第二十五號とし、第四
十號から第五十四號までを十四號ずつ繰り上
げ、同項第五十五號中「第四十二條第一項」を
「第二十三條第一項」に改め、同号を同項第四十
一號とし、同項第五十六號を削り、同項第五十
七號を同項第四十二號とし、同条第二項を削
り、同条第三項中、「旧長期組合員」を若しくは
「旧長期組合員」に改め、「最短期間年金限、基本
率、加算率若しくは最短期間年金限」、「退職
当時の給料年額の算定方法若しくは共済條例に
規定する給付額の算定の基準となるべき給料を
基礎とする給料年額若しくは給料日額の算定方
法に関する規定」及び、「恩給法第五十八條ノ四
第一項の規定に相当する規定若しくは同法第六
十條第三項の規定に相当する規定」を削り、同
項を同条第二項とし、同条第四項第五號を削
り、同項第六號を同項第五號とし、同項第七號
を同項第六號とし、同項を同条第三項とする。

第三条第二項を削り、同条第三項中「支給す
ることとなる国の新法」の下に「の規定による退
職共済年金(第一号に規定する退職一時金の基
礎となつた期間のみを当該退職共済年金の算定
の基礎期間とするものに限る。)、国家公務員等
共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十
年法律第 号。以下「昭和六十年国の改正
法」という。附則の規定によりその例によるこ
ととされる同法による改正前の国の新法(以下
「昭和六十年改正前の国の新法」という。の規定
による通算退職年金」を加へ、「という。の規定に
よる通算退職年金」を」という。の規定によ
るに改め、「国の新法」の下に、「昭和六十年改
正前の国の新法」を加へ、同項を同条第二項と
し、同条第四項中「国の新法」を「昭和六十年
の改正法による改正前の国の新法」に改め、同項
を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第
六項中「第十項」を「第八項」に、「第八項」を「第
六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第
七項から第九項までを二項ずつ繰り上げ、同条
第十項中「第六項若しくは第七項」を「第四項若
しくは第五項」に改め、同項を同条第八項とし、
同条第十一項中「第八項」を「第六項」に、「第六
項、第七項及び第九項」を「第四項、第五項及び
第七項」に改め、同項を同条第九項とする。

第三条の二中「第三項」を「第二項」に、「若し
くは警察共済組合又は市町村職員共済組合」を
「又は警察共済組合」に、「通算退職年金又は恩
給組合法の規定による退職年金条例の通算退
職年金若しくは旧市町村共済法の規定による」
を「退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の
国の新法の規定による」に改め、「国の新法」の

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

六四〇

下に「昭和六十年改正前の国の新法を含む。」を加え、「通算遺族年金」を「遺族共済年金(昭和六十一年三月三十一日以前に死亡した場合にあつては、通算遺族年金)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第一項又は第二項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金若しくは旧市町村共済法の規定による通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合に、当該市町村職員共済組合は、政令で特別の定めをするものを除き、昭和六十年改正前の国の新法の規定の例により、その者の遺族に通算遺族年金を支給する。

第三条の二の二「前条」を「前条第一項」に、「通算遺族年金」を「遺族共済年金又は通算遺族年金」に改める。

第三条の三第一項第五号中「恩給法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第〇四十二号)」による改正後の「を削る」。

第三条の四「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改める。

第三条の四の二「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に、「国の新法の規定による通算退職年金」を「昭和六十年改正前の国の新法の規定による通算退職年金」に、「同条第三項及び第四項」を「同条第二項及び第三項」に、「第三条の二」を「第三条の二第二項」に改める。

第四条第二項を削る。

第五条の二「第二条第四項」を「第二条第三項」に改める。

第十三条第一項に改め、同条第六項中「第七条第一項第二号」を「次条第一項第二号」に改める。

第七条第一項第三号中「第十条において同じ。」を削り、「第六十四条」を「第四十五条」に改め、同項第五号中「及び第十條第一項第五号」を削り、同条第二項中「更新組合員に係る通算退職年金又は脱退一時金」を「更新組合員(組合員期間が二十年以上である者を除く。以下この項において同じ。)又はその遺族に係る退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定」に改める。

第二章第二節の節名中「退職給付」を「退職共済年金」に、同節第一款の款名中「退職年金」を「退職共済年金」に改める。

第八条第一項中「が退職した場合において、その者」を削り、「その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「その者は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等(新法第七十八条第一項第一号に規定する組合員期間等)をいう。以下同じ。が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす」に改め、同条第二項中「が退職した場合において、その者」を削り、「その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「その者は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす」に改め、同条に次の一項を加える。

則第二十六條第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす」に改め、同条第三項中「(前二項の規定の適用により退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く。)が退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「(前二項の規定の適用を受ける者を除く。)は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定の適用を受ける者に対する新法附則第二十五条第一項及び第二項並びに第七條第二項、第十三條、第十六條及び第八十三條第三項の規定の適用については、その者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新法第七十九条第一項第二号及び新法附則第二十条第一項第三号の規定の適用についてはその者は新法第七十九条第一項第二号又は新法附則第二十条第一項第三号に掲げる者に該当するものと、新法第八十条第一項(新法附則第二十条第二項及び新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。)及び新法附則第二十三条の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二

二十年以上である者であるものと、新法附則第二十条第一項第一号の規定の適用については組合員期間の月数が二百四十月であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新法第九十九条の二第一項第二号ロの規定の適用についてはその者は同号ロに掲げる者に該当するものと、新法第九十九条の三の規定の適用については組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が新法第八十一条第四項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす。

第九条第一項中「及び第十二條第二項」及び「が退職した場合において、その者」を削り、「その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「その者は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす」に改め、同条第二項中「ものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「ものは、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二

項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用を受ける者に係る退職共済年金又は遺族共済年金については、前条第四項の規定を準用する。

第十條第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

組合員期間が二十年未満の更新組合員（前二条の規定の適用を受ける者を除く。）で、その組合員期間に次の期間を算入するものとしたならば、その期間が二十年以上となるものは、新法第七十八條、新法第九十九條第一項第四号及び新法附則第十九條の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六條第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

第十條第一項第一号中「職員であつた期間の」を「職員国又は地方公共団体以外の法人に勤務する者で年金条例職員又は旧長期組合員に該当するもの及び職員に準ずる者として政令で定める者を含む。以下この項において同じ。」であつた期間の」に、「第六十四條」を「第四十五條」に改め、同項第三号中「及び第三十一條第一項」を削り、同項第五号中「国民健康保険組合等に勤務していた者」を「旧国民健康保険法に規定する国民健康保険組合又は国民健康保険を行う社團法人（以下この号において「国民健康保険組合

等」という。）に勤務していた者」に改め、同条第二項中「新法第七十八條第一項、前二条又は前項の規定に該当しない更新組合員」を「組合員期間が二十年未満の更新組合員（前二条又は前項の規定の適用を受ける者を除く。）に、「新法第七十八條第一項の規定に該当しない者に限る」を「組合員期間が二十年未満である者に限る」に、「その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「その者は、新法第七十八條、新法第九十九條第一項第四号及び新法附則第十九條の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六條第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす」に改め、同条第三項中「新法第七十八條第一項、前二条又は前二項の規定に該当しない更新組合員」を「組合員期間が二十五年未満の更新組合員（前二条又は前二項の規定の適用を受ける者を除く。）に、「新法第七十八條第一項の規定に該当しない者に限る」を「組合員期間が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六條第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす」に改め、

同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「前二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前三項の規定の適用を受ける者に係る退職共済年金又は遺族共済年金については、第八條第四項の規定を準用する。

第二章第二節第二款から第三款の二までを削る。

第二章第二節第四款の款名を削る。

第二十條の前の見出し中「通算退職年金」を「退職共済年金」に改め、同条第一項の表以外の部分を次のように改める。

次の表の上欄に掲げる者である組合員で、その者の組合員期間等（明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては昭和三十六年四月一日以前の通算対象期間（旧通算年金通則法に規定する通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）と同日以後の通算対象期間とを合算した期間とし、明治四十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者にあつては昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間）がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、新法第七十八條、新法第九十九條第一項第四号及び新法附則第十九條の規定の適用については、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

第九十九條第一項第四号及び新法附則第十九條の規定の適用については、組合員期間等が二十五年以上である者である」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十一條とする。

第二十一條各号列記以外の部分中「前条第三項」を「前条第二項」に改め、同条第一号中「措置した退職年金条例」の下に「（三十七年法による改正前の旧通算年金通則法附則第六條第五項の規定に基づく措置をした退職年金条例をいう。）を加え、前条第三項第一号」を「前条第二項第一号」に改め、同条第二号中「措置した共済年金通則法附則第六條第五項の規定に基づく措置をした共済年金条例をいう。」を加え、前条第三項第一号を「前条第二項第一号」に改め、同条を第十二條とし、第二章第二節中同条の次に次の二款を加える。

第二款 退職共済年金の額に関する経過措置

（共済控除期間等の期間を有する更新組合員等に係る退職共済年金の額の特例）

第十三條 組合員期間のうち共済控除期間及び第七條第一項第三号から第五号までの期間（以下この条において「共済控除期間等の期間」という。）を有する更新組合員に対する退職共済年金の額は、当該退職共済年金の額から次の各号に掲げる者（組合員期間が二十年以上である者に限る。）の区分に応じ、当該各号に掲げる額を控除した額とする。

一 組合員期間が三十五年以下の者 退職共済年金の額（新法第八十條第一項（新法附則第二十條第二項又は新法附則第二十六條第

八十二條の規定の適用については、同条第二項第二号に該当する）を「新法第七十八條、新法

六項において準用する場合を含む。)に規定する加給年金額を除き、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち、組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を加えた額)を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に共済控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

二 共済控除期間等の期間以外の組合員期間が三十五年を超える者 退職共済年金の額(新法附則第八十条第一項新法附則第二十条第二項又は新法附則第二十六條第六項において準用する場合を含む。)に規定する加給年金額を除き、六十五歳に達するまでは、新法附則第二十条第一項第一号の規定により算定した額又は同号に規定する金額に係る新法附則第二十六條第五項の規定による減額後の額を除く。)を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に共済控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

三 組合員期間が三十五年を超え、かつ、共済控除期間等の期間以外の組合員期間が三十五年以下の者 次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ 共済控除期間等の期間のうち三十五年から共済控除期間等の期間以外の組合員期間を控除した期間に相当する期間については、第一号の規定の例により算定した額

ロ 共済控除期間等の期間のうちイに規定する期間以外の期間については、第二号の規定の例により算定した額

2 前項の規定を適用して算定された新法附則第十九条又は新法附則第二十六條の規定による退職共済年金の額のうち、新法附則第二十条第一項第一号に掲げる金額又は同号に規定する金額に係る新法附則第二十六條第五項の規定による減額後の金額に相当する額が、組合員期間を二百四十月であるものとして算定した新法附則第二十条第一項第一号に掲げる金額又は同号に規定する金額に係る新法附則第二十六條第五項の規定による減額後の金額より少ないときは、当該金額をもつて当該相当する額とする。

(退職給与金又は共済法の退職一時金の返還)第十四条 退職給与金(当該退職給与金の基礎となつた年金条例職員の期間が第七條第一項第一号の期間に該当するものに限る。)の支給を受けた年金条例職員であつた更新組合員が、退職共済年金を受ける権利を有することとなつたときは、当該退職給与金の額を基礎として政令で定めるところにより算定した金額を当該退職共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、退職給与金を支給した地方公共団体に返還しなければならない。この場合においては、新法附則第二十八條の二第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

2 共済条例の退職一時金(当該共済条例の退職一時金の基礎となつた旧長期組合員期間が

第七條第一項第二号の期間に該当するものに限る。)の支給を受けた旧長期組合員であつた更新組合員が、退職共済年金を受ける権利を有することとなつたときは、当該共済条例の退職一時金の額を基礎として政令で定めるところにより算定した金額を当該退職共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、共済条例の退職一時金を支給した地方公共団体に返還しなければならない。この場合においては、新法附則第二十八條の二第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

3 旧市町村共済法の退職一時金(当該旧市町村共済法の退職一時金の基礎となつた期間が第七條第一項第二号の期間に該当するものに限る。)の支給を受けた更新組合員が退職共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には、新法附則第二十八條の二の規定を準用する。

(退職料又は共済法の退職年金を受けた期間を有する更新組合員に関する経過措置)第十五条 退職料(第五条第二項第三号の申出をしなかつた場合における退職料を除く。以下この条において同じ。)又は共済法の退職年金(第六条第二項ただし書の申出をした場合における共済法の退職年金を除く。以下この条において同じ。)を受けていた第七條第一項第一号の期間又は同項第二号の期間を有する更新組合員であつた者に退職共済年金を支給するときは、当該第七條第一項第一号の期間又は同項第二号の期間(退職料を受けていた

同号の期間を除く。)に係る退職料又は共済法の退職年金の額(既に控除を受けた額があるときは、その額を控除した額とし、第二十四条及び第二十九条において「退職料等受給額」という。)に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第三款 退職共済年金の支給開始年齢

年齢に関する経過措置

(年金条例職員期間又は旧長期組合員期間を有する者の退職共済年金の支給開始年齢の特例)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する更新組合員(組合員期間が二十年以上である者に限る。)が六十歳に達する前に退職した場合における新法附則第十九條第一項の規定の適用については、同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」とし、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」とする。

一 第七條第一項第一号の期間に該当する期間が退職料の最短期間(年金の年数の七十分の五に相当する年数以上であるもの)

二 第七條第一項第二号の期間に該当する期間が共済法の退職年金の最短期間(年金の年数の二十分の六に相当する年数以上であるもの)

(年金条例職員期間又は旧長期組合員期間を有する者の退職共済年金の額の支給停止)

第十七条 前条に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものは、その者が六十歳(新法附則第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定に規定する者であるときは、それぞれ新法附則別表第一、新法附則別表第二又は新法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる年齢。以下この条において同じ。)未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。

第十八条 第十六条第一号に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものの額のうち、当該年金の額(新法附則第二十条において準用する新法第八十条第一項の規定による加給年金額を除く。)に第七条第一項第一号の期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、前条の規定にかかわらず、当該金額から当該金額を退職料の額とみなした場合に恩給法第五十八条ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額を控除した金額に相当する金額を支給する。

第十九条 第十六条第二号に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものの額のうち、当該年金の額(新法附則第二十条において準用する新法第八十条第一項の規定による加給年金額を除く。)に第七条第一項第二号の期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額に

ついては、第十七条の規定にかかわらず、旧市町村共済法に係るものにあつては五十歳に達した日以後当該金額を支給し、共済条例に係るものにあつては同法第四十一条第一項ただし書の規定に相当する共済条例の規定の例により当該規定に定める年齢に達した日以後当該金額を支給する。

第二十二條及び第二節第五款を削る。
第二章第三節の節名及び同節第一款の款名中「障害給付」を「障害共済年金」に改める。

第二十五條の見出し中「公務による障害年金」を「公務等による障害共済年金」に改め、同条中「新法第四章第三節第三款中公務による障害年金」を「新法第八十四条から第九十五条までの規定中公務等による障害共済年金」に、「公務傷病」を「公務による傷病」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(公務等によらない障害共済年金に関する特例)

第二十一條 第七條第一項各号に掲げる期間で施行日まで引き続いていゝるものは、組合員であつた期間とみなして新法第八十四条から第九十五条までの規定中公務等によらない障害共済年金に関する部分の規定を適用する。

第二十六條を削る。

第二章第三節第二款の款名中「障害給付」を「障害共済年金」に改める。

第二十七條から第三十一條までを削る。

第三十二條中「障害年金」を「障害共済年金」に、「すでに」を「既に」に改め、同条を第二十四条とし、第二章第三節第二款同条の前に次の二条を加える。

(共済控除期間等の期間を有する更新組合員に係る障害共済年金の特例)

第二十二條 組合員期間が二十五年以上であり、かつ、共済控除期間及び第七條第一項第三号から第五号までの期間(以下この条において「共済控除期間等の期間」という。)を有する者に対する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の額から、その額(新法第八十八条第一項に規定する加給年金額を除き、国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額)を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に共済控除期間等の期間の月数(その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数)を乗じて得た額を控除した額とする。

(退職給付金又は共済法の退職一時金の返還)

第二十三條 第十四條の規定は、同条に規定する更新組合員が障害共済年金を受ける権利を有することとなつた場合について準用する。

第二十三條を削る。

第二章第四節の節名及び同節第一款の款名を次のように改める。

第四節 遺族共済年金に関する経過措置等

第一款 遺族共済年金の受給資格に關する経過措置等

第三十四條の見出し中「遺族年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「新法第四章第三節第四款中第九十三條第一号の規定による遺族年金」を「新法第九十九條から第九十九條の八までの

規定中公務等による遺族共済年金」に、「公務傷病」を「公務による傷病」に改め、同条を第二十五条とする。

第三十五條及び第三十六條を削る。

第三十七條中「新法」を「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号。以下「昭和六十年改正法」という。))による改正前の新法」に、「を適用する」を「の例による」に改め、同条を第二十六條とする。

第二章第四節第二款の款名中「遺族年金」を「遺族共済年金」に改める。

第三十八條から第四十二條の二までを削る。

第四十三條中「遺族年金」を「遺族共済年金」に、「第三十二條」を「第二十四條」に、「すでに」を「既に」に改め、同条を第二十九條とし、第二章第四節第二款同条の前に次の二条を加える。

(共済控除期間等の期間を有する更新組合員に係る遺族共済年金の特例)

第二十七條 組合員期間が二十五年以上であり、かつ、共済控除期間及び第七條第一項第三号から第五号までの期間(以下この条において「共済控除期間等の期間」という。)を有するもの遺族に係る遺族共済年金の額は、当該遺族共済年金の額から、その額(新法第九十九條の三の規定により加算される金額を除き、国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額を加えた額)を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に共済控除期間等の期間の月数(その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超える)と

きは、その控除した月数)を乗じて得た額を控除した額とする。

(退職給与金又は共済法の退職一時金の返還)

第二十八條 第十四條第一項又は第二項に規定する更新組合員の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつたときは、同条第一項又は第二項に規定する政令で定めるところにより算定した金額に相当する金額(同条第一項又は第二項の規定又はこれらの規定において準用する新法附則第二十八條の二第三項の規定により既に返還された金額を除く。)を当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内、一時に又は分割して、退職給与金又は共済条例の退職一時金を支給した地方公共団体に返還しなければならない。この場合においては、新法附則第二十八條の二第二項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

2 第十四條第三項に規定する更新組合員の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には、新法附則第二十八條の三の規定を準用する。

第四十四條及び第二章第四節第三款を削る。

第四十七條及び第四十八條を削る。

第四十九條第二項及び第三項を削り、同条を第三十條とする。

第五十條から第五十二條までを削る。

第五十三條第一項中「適用しないものとする」を「適用しないものとし、その者がその時まで支給を受けた退職共済年金は、返還することを要しないものとする」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第三十二條とし、同条

の前に次の一條を加える。

(退職後に増加退職料を受けなくなつた者の特例)

第三十一條 増加退職料を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に当該増加退職料を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日において増加退職料を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。この場合において、その者がその時まで支給を受けた退職共済年金は、返還することを要しないものとする。

第五十四條を第三十三條とする。

第五十四條の二中「第二條第四項」を「第二條第三項」に改め、同条を第三十四條とする。

第五十四條の三第一項中「及びこの法律」を「並びに新法及びこの法律」に、「退職年金若しくは遺族年金を」を「退職共済年金若しくは遺族共済年金」に、「退職年金、減額退職年金、障害年金若しくは遺族年金」を「退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第三十五條とする。

第五十五條第一項中「第五條第二項(第三号を除く。及び第三項、第五條の二、第六條第二項本文及び第四項)を」第五條第三項及び第五項、第五條の二、第六條第四項及び第六項に、「第八條第二項及び第三項、第九條第二項、第十條(この項第一号に掲げる者に限る。)、第十一條から第十九條第一項まで、第十九條の二、第十九

條の三、第二十三條、第二十七條から第二十九條の二まで、第三十一條から第三十三條まで、第三十六條、第三十八條から第四十四條まで、第四十七條(この項第二号に掲げる者に限る。並びに第四十九條から前条まで)を、第八條第二項から第四項まで、第九條第二項及び第三項、第十條(この項第一号に掲げる者に限る。)、第十三條から第十九條まで、第二十二條から第二十四條まで並びに第二十七條から前条まで」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、第五條の二、第三十條及び第三十三條第一項中「施行日」とあるのは「第三十六條第一項各号に掲げる組合員となつた日」と、第七條第一項各号列記以外の部分中「施行日前の次の期間」とあるのは「第三十六條第一項各号に掲げる組合員となつた日」の間の期間(当該組合員となつた日の属する月を除く。と読み替え、前項第二号に掲げる者については、更に、第五條第五項中「第二項第三号の申出をしなかつた者」とあるのは「退職料を受ける権利を有する者で、第三十六條第一項第二号に掲げる組合員となつたもの」と、「同項第三号に規定する退職料」とあるのは「当該退職料」と読み替えるものとする。

第五十五條第三項中「及び次条から第五十六條の三まで」及び「新法第八十條その他の」を削り、同条を第三十六條とする。

第五十六條から第五十六條の三までを削る。

第五十七條第三項から第八項までを削り、同条を第三十七條とし、第五十七條の二を第三十八條とする。

第五十八條中「第五十七條第一項」を「第三十七條第一項」に、「第五十五條第一項」を「前条第一項」に改め、同条を第三十九條とする。

第五十九條第二項を削り、同条第三項中「第八十八條第一項及び第二項」を「第八十九條に、「第八十八條第一項中「別表第三」とあるのは、「国の旧法別表第二」を「第八十九條第一項中「後における障害等級に該当する」とあるのは、「後における該当する国の旧法別表第二の上欄に掲げる」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 国の旧法等の規定により退職一時金(当該退職一時金の基礎となつた期間が第七條第一項第二号の期間に該当するものに限る。)の支給を受けた更新組合員が退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には新法附則第二十八條の二の規定を受ける権利を有することとなつた場合には新法附則第二十八條の三の規定を、それぞれ準用する。

第五十九條第四項を削り、同条を第四十條とする。

第六十條中「第五十五條第一項」を「第三十六條第一項」に改め、同条を第四十一條とする。

第六十一條中「第二十五條、第三十四條及び第三十五條」を「第二十條及び第二十五條」に改め、同条を第四十二條とする。

第六十二條中「第四十一條第一項各号」を「第二十二條第一項各号」に、「第二十二條第二項」を「第六條第三項中「旧市町村共済法附則第十五項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当す

る共済条例」とあるのは「国の施行法第六条第二項（国の施行法第二十二條第一項又は第二十三條第一項において準用する場合を含む。）と」「第十一條第一項第五号、第十二條第一項第一号並びに第二十七條第一項第五号」を「及び第十四條第一項の規定に、「第四十一條第一項第二号」を「第二十二條第一項第二号」に改め、「第六條第三項中「旧市町村共済法附則第十五項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相當する共済条例」とあるのは「国の施行法第六條第二項（国の施行法第四十一條第一項又は第四十二條第一項において準用する場合を含む。）と」を削り、「第八條第一項及び第二項、第十四條並びに第二十三條第一項第三号」を「並びに第八條第一項及び第二項」に、「第二十六條及び第三十條第一項」を「第二十一條」に改め、同条を第四十三條とする。

第六十三條第一項中「國の新法の」を「昭和六十年改正前の國の新法の」に、「國の新法第七十七條第一項（國の新法）を「昭和六十年國の改正法による改正前の國の新法第七十七條第一項（昭和六十年國の改正法による改正前の國の新法）に改め、「新法第七十九條第一項新法第八十一條第三項において準用する場合を含む。」の規定にかかわらず」を削り、同條第四項中「國の新法の」を「昭和六十年改正前の國の新法の」に、「國の新法第八十五條」を「昭和六十年國の改正法による改正前の國の新法第八十五條」に改め、「新法第九十條第一項の規定にかかわらず」を削り、同條第六項各号列記以外の部分中「第三十二條又は第四十三條」を「第二十四條又は第二十九條」に、「退職年金若しくは減額退職年金若

しくは障害年金又は遺族年金」を「退職共済年金若しくは障害共済年金又は遺族共済年金」に改め、同項第一号中「国の新法」を「昭和六十年改め、正前の国の新法」に改め、同条第八項を削り、同条を第四十四条とする。

第六十四条第一項中「第三百三十八條において同じ。」を削り、同条第二項を次のように改め、同条を第四十五條とする。

2 前項に規定する更新組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち職員でなかつた期間に係る第十三条、第二十二條及び第二十七條の規定の適用については、これらの規定中「共済控除期間」とあるのは、「共済控除期間（第四十五條第一項の規定により同項に規定する控除期間で第七條第二項第三号又は第四号の期間に該当するものであつたものとみなされる期間を除く。）」とする。

第六十五條を第四十六條とする。

第六十六條第三項中「及び次項」を削り、同條第四項を削り、同條を第四十七條とする。

第六十七条の見出し中「退職年金」を「退職共済年金」に改め、同条第一項中「が退職した場合において、その者を割り、」その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害年金を支給しない」を「その者は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす」に改め、同条第

二項中（前項の規定の適用により退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く。）が退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「（前項の規定の適用を受ける者を除く。）は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定の適用を受ける者に対する新法附則第二十五条第一項及び第二項並びに第七條第二項、第十三條及び第八十三條第三項の規定の適用については、その者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新法第七十九條第一項第二号及び新法附則第二十条第一項第三号の規定の適用についてはその者は新法第七十九條第一項第二号イ又は新法附則第二十条第一項第三号イに掲げる者に該当するものと、新法第八十條第一項（新法附則第二十条第二項及び新法附則第二十六條第六項において準用する場合を含む。）及び新法附則第二十三条の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものと、新法第二百一条第一項及び新法附則第二十四条第一項の規定の適用についてはその者は地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者であるものと

と、第四十九条の規定の適用についてはその
者は組合員期間が二十年以上であり、かつ、
地方公共団体の長であつた期間が十二年以上
である者であるものとみなし、その者に係る
遺族共済年金の額を算定する場合には、新法
第九十九条の二第一項第二号ロの規定の適用
についてはその者は同号ロ①に掲げる者に該
当するものと、新法第九十九条の三の規定の
適用についてはその者は組合員期間が二十年
以上である者であるものと、新法第百四条第
一項の規定の適用についてはその者は地方公
共団体の長であつた期間が十二年以上である
者であるものとみなし、その者が新法第八十
一条第四項に規定する配偶者である場合にお
ける同項の規定の適用については、その者に
係る退職共済年金はその額の算定の基礎とな
る組合員期間が二十年以上であるものである
ものとみなす。

第六十七条第四項を削り、同条を第四十八条とし、同条の次に次の三条を加える。

(地方公共団体の長の退職共済年金の支給開始年齢に関する特例)

第四十九條 第七條第一項第一号の期間のうち、第四十七條の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間が知事等としての退職料の最短期間（最短年限の年数の十二分の四に相当する年月数以上である更新組合員（組合員期間が二十年以上であり、かつ、当該組合員期間のうち地方公共団体の長である期間が十二年以上である者に限る。）が六十歳に達する前に退職した場合における新法附

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

六四六

則第十九条第一項の規定の適用については、同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」とする。

第五十条 前条に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものは、その者が六十歳(新法附則第二十五条第一項又は第二項の規定に規定する者であるときは、それぞれ新法附則別表第一又は新法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる年齢。以下この条において同じ。)未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。

第五十一条 第四十九条に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものの額のうち、当該年金の額(新法附則第二十条において準用する新法第八十条第一項の規定による加給年金額を除く。)に第七条第一項第一号の期間(第四十七条の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間に限る。)の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、前条の規定にかかわらず、当該金額から当該金額を知事等としての退職料の額とみなした場合に恩給法第五十八条ノ三第一

項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額を控除した金額に相当する金額を支給する。
第六十八条から第八十五条までを削る。
第八十六条前段中「第六十六条」を「第四十七条」に改め、同条後段を次のように改め、同条を第五十二条とする。

この場合において、第四十七条第三項中「施行日」とあるのは、「第五十二条に規定する組合員となつた日」と読み替へるものとする。
第八十六条の二及び第八十六条の三を削り、第八十七条を第五十三条とする。

第八十八条第一項中「第五十七条第二項」を「第三十七條第二項」に改め、同条第三項中「第五十五条の二」を「第五十八条」に改め、同条を第五十四条とする。

第八十九条の見出し中「退職年金」を「退職共済年金」に改め、同条第一項中「新法附則第二十条第一項第二号イからホまで」を「新法附則第二十条第一項第二号イからホまで」に改め、「その者が退職した場合において、その者を削り、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「その者は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす」に改め、同条第二項中「前項の規定の適用により退職年金を受ける権利を有することとなる者

を除く。」が退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「(前項の規定の適用を受ける者を除く。)は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定の適用を受ける者に対する新法附則第二十五条第一項及び第二項並びに第七条第二項、第十三条、次条及び第八十三条第三項の規定の適用については、その者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新法第七十九条第一項第二号及び新法附則第二十条第一項第三号の規定の適用についてはその者は新法第七十九条第一項第二号イ又は新法附則第二十条第一項第三号イに掲げる者に該当するものと、新法第八十条第一項(新法附則第二十条第二項及び新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。)及び新法附則第二十三条の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものと、新法附則第二十条第一項第一号の規定の適用については組合員期間の月数が二百四十月であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新法第九十九条の二第一項第

二号ロの規定の適用についてはその者は同号ロ口に掲げる者に該当するものと、新法第九十九条の三の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が新法第八十一条第四項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす。

第八十九条第四項を削り、同条を第五十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

(警察職員の退職共済年金の支給開始年齢に関する特例)

第五十六条 第七條第一項第一号の期間のうち、第五十四条の規定により警察職員であつた期間に算入された期間が四年以上である更新組合員(組合員期間が二十年以上である者に限る。)が六十歳に達する前に退職した場合における新法附則第十九条第一項の規定の適用については、同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」とする。

第五十七条 前条に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものは、その者が六十歳(新法附則第二十五条第三項の規定に規定する者であるときは、新法附則別表第三の上欄に掲げる者の

場合に恩給法第五十八条ノ三第一項の規定に

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

六四八

こととなる金額に相当する金額を控除した金額に相当する金額を支給する。

第百十一條から第百二十條の二までを削る。
第百二十一條中「第百九條」を「第六十一條」に改め、同条後段を削り、同条を第六十六條とする。

第百二十一條の二及び第百二十一條の三を削る。

第七章第四節、第八章及び第九章を削る。

第百三十條を第六十七條とする。

第百三十條の二第一項中「第百三十二條の十第一項第四号」を「第八十一條第一項第四号」に、「第六十四條第一項」を「第四十五條第一項」に、「第百三十二條の十二第一項第一号」を「第八十三條第一項第一号」に、「第百三十二條の十二第一項第三号」を「第八十三條第一項第三号」に、「第百三十二條の十第二項第三号」を「第八十一條第一項第三号」に、「第百四十四條の三第四項」に規定する団体組合員期間を「第百四十四條の三第一項に規定する団体職員である期間に係る組合員期間」に改め、同条第二項中「第十一章の三」を「第十一章」に、「第百四十四條の三第四項」に規定する団体組合員期間を「第百四十四條の三第一項に規定する団体職員である期間に係る組合員期間」に改め、同条を第六十八條とし、第百三十條の三を第六十九條とする。

第百三十一條第一項中「第百二十五條から第百二十九條まで及び」を削り、同条第二項中「第五十五條第一項」を「第三十六條第一項」に改め、同項第三号中「に基づき戦地勤務」の下に「(法律第百五十五号附則第四十一條の二第一項に規定する戦地勤務をいう。以下この号において同じ。)」を加え、同条を第七十條とする。

第百三十一條の二第二項中「第五十一條の十一第二号」を「第四十條第二号」に、「いい、政令で定める者を除く」を「いう」に改め、同条第二項中「第九章の四」を「第十章」に改め、同条を第七十一條とし、第百三十二條を第七十二條とする。

第十一章を第九章とする。
第百三十二條の二を第七十三條とする。
第百三十二條の三第二項中「による通算退職年金」を「による退職共済年金又は昭和六十年改正法による改正前の新法の規定による通算退職年金」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第七十四條とする。

3 復帰更新組合員であつた者に係る年金である給付の額の改定に関する法令の制定又は改正が行われた場合においては、前二項の規定により第一項の組合が支給すべき年金である給付の額を改定するものとし、その改定については、政令で特別の定めをするものを除き、当該法令の改正規定の例による。

第百三十二條の四を第七十五條とし、第百三十二條の五を第七十六條とし、第百三十二條の六を第七十七條とし、第百三十二條の七を第七十八條とする。

第百三十二條の八中「第六十六條から第八十五條まで又は第八十八條から第百五條の二まで」を「第四十七條から第四十九條まで及び第五十一條又は第五十四條から第五十六條まで及び第五十八條」に改め、同条を第七十九條とする。

第百三十二條の九中「退職年金の受給資格及び退職年金の額」を「退職共済年金の受給資格」に改め、同条を第八十條とする。
第十一章の二を第十章とする。
第百三十二條の十第一項第一号中「又は新法第百四十四條の四第一項」を「又は第三項」に改め、同項第二号中「業務傷病又は業務による障害年金若しくは業務によらない障害年金を業務等による障害共済年金又は業務等によらない障害共済年金」に、「第八十六條第一項第一号又は同条第二項」を「第八十七條第二項又は新法第九十條第二項」に、「同項第三号中」第百三十二條の三十九條第二項を「第九十二條第二項」に改め、同項第五号及び第六号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 旧団体共済組合員等であつた団体組合員に対し新法の長期給付に関する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、この章に定めるところによる。
第百三十二條の十第三項及び第四項を削り、同条を第八十一條とし、第百三十二條の十一を第八十二條とする。
第百三十二條の十二第一項中「団体組合員期間(新法第百四十四條の三第四項に規定する団体組合員期間をいう。以下この章において同じ。)」を「新法第四十條第一項に規定する組合員期間」に改め、同条第三項中「団体更新組合員に係る新法第八十二條の規定による通算退職年金の基礎となるべき団体組合員期間又は新法第八十三條の規定による脱退一時金」を「団体更新組合員(組合員期間が二十年以上である者を除く。又はその遺族に係る退職共済年金又は遺族共済年金に)」を「団体組合員期間」を「組合員期間」に、「当該通算退職年金」を「当該退職共済年金又は遺族共済年金」に、「団体組合員期間」を「組合員期間」に改め、同条を第八十三條とし、同条の次に次の一項を加える。
(団体共済控除期間を有する者に係る退職共済年金等の額の特例)

第百三十二條の十三から第百三十二條の二十二までを削る。

第百三十二條の二十三の見出し中「業務による障害年金」を「業務等による障害共済年金」に改め、同条中「第八十六條から第九十二條の三まで」を「第八十四條から第九十五條まで」に、「業務による障害年金」を「業務等による障害共済年金」に、「業務傷病」を「業務による傷病」に改め、同条を第八十五條とし、同条の次に次の一項を加える。
(業務等によらない障害共済年金の受給資格に係る団体職員期間)

第百三十二條の二十三の見出し中「業務による障害年金」を「業務等による障害共済年金」に改め、同条中「第八十六條から第九十二條の三まで」を「第八十四條から第九十五條まで」に、「業務による障害年金」を「業務等による障害共済年金」に、「業務傷病」を「業務による傷病」に改め、同条を第八十五條とし、同条の次に次の一項を加える。
(業務等によらない障害共済年金の受給資格に係る団体職員期間)

共済年金に、「団体組合員期間」を「組合員期間」に、「当該通算退職年金」を「当該退職共済年金又は遺族共済年金」に、「団体組合員期間」を「組合員期間」に改め、同条を第八十三條とし、同条の次に次の一項を加える。
(団体共済控除期間を有する者に係る退職共済年金等の額の特例)

第百三十二條の十三から第百三十二條の二十二までを削る。
第百三十二條の二十三の見出し中「業務による障害年金」を「業務等による障害共済年金」に改め、同条中「第八十六條から第九十二條の三まで」を「第八十四條から第九十五條まで」に、「業務による障害年金」を「業務等による障害共済年金」に、「業務傷病」を「業務による傷病」に改め、同条を第八十五條とし、同条の次に次の一項を加える。
(業務等によらない障害共済年金の受給資格に係る団体職員期間)

第百三十二條の二十三の見出し中「業務による障害年金」を「業務等による障害共済年金」に改め、同条中「第八十六條から第九十二條の三まで」を「第八十四條から第九十五條まで」に、「業務による障害年金」を「業務等による障害共済年金」に、「業務傷病」を「業務による傷病」に改め、同条を第八十五條とし、同条の次に次の一項を加える。
(業務等によらない障害共済年金の受給資格に係る団体職員期間)

第百三十二條の二十三の見出し中「業務による障害年金」を「業務等による障害共済年金」に改め、同条中「第八十六條から第九十二條の三まで」を「第八十四條から第九十五條まで」に、「業務による障害年金」を「業務等による障害共済年金」に、「業務傷病」を「業務による傷病」に改め、同条を第八十五條とし、同条の次に次の一項を加える。
(業務等によらない障害共済年金の受給資格に係る団体職員期間)

する。

第百三十二条の二十四から第百三十二条の二十六までを削る。

第百三十二条の二十七の見出し中「遺族年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「第九十三条から第九十九条まで」を「第九十九条から第九十九条の八まで」に、「第九十三条第一号の規定による遺族年金」を「第九十九条の二第二項に規定する業務等による遺族共済年金」に、「業務傷病」を「業務による傷病」に改め、同条を第八十七条とする。

第百三十二条の二十八から第百三十二条の三十二までを削る。

第百三十二条の三十三中「新法第七十八条」を「昭和六十年改正法による改正前の新法第七十八条」に、「第八十条」を「昭和六十年改正法による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第八十条」に、「新法第八十六条」を「昭和六十年改正法による改正前の新法第八十六条」に、「第二十六条第二項」を「昭和六十年改正法による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十六条第二項」に、「第百三十二条の十二第一項第二号イ及びハ」を「第八十三条第一項第二号イ及びハ」に改め、同条を第八十八条とする。

第百三十二条の三十四各号列記以外の部分を次のように改め、同条を第八十九条とする。

第八十三条、第八十四条及び前条の規定は、次に掲げる者について準用する。

第百三十二条の三十五及び第百三十二条の三十六を削る。

第百三十二条の三十七第一項中「第百三十二

条の十二第一項第一号」を「第八十三条第一項第一号」に、「団体組合員期間」を「組合員期間」に改め、同条第二項中「第百三十二条の十二第一項第二号イ又はハ」を「第八十三条第一項第二号イ又はハ」に、「団体組合員期間」を「組合員期間」に改め、同条を第九十条とする。

第百三十二条の三十八中「団体組合員期間」を「組合員期間」に改め、同条を第九十一条とする。

第百三十二条の三十九第一項中「給付は」を「給付については」に改め、同条第二項中「支給すべきこととなる」の下に「退職共済年金(昭和五十七年四月一日前の旧団体共済組合員であつた期間(昭和五十六年法律第七十三号による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第四十三条の二及び第百四十三条の二十三の規定により算入された期間を含む。))のみを当該退職共済年金の算定の基礎期間とするものに限る。」を、「(特例死亡一時金又は)」の下に「昭和六十年改正法による改正前の」を、「規定があるもののはかの下に」に、「新法」を加え、同条第三項を削り、同条を第九十二条とする。

第百三十二条の四十第一項中「新法」を「新法」に、「前条第一項」を「前条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「業務による障害年金又は業務に係る」を「業務に係る障害年金又は」に、「第百四十四条の十第三項第一号及び第四項第一号」を「第百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた第百三十三条第二項第二号」に改め、同条第三項中「業務による障害年金又は業務に係る」を「業務に係る障害年金又は」に改め、同条を第九十三条とする。

第十一章の三を第十一章とする。

第百三十三条第一項中「この法律に基づく」を「この法律による」に改め、同条を第九十四条とする。

第百三十四条を削る。

第百三十五条中「(これらの規定を第五十五条第一項において準用する場合を含む。)」を削り、同条を第九十五条とする。

第百三十六条第一項中「第八章」を「第七章」に、「第十一章及び第十一章の二」を「第九章及び第十章」に改め、同条第二項中「第七章まで、第十章及び第十一章の二」を「第八章まで及び第十章」に改め、同条第三項中「第五十五条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条を第九十六条とする。

第百三十六条の二第一項中「第百三十二条の三十九及び第百三十二条の四十」を「第九十二条及び第九十三条」に、「第百三十二条の十第一項第四号」を「第八十一条第一項第四号」に改め、同条を第九十七条とする。

第百三十六条の三第一項中「第百三十六条第一項及び第二項」を「第九十六条第一項及び第二項」に改め、同条を第九十八条とする。

第百三十七条及び第百三十八条を削る。

第百三十九条を第九十九条とし、第百四十条を第百条とし、第百四十一条を第百一条とし、第百四十二条を第百二条とし、第百四十二条の二を第百三条とし、第百四十二条の三を第百四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(互助年金等の額の改定)
第百五条 共済会の行う年金である給付の額の改定に関する法令の制定又は改正が行われた場合においては、第百三条及び前条第一項又は

は第四項の規定により共済会が支給すべき互助年金及び共済給付金の額を改定するものとす、その改定については、この法律に別段の定めをするものを除き、当該法令の改正規定の例による。

第百四十三条及び第十四章を削る。

附則第五項を削る。

別表第一から別表第六までを削る。

附 則

(用語の定義)
第二条 この条から附則第百二十五条(第七号に掲げる用語にあつては、附則第百二十条)までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新共済法 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法をいう。
二 旧共済法 第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
三 新施行法 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。
四 旧施行法 第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。

五 給料、平均給料月額、地方公共団体の長、団体職員若しくは団体組合員又は警察職員それぞれ新共済法第二条第一項第五号、第四十四條第二項、第百条、第百四十四条の三第一項若しくは第三項又は附則第二十八条の四第一項に規定する給料、平均給料月額、地方公共団体の長、団体職員若しくは団体組合員又は警察職員をいう。

昭和六十一年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

六五〇

- 六 団体組合員期間 旧共済法第四百四十四条の三第四項に規定する団体組合員期間をいう。
- 七 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金 それぞれ旧共済法(第十一章を除く。以下この号において同じ。)の規定による退職年金(旧施行法の規定により旧共済法の規定による退職年金とみなされたものを含む。)、減額退職年金、通算退職年金、障害年金(旧施行法の規定により旧共済法の規定による障害年金とみなされたものを含む。)、遺族年金(旧施行法の規定により旧共済法の規定による遺族年金とみなされたものを含む。又は通算遺族年金をいう。
- 八 物価指数 総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。
- 九 退職共済年金、障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金 それぞれ新共済法の規定による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金をいう。
- 十 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金 それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第○三十四号。以下「国民年金等改正法」という。)第一条の規定による改正後の国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号。以下附則第二百二十五条までにおいて「新国民年金法」という。)の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

(退職共済年金の支給要件の特例の適用を受ける者に対する退職共済年金の支給に関する特例等)

第十四条 前条第二項の規定の適用を受ける者(組合員期間等が二十五年未満であるものたる者らば同項の規定の適用を受けることとなる者を含む。に)に対する新共済法附則第二十五条第一項及び第二項並びに附則第二十六条第一項、第二項及び第二十二項の規定並びに新施行法第七條第二項、第十三条及び第四十九条(新施行法第五十二條において準用する場合を含む。の)規定の適用については、その者の組合員期間が二十年未満であるときは、その者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

2 前条第一項又は第二項の規定の適用を受ける者(組合員期間等が二十五年未満であるものたる者らば同項の規定の適用を受けることとなる者を含む。に)に係る退職共済年金の額を算定する場合においては、新共済法第七十九條第一項第二号及び附則第二十条第三号の規定の適用については、その者は新共済法第七十九條第一項第二号イ又は附則第二十条第三号イに掲げる者に該当するものと、新共済法第八十條第一項(新共済法附則第二十条第二項及び附則第二十六條第六項において準用する場合を含む。及び附則第二十三條の規定の適用については、○退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときはその者は当該組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合においては、新共済法第九十九條の二第一項第二号ロ

の規定の適用については、その者は同号ロ(1)に掲げる者に該当するものと、新共済法第九十九條の三の規定の適用については、○遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときはその者は当該組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が新共済法第八十一條第四項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす。

(退職年金又は減額退職年金の受給権者に対する退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の特例等)

第十九条 退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額を算定する場合においては、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。

2 退職年金 ○旧共済法附則第二十八條の五第一項の規定によるもの(以下「退職年金」という。))又は減額退職年金の受給権者(附則第十三條第一項又は第二項の規定、新共済法附則第十三條第一項又は第二項の規定により組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなされる者を除く。に)に係る退職共済年金の額を算定する場合においては、新共済法第七十九條第一項第二号及び附則第二十条第三号の規定の適用については、その者は新共済法第七十九條第一項第二号イ又は附則第二十条第三号イに掲げる者に該当するものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合においては、新共

済法第九十九條の二第一項第二号ロの規定の適用については、その者は同号ロ(1)に掲げる者に該当するものとみなす。

3 退職年金又は減額退職年金の受給権者に対する新共済法附則第二十条第一項第一号の規定の適用については、附則第十四條第二項の規定、新共済法附則第二十八條の四第二項の規定並びに新施行法第八條第四項(新施行法第九條第三項及び第十條第四項において準用する場合を含む。)(これらの規定を新施行法第三十六條において準用する場合を含む。)、第四十八條第三項(新施行法第五十二條において準用する場合を含む。)、第五十五條第三項(新施行法第五十九條において準用する場合を含む。及び第六十二條第三項(新施行法第六十六條において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、これらの規定の適用がないものとした場合における組合員期間の月数をもつて、同号に規定する組合員期間の月数とする。

4 退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額を算定する場合においては、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数が四百二十月以上であるときは、新共済法附則第二十条第一項第一号の規定及び附則第十六條の規定は適用しないものとし、当該組合員期間の月数が四百二十月未満であり、かつ、その月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数とを合算した月数が四百二十月を超えるときは、新共済法附則第二十条第一項第一号の規定並びに附則第十六條第一項第一号及び第五項の規定に規定する金額の算定については、四百

二十月から当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数を控除して得た月数をもつて、これらの規定に規定する金額の算定の基礎とする組合員期間の月数とする。

5 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金については、新共済法第八十条第一項(新共済法附則第二十条第二項及び附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、加給年金額は、加算しない。

(遺族共済年金の加算の特例)

第二十九条 新共済法第九十九条の三に規定する遺族共済年金の受給権者が六十五歳以上の妻であつて附則別表第五の上欄に掲げるものであるときは、当該遺族共済年金の額のうち新共済法第九十九条の二第二項第一号若しくは同項第二号又は同条第二項第一号に掲げる額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した金額とする。

一 新共済法第九十九条の三に規定する加算額(附則第十二条の規定又は新共済法第七十四条条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額)

2 新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(国民年金等改正法附則第九條又は新国民年金法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額)にそれぞれ附則別表第五の下欄に掲げる割合を乗じて得た額
新共済法第九十九条の三の規定によりその額

が加算された遺族共済年金を受ける妻^{○であつて附則別表第五の上欄に掲げるもの}が六十に五歳に達したときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして当該遺族共済年金の額を改定する。

3 新共済法第九十九条の六第一項の規定は、第一項の規定による加算額について準用する。

4 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

(船員組合員であつた期間に係る組合員期間の計算の特例等)

第三十五条 施行日前に^{の旧}船員組合員(旧共済法第三百三十五条に規定する船員組合員をいう。以下同じ。)であつた期間を有する者又はその遺族に対する新共済法及び新施行法の長期給付に関する規定並びに附則第十三条から附則第三十一条まで(附則第十六条第一項第二号イを除く。)の規定^{○以下この条において「新共済法」とは、新共済法の規定に準する規定をいう。}の適用については、附則第七條の規定にかかわらず、旧共済法第三百三十五条の規定により計算した^{当該旧}施行日前の船員組合員であつた期間(施行日前において組合員でない船員(国民年金等改正法第五條の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。))による船員保険の被保険者をいう。以下同じ。)であつた期間(旧共済法第三百三十八條の規定に該当した者の組合員でない船員

であつた期間を除く。)を有する者にあつては、当該組合員でない船員であつた期間を合算した期間)の月数に三分の四を乗じて得た期間の月数をもつて、当該^{○旧}船員組合員であつた期間に係る組合員期間の月数とする。ただし、新共済法第八十七條第二項に規定する公務等による障害共済年金及び新共済法第九十九条の二第二項に規定する公務等による遺族共済年金の額の算定については、この限りでない。

2 施行日以後昭和六十六年三月三十一日までの間の新船員組合員(新共済法第三百三十五条に規定する船員組合員をいう。以下この条において同じ。)であつた期間を有する者又はその遺族に対する新共済法の長期給付に関する規定の適用については、新共済法第四十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した当該新船員組合員であつた期間の月数に五分の六を乗じて得た期間の月数をもつて、当該新船員組合員であつた期間に係る組合員期間の月数とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

12 3 施行日前に^{の旧}船員組合員であつた期間を有する者^{○又はこれらの者の遺族}に対する新共済法第七十九条第一項第二号、第八十七條第一項第二号、第九十九条の二第一項第一号及び第二号並びに附則第二十条第一項第三号の規定の適用については、^{当該旧}前項の規定にかかわらず、旧共済法第七十九条第一項第三号の規定の適用については、^{前項の}規定により三分の四を乗じて得た期間の月数をもつて組合員期間の月数とすることとされる施行日前の船員組合員であつた期間は、これらの規定による額の算定の基礎となる組合員期間に該当しないものとみなす。

13 4 前^三二項の規定を適用して算定した障害共済年金又は遺族共済年金(新共済法第九十九条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金を除く。以下この項において同じ。)の額が、これらの規定を適用しないものとして算定した障害共済年金又は遺族共済年金の額より少ないときは、その額をもつて、^{施行日前に船員組合員であつた期間を有する者に係る障害共済年金又は遺族共済年金の額とする。}第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける旧船員組合員であつた期間又は新船員組合員であつた期間を有する者に係る障害共済年金又は遺族共済年金の額とする。

項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金を除く。以下この項において同じ。)の額が、これらの規定を適用しないものとして算定した障害共済年金又は遺族共済年金の額より少ないときは、その額をもつて、^{施行日前に船員組合員であつた期間を有する者に係る障害共済年金又は遺族共済年金の額とする。}第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける旧船員組合員であつた期間又は新船員組合員であつた期間を有する者に係る障害共済年金又は遺族共済年金の額とする。

14 5 前^三三項に定めるもののほか、施行日前に船員組合員であつた期間を有する者^{○又はこれらの者の遺族}に対する新共済法の長期給付に関する規定^{○等}の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金である給付の額の特例等)
第九十四条^{○旧}船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金である給付の額については、施行日以後、次に掲げる年金の額のうちその者又はその遺族が選択するいずれか一の年金の額とする。

一 組合員期間に係る旧共済法による年金である給付の附則第四十三条から附則第六十一条までの規定により算定した額

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員であつた者又はその遺族として受けるべき船員であつた期間に対する国民年金等改正法附則第八十七條の規定によりその例によることとされる旧船員保険法による年金である保険給付の額
前項の規定による選択は、施行日から六十日を経過する日以前に、組合に申し出ることによ

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

六五二

り行ふものとする。この場合において、同日までに申出がなかつたときは、前項各号に規定する年金のうち、その者が施行日の前日において受ける権利を有していた年金に相当するいずれか一の年金を選択したものとする。

3 前二項に定めるもののほか、○船員組合員であつた者が組合員でない船員であつた期間を有する場合における年金の額の特例その他の○船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金である給付に關し必要な事項は、政令で定める。

(一般職の職員の給与○等)に關する法律の一部改正

第百三十五条 一般職の職員の給与○等に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「第百十四条第二項」を「第百十四条第三項」に改める。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第百三十八条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第○三十四号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)第七條第一項の規定による確認を削り、同条第五号中「第百十三條の二第一項」の下に「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法

律第百五十二号)第百四十四條の二十四の二第二項」を加える。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百四十八条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第○三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定による廃止前の通算年金通則法(以下この条において「旧通則法」という。)は、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)第二条第一項第三号イに規定する旧市町村共済法の規定の例による通算退職年金又は旧通則法附則第五条の規定により同法第三条に定める公的年金各法とされた退職年金条例の規定による通算退職年金の支給については、なおその効力を有する。

3 前項に規定する通算退職年金に關し、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧通則法を適用する場合における同法の規定の技術的統替えその他必要な事項については、政令で定める。

附則第二条第四項を削る。

附則第五条第八号の二中「改正後の国家公務員等共済組合法」の下に「昭和三十三年法律第百二十八号」を加え、同条第八号の四ニ中「改正後の農林漁業団体職員共済組合法」の下に「昭和三十三年法律第九十九号」を加え、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 新地方公務員等共済組合法

附則第五条第八号の四を同条第八号の五とし、同条第八号の三ニ「改正後の私立学校教職員共済組合法」の下に「(昭和二十八年法律第二百四十五号)」を加え、同号を同条第八号の四とし、同条第八号の二の次に次の一号を加える。

入の三 新地方公務員等共済組合法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。)第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)をいう。

附則第五条第九号中「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第十九号中「第八号の四ロからニ」を「第八号の五ロからホ」に改め、同条第二十号を削る。

附則第六条第一項中「同法附則第三条第一項に規定する組合員(以下附則第四十三條及び第四十四條を除き、単に「組合員」という。若しくは同項に規定する組合員の被扶養者たる配偶者(以下単に「組合員の被扶養者たる配偶者」という。又はを削り、同条第四項中「組合員若しくは組合員の被扶養者たる配偶者又は」を削る。

附則第七条第二項中「第十五号」を「第十九号」に改める。

附則第八条第二項中「第六項第四号の二」を「第五項第四号の二」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地方公務員共済組合の組合員期間(他の組

合員であつた期間とみなされる期間に係るもの、他の法令の規定により当該組合員期間に算入される期間その他政令で定める期間を含む。)

附則第八条第三項中「組合員期間とする」を「組合員期間とし、同項第三号に掲げる組合員期間の計算について昭和六十年地方公務員共済改正法附則第三十五條第一項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した組合員期間とする」に改める。

附則第八条第五項を削り、附則第八条第六項第四号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は組合員となるに至つた場合」を削り、同項第四号の二ニ「適用対象共済組合」を「法律によつて組織された共済組合(以下単に「共済組合」という。に改め、同項第七号の二ニ「適用対象共済組合」を「共済組合」に改め、同項第十一号中、新国民年金法附則第三条第一項の規定により国民年金の被保険者とされなかつた期間」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項及び第十項を削り、同条第十一項中「○中」を「○を」に改め、同条第十二項中「○を」を「○を」に改め、同条第十三項中「○を」を「○を」に改め、同項を同条第十三項とする。

十項を削り、同条第十一項中「○を」を「○を」に改め、同条第十二項中「○を」を「○を」に改め、同条第十三項中「○を」を「○を」に改め、同項を同条第十三項とする。

附則第八條の二の見出し中「適用対象共済組合を、共済組合」に改め、同条中「適用対象組合員を、共済組合の組合員」に改める。

附則第十一條第五項及び第六項中「適用対象共済組合」を「共済組合」に改める。

附則第十二條第一項第一号中「合算対象期間」を「及び合算対象期間」に、「第六項」を「第五項」に改め、「並びに新国民年金法附則第七條第一項に規定する組合員であつた期間及び同項に規定する組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間」を削り、同項第三号中「附則第八條第六項」及び附則第八條第五項に改め、「及び組合員であつた期間（施行日以後の期間に係るものに限る。）」を削り、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号を第十九号とし、同項第十四号中「適用対象共済組合」を「共済組合」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十三号を第十七号とし、第十一号の次に次の五号を加える。

十二 新地方公務員等共済組合法附則第二十八條の四第一項に規定する基準日前の同項に規定する警察職員（以下この号において単に「警察職員」という。）であつた期間（昭和六十年地方公務員共済改正法第二條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「新地方の施行法」という。）の規定により当該警察職員であつた期間に算入される期間を含む。以下この号において同じ。）に係る地方公務員共済組合の組合員期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについて

は、通算対象期間であるものに限る。以下この号において同じ。）が十五年以上であること若しくは同法附則第二十八條の四第一項第二号イからホまでのいずれかに掲げる者であつて警察職員であつた期間に係る地方公務員共済組合の組合員期間がそれぞれ同号イからホまでに掲げる年数以上であること又は同法附則第二十八條の九に規定する者であつて同条に規定する組合員期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。）が十五年以上であること。

十三 新地方公務員等共済組合法附則第二十八條の四第一項又は第二十八條の九若しくは第二十八條の十の規定の適用を受けることにより同法による退職共済年金を受けることができること。

十四 新地方の施行法第八條第一項又は第二項（同法第三十六條第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る同法第八條第一項又は第二項に規定する条例在職年のうち通算対象期間以外のものを除いてこれらの規定に該当する場合に限る。）、同法第四十八條第一項（同法第五十二條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る同法第四十八條第一項に規定する地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間に係る条例在職年のう

ち通算対象期間以外のものを除いて同項の規定に該当する場合に限る。）、同法第五十五條第一項（同法第五十九條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る同項に規定する警察在職年のうち通算対象期間以外のものを除いて同項の規定に該当する場合に限る。）、又は同法第六十二條第一項（同法第六十六條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に該当すること（昭和三十六年四月一日前の期間に係る同項に規定する消防職員としての年金条例職員期間に係る条例在職年のうち通算対象期間以外のものを除いて同項の規定に該当する場合に限る。）、

十五 新地方の施行法第八條第二項若しくは第三項、第九條第二項若しくは第十條第一項から第三項まで（これらの規定を同法第三十六條第一項において準用する場合を含む。）、第四十八條第一項若しくは第二項（同法第五十二條において準用する場合を含む。）、第五十五條第一項若しくは第二項（同法第五十九條において準用する場合を含む。）、又は第六十二條第一項若しくは第二項（同法第六十六條第一項において準用する場合を含む。）、の規定の適用を受けることにより新地方公務員等共済組合法による退職共済年金を受けることができること（前号に該当する場合を除く。）、

公共団体の長であつた期間に係る地方公務員共済組合の組合員期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。以下この号において同じ。）が十二年以上であること若しくは同法附則別表第二の上欄に掲げる者であつて同項に規定する地方公共団体の長であつた期間に係る地方公務員共済組合の組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること又は同項の規定の適用を受けることにより新地方公務員等共済組合法による退職共済年金を受けることができること。

附則第十二條第二項を次のように改める。

2 新国民年金法附則第七條第二項の規定は、前項第一号に規定する合算対象期間の計算について準用する。

附則第十五條第一項第一号中「第六項」を「第五項」に改め、「並びに新国民年金法附則第七條第一項に規定する組合員であつた期間及び同項に規定する組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間を合算した期間」を削る。

附則第十五條第五項を次のように改める。

5 新国民年金法附則第七條第二項の規定は、第一項第一号に規定する合算対象期間の計算について準用する。

附則第十八條第一項中「又は組合員であつた期間」を削り、同項第一号中「合算対象期間」を「及び合算対象期間」に、「第六項」を「第五項」に改め、「並びに新国民年金法附則第七條第一項に規定する組合員であつた期間及び同項に規定する組合員の被扶養者たる配偶者であつた期

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(参議院回付) 議員定数の是正に関する決議案

六五四

間」を削る。

附則第十八条第六項を次のように改める。

6 新国民年金法附則第七條第二項の規定は、第一項第一号に規定する合算対象期間の計算について準用する。

附則第二十二條、第二十六條第一項、第二十七條及び第三十一條第一項中「適用対象共済組合」を「共済組合」に改める。

附則第三十五條第二項中「適用対象共済組合」を「共済組合」に改め、同項第一号中「附則第三十一條第一項第二号」の下に「昭和六十年地方公務員共済改正法附則第三十三條第一項第二号」を加える。

附則第四十三條第一項第二号中「法律によつて組織された」を削り、「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)附則第二十八條の二」を「新地方公務員等共済組合法附則第二十八條の七」に改め、「この条及び次条において同じ」を「組合員」というに改める。

附則第四十八條第三項中「第八條第十一項」を「第八條第八項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第八條第六項各号」を「第八條第五項各号」に、「第七項から第九項まで」を「第六項及び第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「第八條第十二項」を「第八條第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第六項」を「第五項」に、「第八條第十四項」を「第八條第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とする。

附則第四十八條の二の見出し中「適用対象共済組合」を「共済組合」に改め、同条中「適用対象

組合員」を「組合員」に改める。

附則第六十三條第一項中「適用対象共済組合」を「共済組合」に改める。

附則第六十九條第二項ただし書中「若しくは附則第九條の四第一項及び若しくは附則第二十八條の五第一項」を削る。

附則第八十六條第一項中「適用対象共済組合」を「共済組合」に改める。

附則第四百四條中「第二十八條の二第二項」を「第二十八條の七第二項」に改める。

附則第四百四條中「第二十八條の二第二項」を「第二十八條の七第二項」に改める。

附則第四百四條中「第二十八條の二第二項」を「第二十八條の七第二項」に改める。

附則第四百四條中「第二十八條の二第二項」を「第二十八條の七第二項」に改める。

附則第四百四條中「第二十八條の二第二項」を「第二十八條の七第二項」に改める。

附則第四百四條中「第二十八條の二第二項」を「第二十八條の七第二項」に改める。

附則第四百四條中「第二十八條の二第二項」を「第二十八條の七第二項」に改める。

附則第四百四條中「第二十八條の二第二項」を「第二十八條の七第二項」に改める。

附則第四百四條中「第二十八條の二第二項」を「第二十八條の七第二項」に改める。

附則第四百四條中「第二十八條の二第二項」を「第二十八條の七第二項」に改める。

附則第四百四條中「第二十八條の二第二項」を「第二十八條の七第二項」に改める。

のように改める。

新法第二十六條の二第一項	国民年金法第七條第二項	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第○三十四号)による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という)第七條第二項第一号
新法第二十六條の二第二項	同法	国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法(以下「新国民年金法」という)第七條第二項第一号
新法第二十六條の二第三項(新法第二十六條の三第二項において準用する場合を含む。)	同法	新国民年金法
新法第二十六條の三第一項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第一号又は新国民年金法第七條第二項第二号に掲げる者
新法第二十六條の三第二項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第一号
新法第二十六條の三第三項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第四項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第五項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第六項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第七項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第八項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第九項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第十項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第十一項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第十二項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第十三項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第十四項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第十五項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第十六項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第十七項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第十八項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第十九項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第二十項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第二十一項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第二十二項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第二十三項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第二十四項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第二十五項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第二十六項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第二十七項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第二十八項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第二十九項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第三十項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第三十一項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第三十二項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第三十三項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第三十四項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第三十五項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第三十六項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第三十七項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第三十八項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第三十九項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第四十項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第四十一項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第四十二項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第四十三項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第四十四項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第四十五項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第四十六項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第四十七項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第四十八項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第四十九項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第五十項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第五十一項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第五十二項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第五十三項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第五十四項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第五十五項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第五十六項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第五十七項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第五十八項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第五十九項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第六十項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第六十一項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第六十二項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第六十三項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第六十四項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第六十五項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第六十六項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第六十七項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第六十八項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第六十九項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第七十項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第七十一項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第七十二項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第七十三項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第七十四項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第七十五項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第七十六項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第七十七項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第七十八項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第七十九項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第八十項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第八十一項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第八十二項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第八十三項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第八十四項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第八十五項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第八十六項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第八十七項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第八十八項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第八十九項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第九十項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第九十一項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第九十二項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第九十三項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第九十四項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第九十五項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第九十六項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第九十七項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第九十八項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第九十九項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号
新法第二十六條の三第一百項	同法に掲げる者	旧国民年金法第七條第二項第二号

議員定数の是正に関する決議案
右の議案を提出する。

昭和六十年十二月二十日

提出者

小沢 一郎 水平 豊彦
北川 石松 保利 耕輔
亀井 静香 古賀 誠
広瀬 秀吉 渡辺 三郎
平石磨作太郎 西田 八郎
東中 光雄 江藤 隆美
山口 鶴男 榎藤 恒夫
小沢 貞孝 松本 善明

賛成者
阿部 昭吾
甘利 明外三十八名

議員定数の是正に関する決議
衆議院議員の現行選挙区別定数配分規定については、最高裁判所において違憲と判断され、その早急な是正が強く求められている。
本件は、民主政治の基本にかかる問題であり、立法院としてその責任の重大性を深く認識しているところである。
本院は、前国会以来、定数は正法案について精

力的に審査を進めてきたが、諸般の事情により、
 いまだその議了を見るに至っていない。
 本問題の重要性和緊急性にかんがみ、次期国会
 において速やかに選挙区別定数は正の実現を期す
 るものとする。
 右決議する。

昨十九日は、会議を開くに至らなかった。

衆議院会議録第九号(中正誤)

一五二	四〇	だし書	正
一九四	三	受権者	受給権
三〇一	未七	三〇〇未満	三〇〇月未満

昭和六十年十二月二十日 衆議院会議録第十四号 議員定数の是正に関する決議案

昭和六十年十二月二十日 衆議院會議録第十四号

六五六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
〒105
電話 東京 五三 四二(大代)

定価一部
三三〇円